

一 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 信用リスクの内部格付手法</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 信用リスク・アセットの額の算出</p> <p>第一款～第七款の二（略）</p> <p>第八款 その他資産等（第百七十八条―第百七十八条の三）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第八章（略）</p> <p>第八章の二 CVAリスク</p> <p>第一節 算出方式（第二百七十条の二）</p> <p>第二節 標準的リスク測定方式（第二百七十条の三）</p> <p>第三節 先進的リスク測定方式（第二百七十条の四・第二百七十条の五）</p> <p>第九章 マーケット・リスク</p> <p>第一節～第六節（略）</p> <p>第十章・第十一章（略）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 信用リスクの内部格付手法</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 信用リスク・アセットの額の算出</p> <p>第一款～第七款の二（略）</p> <p>第八款 その他資産等（第百七十八条）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第八章（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第九章 マーケット・リスク</p> <p>第一節～第六節（略）</p> <p>第十章・第十一章（略）</p> <p>附則</p>

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 子会社 銀行法（以下「法」という。）第二条第八項に規定する子会社をいう。

二～八 (略)

九 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。

イ 株式又は次に掲げる全ての性質を有するもの

(1)～(3) (略)

ロ 金融機関のTier1資本の額又は基本的項目に算入される資本調達手段と同様の仕組みの金融商品

ハ・ニ (略)

十 (略)

十の二 国際統一基準行 第二条に規定する国際統一基準により自己資本比率を算出する銀行をいう。

十の三 国内基準行 第二十五条に規定する国内基準により自己資本比率を算出する銀行をいう。

十一～二十二 (略)

二十三 上場株式 取引所金融商品市場（金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）

店頭売買有価証券市場（同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）又は外国金融商品市場（同法

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 子会社 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条第八項に規定する子会社をいう。

二～八 (略)

九 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。

イ 株式又は次に掲げるすべての性質を有するもの

(1)～(3) (略)

ロ 金融機関の基本的項目に算入される資本調達手段と同様の仕組みの金融商品

ハ・ニ (略)

十 (略)

(新設)

(新設)

十一～二十二 (略)

二十三 上場株式 取引所金融商品市場（金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）

店頭売買有価証券市場（金融商品取引法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）又は外国金融商品

第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。）において売買されている株式をいう。

二十四～三十四 (略)

三十五 事業法人向けエクスポージャー 法人、信託、事業者たる個人その他これらに準ずるもの（以下「事業法人」という。）に対するエクスポージャー（ソブリン向けエクスポージャー又は金融機関等向けエクスポージャーに該当するものを除く。）をいう。

三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ～ニ (略)

ホ 土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けエクスポージャー

へ～チ (略)

リ 信用保証協会等（信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー

市場（金融商品取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。）において売買されている株式をいう。

二十四～三十四 (略)

三十五 事業法人向けエクスポージャー 法人、信託、事業者たる個人その他これらに準ずるもの（以下「事業法人」という。）に対するエクスポージャーをいう。

三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ～ニ (略)

ホ 土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社をいう。以下同じ。）、地方住宅供給公社（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）に規定する地方住宅供給公社をいう。以下同じ。）及び地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー

へ～チ (略)

リ 信用保証協会等（信用保証協会（信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）に規定する信用保証協会をいう。）、農業信用基金協会（農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第

三十七 金融機関等向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ 金融機関（第七号ロに掲げる者を除く。次号イ(1)において同じ。）に対するエクスポージャー

ロ (略)

ハ 国際開発銀行に対するエクスポージャー（前号トに掲げるものを除く。）

ニ〇へ (略)

三十七の二 大規模規制金融機関等向けエクスポージャー 事業法人等向けエクスポージャーのうち、次に掲げる者に対するエクスポージャーをいう。

イ 大規模規制金融機関（次に掲げる者をいう。ロ(2)において同じ。）

(1) 規制金融機関（金融機関、保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）若しくは少額短期保険業者（同条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。）若しくは第一種金融商品取引業者若しくはこれらに準ずる外国の者又は銀行持株会社、同条第十六項に規定する保険持株会社若しくは金融商品取引

二百四号）に規定する農業信用基金協会をいう。）及び漁業信用基金協会（中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）に規定する漁業信用基金協会をいう。）をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー

三十七 金融機関等向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ 第七号に規定する金融機関（同号ロに掲げる者を除く。）に対するエクスポージャー

ロ (略)

ハ 国際開発銀行（前号トに掲げるものを除く。）に対するエクスポージャー

ニ〇へ (略)

(新設)

法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社若しくはこれらに準ずる外国の者をいう。以下この号、第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）であつてその連結貸借対照表の資産の部に計上した額が千億合衆国ドルに相当する額以上である者

(2) (1)に掲げる者の子法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）

ロ 非規制金融機関（金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含む。）であつて、次に掲げる者以外のもの（金融機関その他の金融システムに影響を及ぼすと認められる者と高い相関関係を有しないと認められる者を除く。）をいう。）

(1) 規制金融機関

(2) 大規模規制金融機関（規制金融機関を除く。）

三十八〜五十二（略）

五十三 適格債権担保 次の要件の全てを満たす債権であつて、内部格付手法採用行に担保として供されたものをいう。

イ・ロ（略）

ハ 債務者の子法人等又は関連法人等（令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）その他債務者とデフォルトの相関関係の高いものに対する債権ではないこと。

三十八〜五十二（略）

五十三 適格債権担保 次の要件のすべてを満たす債権であつて、内部格付手法採用行に担保として供されたものをいう。

イ・ロ（略）

ハ 債務者の子法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）又は関連法人等（令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）その他債務者とデ

五十四～五十七 (略)

五十八 購入事業法人等向けエクスポージャー 内部格付手法採用行又は当該内部格付手法採用行の連結子法人等(銀行の子法人等であつて、連結自己資本比率(次条又は第二十五条に規定する連結自己資本比率をいう。)の算出に当たり連結の範囲に含まれるものをいう。以下同じ。)が第三者から譲り受けた事業法人等向けエクスポージャーをいう。

五十九～七十二 (略)

七十三 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミニングと証券化エクスポージャーの元利払いのタイミニングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスポージャーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与(コミットメント(スタンドバイ契約、クレジットライン等をいう。以下同じ。))及び債権買取契約を含む。)であつて、かつ、次に掲げる性質を全て満たすものをいう。

イ・ロ (略)

ハ 信用供与を執行する以前に生じた損失の補填に利用されるものではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続的に無条件に実行されるように仕組みられたものでないこと。

ニ～ト (略)

七十四～七十七 (略)

フォルトの相関関係の高いものに対する債権ではないこと。

五十四～五十七 (略)

五十八 購入事業法人等向けエクスポージャー 内部格付手法採用行又は当該内部格付手法採用行の連結子法人等(銀行の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。以下同じ。)が第三者から譲り受けた事業法人等向けエクスポージャーをいう。

五十九～七十二 (略)

七十三 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミニングと証券化エクスポージャーの元利払いのタイミニングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスポージャーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与(コミットメント(スタンドバイ契約、クレジットライン等をいう。以下同じ。))及び債権買取契約を含む。)であつて、かつ、次に掲げる性質をすべて満たすものをいう。

イ・ロ (略)

ハ 信用供与を執行する以前に生じた損失の補填に利用されるものではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続的に無条件に実行されるように仕組みられたものでないこと。

ニ～ト (略)

七十四～七十七 (略)

第二章 国際統一基準（連結自己資本比率）

（連結自己資本比率の計算方法）

第二条 海外営業拠点（外国に所在する支店又は法第十六条の二第一項第七号に掲げる会社（銀行が総株主、総社員又は総出資者の議決権（以下「総株主等の議決権」という。）の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。以下同じ。）を有する銀行の自己資本比率基準（以下「国際統一基準」という。）のうち法第十四条の二第二号に定める基準（以下この章において「連結自己資本比率」という。）は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 連結普通株式等Tier1比率 次の算式により得られる比率に百分之四・五パーセント以上とする。

普通株式等Tier1資本の額（普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額－普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額）

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル

・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

- 二 連結Tier1比率 次の算式により得られる比率に百分之六・五パーセント以上とする。

Tier1資本の額（普通株式等Tier1資本の額＋

第二章 国際統一基準（連結自己資本比率）

（算式）

第二条 海外営業拠点（外国に所在する支店又は法第十六条の二第一項第七号に掲げる会社（銀行が総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。以下同じ。）を有する銀行の自己資本比率基準（以下「国際統一基準」という。）のうち法第十四条の二第二号に定める基準（次条において「連結自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、八パーセント以上とする。

- 四 自己資本の額（基本的項目＋補充的項目＋準備的項目－控除項目）

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

その他Tier1資本の額（その他Tier1資本に係る基礎項目の額－その他Tier1資本に係る調整項目の額）

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル

・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

三 連結総自己資本比率 次の算式により得られる比率に百分之八パーセント以上とする。

総自己資本の額（Tier1資本の額＋Tier2資本の額（Tier2資本に係る基礎項目の額－Tier2資本に係る調整項目の額））

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル
・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

（連結の範囲）

第三条 連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、銀行が法第十六条の二第一項第一号から第十一号まで又は第十三号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（第八条第八項第一号ロ、第二十六条第一項及び第三

（連結の範囲）

第三条 連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、銀行が法第十六条の二第一項第一号から第十一号まで又は第十三号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（第八条第一項、第二十六条第一項及び第三十一条第

十一条第一項において「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、銀行が法第十六条の二第一項第五号、第五号の二又は第九号に掲げる会社（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等（第五条第二項第一号イ(1)、第二十六条第二項及び第三十一条第一項第二号ハにおいて「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

（マーケット・リスク相当額不算入の特例）

第四条 次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に定める場合には、第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額（以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。）を算入しないことができる。

- 一 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。第十条第二項第二号において「規則」という。）第十三条の六の三第一項の規定に基づき特定取引勘定を設けた銀行（以下「特定取引勘定設置銀行」という。）次に掲げる条件の全てを満たす場合
イ 直近の期末（中間期末を含む。以下同じ。）から自己資本比率の算出を行う日（以下「算出基準日」という。）までの間に
おける特定取引勘定の資産（証券化取引を目的として保有して

一項において「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、銀行が法第十六条の二第一項第五号、第五号の二又は第九号に掲げる会社（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等（第八条第一項、第二十六条第二項及び第三十一条第一項において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

（マーケット・リスク相当額不算入の特例）

第四条 次の各号に掲げる銀行について、当該各号に定める場合には、第二条の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額（以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。）を算入しないことができる。ただし、当該算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、準補完的項目を算入してはならない。

- 一 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。第十条第二項第二号において「規則」という。）第十三条の六の三第一項の規定に基づき特定取引勘定を設けた銀行（以下「特定取引勘定設置銀行」という。）次に掲げる条件の全てを満たす場合
イ 直近の期末（中間期末を含む。以下同じ。）から自己資本比率の算出を行う日（以下「算出基準日」という。）までの間に
おける特定取引勘定の資産（証券化取引を目的として保有して

いる資産及び第二百七十条の三第一項又は第二百七十条の四第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。)及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ロ (略)

ハ 直近の算出基準日において第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないこと。

ニ 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ・ロ (略)

ハ 直近の算出基準日において第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないこと。

(普通株式等Tier1資本の額)

第五条 第二条第一号の算式において、普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 普通株式に係る株主資本の額(社外流出予定額(剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。))を除く。)

二 その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額

三 普通株式に係る新株予約権の額

四 普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額

2 第二条第一号の算式において、普通株式等Tier1資本に係る

いる資産を除く。以下同じ。)及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ロ (略)

ハ 直近の算出基準日において第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないこと。

ニ 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ・ロ (略)

ハ 直近の算出基準日において第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないこと。

(基本的項目)

第五条 第二条の算式において基本的項目の額は、株主資本(非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額(剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。))並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。)、その他有価証券評価差損(連結財務諸表規則第四十三

条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計(時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べ

調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額

イ 次に掲げる無形固定資産の額の合計額

(1) 無形固定資産（のれんに係るもの）に限り、のれん相当差額（他の金融機関等（第八条第六項第一号に規定する他の金融機関等をいう。）であつて、連結子会社（連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいう。以下この(1)において同じ。）である保険子法人等又は持分法（同条第八号に規定する持分法をいう。以下この(1)、第九条第一項及び第三十二条第一項において同じ。）が適用される者に係る差額（連結子会社である保険子法人等にあつては連結財務諸表規則第二十八条第五項の規定によりのれんを含めて表示される差額をいい、持分法が適用される者にあつてはこれに相当するものをいう。）をいう。第十条第二項第一号へにおいて同じ。）を含む。）の額

(2) 無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額

ロ 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額

ハ 繰延ヘッジ損益（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が前項第二号のその他の包括利益累計額の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。）の額

る方法をいう。以下同じ。）を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。第二十八条において同じ。）を、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第四号及び第六号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除したものとす。

一 のれんに相当する額（正の値である場合に限る。以下同じ。）

二 営業権（のれんを除く。以下同じ。）に相当する額

三 企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産（のれんを除く。第十条、第二十八条及び第三十三条において同じ。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。第十条、第二十八条及び第三十三条において同じ。）

四 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

五 内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額（第五十条に定める期待損失額をいう。以下この章から第五章までにおいて

ニ 内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額（第百五十条に規定する期待損失額をいう。以下この章から第五章までにおいて同じ。）の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額

ホ 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

ヘ 負債の時価評価（銀行又は連結子法人等の信用リスクの変動に基づくものに限る。）により生じた時価評価差額であつて自己資本に算入される額

ト 前払年金費用の額

二 自己保有普通株式の額

三 意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額

四 少数出資金融機関等の普通株式の額

五 特定項目に係る十パーセント基準超過額

六 特定項目に係る十五パーセント基準超過額

七 その他Tier1資本不足額

3 第一項の「普通株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

一 残余財産の分配について、最も劣後するものであること。

二 残余財産の分配について、一定額又は上限額が定められておらず、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、株主の保有する株式の数に応じて公平に割当てを受ける

同じ。）の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

2 あらかじめ定められた期間が経過した後に一定の金利又は配当率（以下「ステップ・アップ金利等」という。）を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等（専ら当該銀行の資本調達を目的として海外に設立された連結子法人等（以下「海外特別目的会社」という。）の発行する優先出資証券を含む。）の発行について、発行予定株式等の額及び発行済株式等の額の合計額は発行時の基本的項目の額及び当該発行予定株式等の額の合計額の十五パーセントを限度とする。

3 海外特別目的会社の発行する優先出資証券については、次に掲げる条件のすべてを満たす場合に限り、当該優先出資証券に係る連結子法人等の少数株主持分について基本的項目に算入できる。

一 非累積的永久優先出資であること。

二 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

三 業務を継続しながら当該銀行内の損失の補てんに充当されるものであること。

4 前項の優先出資証券について、償還を行う場合に当該証券発行後五年を経過した日以降に海外特別目的会社の任意により実行されるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還を行うことができるものについて同項の適用があるものとする。

一 当該償還を行った後において当該銀行が十分な自己資本比率を

ものであること。

三 償還期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、償還されるものでないこと。

四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

五 剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われ、その額が株式の払込金額を基礎として算定されるものでなく、かつ、分配可能額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の配当について上限額が定められていないこと。

六 剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと。

七 剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものでないこと。

八 他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。

九 発行者の倒産手続（破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続をいう。以下同じ。）に關し当該発行者が債務超過（債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。以下同じ。）にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。

維持することができると見込まれるとき。

二 当該償還の額以上の額の資本調達を行うとき。

5 第三項の優先出資証券について、ステップ・アップ金利等の上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である海外特別目的会社が償還を行う蓋然性が高いと認められるときは、同項の適用はないものとする。

6 第一項中「その他有価証券」とは、連結財務諸表規則第二条第十八号に規定するものをいう（以下この章及び第四章において同じ。）。

7 金融庁長官が別に定める銀行について、繰延税金資産の純額（繰延税金資産から繰延税金負債を控除したものをいう。第十条、第二十八条及び第三十三条において同じ。）に相当する額が第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は、当該上回る額を同項に規定する基本的項目の額から控除した額を当該銀行の基本的項目の額とする。

十 払込金額が適用される企業会計の基準において株主資本として計上されるものであること。

十一 発行者により現に発行され、払込済みであり、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

十三 株主総会、取締役会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づき発行されたものであること。

十四 発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段と明確に区別して記載されるものであること。

4 第二項第一号イ又はトに掲げる額を算出する場合において、これらの規定に掲げる額に関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの規定に掲げる額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺することができる。

(その他Tier1資本の額)

第六条 第二条第二号の算式において、その他Tier1資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額（社外流出予定額を除く。）

(補完的項目)

第六条 第二条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この条及び次条において同じ。）から次条に定める補完的項目の額を控除した額を超えない額（第二条の算式にマ-

二	その他Tier 1資本調達手段に係る負債の額
三	その他Tier 1資本調達手段に係る新株予約権の額
四	特別目的会社等の発行するその他Tier 1資本調達手段の額
五	その他Tier 1資本に係る調整後少数株主持分等の額
2	第二条第二号の算式において、その他Tier 1資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。
一	自己保有その他Tier 1資本調達手段の額
二	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額
三	少数出資金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額
四	その他金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額
五	Tier 2資本不足額
3	第一項第四号に掲げる特別目的会社等の発行するその他Tier 1資本調達手段の額は、特別目的会社等（専ら銀行の資本調達を行うことを目的として設立された連結子法人等をいう。以下同じ。）の資本調達手段のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものの額とする。
一	当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Tier 1資本調達手段に該当するものであること。
二	当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該特別目的会社等の親法人等（令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）である銀行が即時かつ無制限に利用可能であること。

<p>ケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第三号イに掲げる一般貸倒引当金については、第二条の算式の分母（内部格付手法採用行にあつては、第五百五十二条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額）の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第三号ロに掲げる額については、第五百五十二条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株（残存期間が五年以内になつたものにあつては、毎年、連結貸借対照表計上額に残存年数（一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数）から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。）については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。</p>
<p>一 その他有価証券（第八条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。）について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額（ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。）の四十パーセントに相当する額</p>

- 三 前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段がその他Tier1資本調達手段に該当するものであること。
- 四 当該特別目的会社等の親法人等である銀行がその総株主等の議決権の全てを保有すること。
- 4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式（前条第三項に規定する普通株式をいう。以下この章において同じ。）に該当するものを除く。）をいう。
 - 一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。
 - 二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。
 - 三 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。
 - 四 償還期限が定められておらず、あらかじめ定めた期間が経過した後に上乗せされる一定の金利又は配当率（以下「ステップ・アップ金利等」という。）に係る特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。
 - 五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについて
- 二 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額
- 三 次に掲げるものの合計額
 - イ 一般貸倒引当金（内部格付手法採用行においては第百五十一条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十八条、第二十九条及び第四十一条において同じ。）
 - ロ 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額
 - 四 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するもの
 - イ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
 - ロ 次項に規定する場合を除き、償還されないものであること。
 - ハ 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。
 - ニ 利払いの義務の延期が認められるものであること。
- 五 期限付劣後債務（契約時における償還期間が五年を超えるものに限る。）
- 六 期限付優先株
- 2 前項第四号から第六号までに掲げるものについて、同項第四号に掲げるものの償還又は同項第五号若しくは第六号に掲げるものの期限前償還（以下この条において「償還等」という。）の特約が付さ

やむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後五年を経過する日前に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 償還又は買戻しに際し、自己資本の充実に付いて、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しのための資本調達（当該償還又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還又は買戻しの時以前に行われること。

(2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結自己資本比率を維持することが見込まれること。

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

七 剰余金の配当又は利息の支払の停止について、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 剰余金の配当又は利息の支払の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること。

れている場合には、当該償還等が債務者である銀行の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるもの限り、同項第四号から第六号までに掲げるものに該当するものとする。

一 当該償還等を行った後において当該銀行が十分な自己資本比率を維持することができるの見込まれるとき。

二 当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。

3 第一項第四号から第六号までに掲げるものについて、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である銀行が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日をその償還期日とみなす。

- ロ 剰余金の配当又は利息の支払の停止を決定することが発行者の債務不履行とならないこと。
- ハ 剰余金の配当又は利息の支払の停止により流出しなかった資金を発行者が完全に利用可能であること。
- ニ 剰余金の配当又は利息の支払の停止を行った場合における発行者に対する一切の制約（同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当及び利息の支払に関するものを除く。）がないこと。
- 八 剰余金の配当又は利息の支払が、法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われるものであること。
- 九 剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。
- 十 発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものではないこと。
- 十一 負債性資本調達手段である場合には、第二条第一号の算式における連結普通株式等 Tier 1 比率が一定の水準を下回ったときに連結普通株式等 Tier 1 比率が当該水準を上回るために必要な額又はその全額の元本の削減又は普通株式への転換（以下「元本の削減等」という。）が行われる特約その他これに類する特約が定められていること。
- 十二 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接

又は間接に融通されたものでないこと。

十三 ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関して有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。

十四 特別目的会社等が発行する資本調達手段である場合には、発行代り金を利用するために発行される資本調達手段が前各号及び次号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該資本調達手段の発行者が発行代り金の全額を即時かつ無制限に利用可能であること⁹¹

十五 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合は、この限りでない。

5 | 第二条第二号の算式において、その他Tier1資本に係る調整項目の額がその他Tier1資本に係る基礎項目の額を上回る場合には、その他Tier1資本の額は、零とする。

(Tier2資本の額)

第七条 第二条第三号の算式において、Tier2資本に係る基礎項目

(準補完的項目)

第七条 第二条の算式において準補完的項目の額は、基本的項目の額

目の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、Tier 2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額に算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一 Tier 2資本調達手段に係る株主資本の額（社外流出予定額を除く。）

二 Tier 2資本調達手段に係る負債の額

三 Tier 2資本調達手段に係る新株予約権の額

四 特別目的会社等の発行するTier 2資本調達手段の額

五 Tier 2資本に係る調整後少数株主持分等の額

六 次に掲げる額の合計額

イ 一般貸倒引当金（内部格付手法採用行においては第百五十一条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十九条、第二十九条及び第四十一条において同じ。）の額（当該額が第二条各号の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあつては、第百五十二条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

ロ 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャー

が同条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額の四パーセントに相当する額を上回る場合においては、次の各号に掲げる性質のすべてを有する劣後債務（以下この章及び第三章において「短期劣後債務」という。）の合計額のうち、当該上回る額の二百五十パーセントに相当する額、第十一条に定めるマーケット・リスク相当額の合計額の七分の五に相当する額及び基本的項目の額のうち最も小さい額を超えない額に相当する額とし、基本的項目の額が第二条の信用リスク・アセットの額の合計額の四パーセントに相当する額以下である場合においては、算入しないものとする。

一 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

二 契約時における償還期間が二年以上のものであること。

三 約定された償還期日以前に償還されないものであること。

四 銀行が当該劣後債務の元利払いを行った後においても自己資本比率が八パーセント以上となる場合を除き、元利払いを行わないことの特約が付されていること。

-
- の期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第百五十二条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）
- 2 | 第二条第三号の算式において、Tier 2資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。
- 一 | 自己保有Tier 2資本調達手段の額
 - 二 | 意図的に保有している他の金融機関等のTier 2資本調達手段の額
 - 三 | 少数出資金融機関等のTier 2資本調達手段の額
 - 四 | その他金融機関等のTier 2資本調達手段の額
- 3 | 第一項第四号に掲げる特別目的会社等の発行するTier 2資本調達手段の額は、特別目的会社等の資本調達手段のうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの（前条第三項各号に掲げる要件の全てを満たすものを除く。）の額とする。
- 一 | 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Tier 1資本調達手段（前条第四項に規定するその他Tier 1資本調達手段をいう。以下この章において同じ。）又はTier 2資本調達手段に該当するものであること。
 - 二 | 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該特別目的会社等の親法人等である銀行が即時かつ無制限に利用可能であること。
- 三 | 前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段が
-

その他Tier 1資本調達手段又はTier 2資本調達手段に該当するものであること。

四 当該特別目的会社等の親法人等である銀行がその総株主等の議決権の全てを保有すること。

4 第一項及び前項の「Tier 2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式又はその他Tier 1資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。

二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務（劣後債務を除く。）に対して劣後的内容を有するものであること。

三 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

四 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。次号並びに第十九条第四項第四号及び第五号において同じ。）を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の日

- 的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前)に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
- イ 償還等又は買戻しに際し、自己資本の充実に付いて、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。
- ロ 償還等又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。
- ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
- (1) 償還等又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還等又は買戻しのための資本調達(当該償還等又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。)が当該償還等又は買戻しの時以前に行われること。
- (2) 償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結自己資本比率を維持することが見込まれること。
- 六 発行者が債務の履行を怠った場合における期限の利益の喪失に ついての特約が定められていないこと。
- 七 剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。
- 八 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又

は間接に融通されたものでないこと。

九 特別目的会社等が発行する資本調達手段である場合には、発行代り金を利用するために発行される資本調達手段が前各号及び次号に掲げる要件の全て又は前条第四項各号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該資本調達手段の発行者が発行代り金の全額を即時かつ無制限に利用可能であること。

十 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合は、この限りでない。

5 第二条第三号の算式において、Tier2資本に係る調整項目の額がTier2資本に係る基礎項目の額を上回る場合には、Tier2資本の額は、零とする。

(調整後少数株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第八条 第五条第一項第四号、第六条第一項第五号及び前条第一項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等(連結子法人等)

(控除項目)

第八条 第二条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 他の金融機関の自己資本比率の向上のため、意図的に当該他の金融機関の株式その他の資本調達手段を保有していると認められ

特別目的会社等を除く。以下この条において同じ。）のうち金融機関又はパーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）を含む。）の適用を受ける者という。以下この号において同じ。）の少数株主持分相当普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額をいい、当該特定連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とする。以下この号において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等である銀行の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に普通株式等Tier1資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の少数株主持分相当普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額を単体普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

イ 当該特定連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額（当該特定連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とする。ロにおいて同じ。）に七パーセントを乗じて得た額

ロ 第二条各号の算式の分母の額のうち当該特定連結子法人等に

る場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含む。）における、当該保有している他の金融機関の資本調達手段（預金保険法第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等の際に保有することとなった同条第一項に規定する救済金融機関及び救済銀行持株会社等の資本調達手段を除く。以下この条、第二十条、第三十一条及び第四十三条において同じ。）（以下「意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段」という。）の額

二 銀行又は連結子法人等が保有している次に掲げるものの資本調達手段（前号に該当するものを除く。）の額を合算した額

イ 金融子会社（保険会社等を除く。）であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結の範囲に含まれないもの

ロ 当該銀行が法第十六条の二第一項第一号から第十一号まで又は第十三号に掲げる会社（同項第十一号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むものを除く。以下この号及び第三十一条第一項において「金融業務を営む会社」という。）（保険会社等を除く。）を子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結の範囲に含まれないもの（イに掲げるものを除く。）

ハ 保険子法人等

関連するものの額（当該特定連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に関連するものの額をいう。）に七パーセントを乗じて得た額

二 第六条第一項第五号に掲げるその他Tier 1資本に係る調整後少数株主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分等相当Tier 1資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体Tier 1資本に係る基礎項目の額（第十四条第一号の算式における普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目の額及び同条第二号の算式におけるその他Tier 1資本に係る基礎項目の額（第十八条第一項第四号に掲げる額を除く。）の合計額をいい、当該連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とする。以下この項において同じ。）のうち当該連結子法人等の親法人等である銀行の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にTier 1資本に係る第三者持分割合（連結子法人等の少数株主持分等相当Tier 1資本に係る基礎項目の額を単体Tier 1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四号に掲げる額を控除した額とする。

イ 当該連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額（当該連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とす

二 当該銀行が金融業務を営む会社を関連法人等としている場合における当該関連法人等（次条、第三十一条第一項及び第三十二条において「金融業務を営む関連法人等」という。）

三 第七十九条の五第二項第二号、第二百二十五条及び第二百七十七条の二第二項第二号の規定により控除されることとなる額

四 内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

五 第六十六条第一項第二号に定める PD/LGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額

六 第二百四十七条（第二百二十七条、第三百三十六条第一項及び第三百二条の五第二項において準用する場合を含む。）に掲げる額

2 前項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段が当該他の金融機関にとつて次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している銀行の自己資本比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除項目の額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものを超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるもの額とする。

他の金融機関の資本調達手段

自己資本比率の算出の際の額

る。ロにおいて同じ。)に八・五パーセントを乗じて得た額

ロ 第二条各号の算式の分母の額のうち当該連結子法人等に関連するものの額(当該連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に関連するものの額をいう。)に八・五パーセントを乗じて得た額

三 前条第一項第五号に掲げるTier2資本に係る調整後少数株主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体総自己資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎項目の額及び第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額(第十九条第一項第四号に掲げる額を除く。))の合計額をいい、当該連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とする。以下この号において同じ。)のうち当該連結子法人等の親法人等である銀行の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三者持分割合(連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四号及び第六条第一項第五号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

イ 当該連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額(当該連結

<p>一 第六条第一項第四号に掲げるもの及びこれに準ずるもの</p>	<p>第六条第一項第一号から第四号までに掲げるものうち、補完的項目に算入されないものの額</p>
<p>二 第六条第一項第五号及び第六号に掲げるもの並びにこれらに準ずるもの</p>	<p>次に掲げるものの合計額</p> <p>イ 第六条第一項第五号及び第六号に掲げるものうち、補完的項目に算入されないものの額</p> <p>ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額</p>
<p>三 短期劣後債務及びこれに準ずるもの</p>	<p>次に掲げるものの合計額</p> <p>イ 短期劣後債務のうち、準補完的項目に算入されないものの額</p> <p>ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額</p>

- 子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とする。ロにおいて同じ。）に十・五パーセントを乗じて得た額
- ロ 第二条各号の算式の分母の額のうち当該連結子法人等に関するもの額（当該連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に関連するもの額をいう。）に十・五パーセントを乗じて得た額
- 2 前項第二号に定める額を算出する場合において、連結子法人等に当該連結子法人等の子法人等である特別目的会社等があるときは、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の額を、同号のその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。
- 一 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Tier1資本調達手段に該当するものであること。
- 二 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該連結子法人等が即時かつ無制限に利用可能であること。
- 三 前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段がその他Tier1資本調達手段に該当するものであること。
- 四 当該連結子法人等が当該特別目的会社等の総株主等の議決権の全てを保有すること。
- 3 第一項第三号に定める額を算出する場合において、連結子法人等に当該連結子法人等の子法人等である特別目的会社等があるときは、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該特別目的会社等の発行する資本調達手段（前項各号に掲げる要件の全てを満たすも

のを除く。)の額を、第一項第三号のTier 2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

一 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Tier 1資本調達手段又はTier 2資本調達手段に該当するものであること。

二 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該連結子法人等が即時かつ無制限に利用可能であること。

三 前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段がその他Tier 1資本調達手段又はTier 2資本調達手段に該当するものであること。

四 当該連結子法人等が当該特別目的会社等の総株主等の議決権の全てを保有すること。

4 第五条第二項第二号、第六条第二項第一号及び前条第二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第二号に掲げる自己保有普通株式の額は、銀行又は連結子法人等が当該銀行又は連結子法人等の資本調達手段(自己株式(連結財務諸表規則第二条第十九号に規定する自己株式をいう。))に該当するものを除く。)を保有している場合(法人等(令第四条の二第二項に規定する法人等をいう。以下同じ。))であつて、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない者(以下この条において「連結範囲外の法人等」という。))に對する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む

む。)における当該資本調達手段(次号及び第三号、次項並びに第十條第二項第一号へにおいて「自己保有資本調達手段」という。)のうち普通株式に該当するものの額とする。

二 第六條第二項第一号に掲げる自己保有その他Tier1資本調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に該当するものの額とする。

三 前條第二項第一号に掲げる自己保有Tier2資本調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。

5 前項各号に定める額を算出する場合において、銀行又は連結子法人等が自己保有資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、当該自己保有資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

6 第五條第二項第三号、第六條第二項第二号及び前條第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五條第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、銀行又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者(これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。)であつて連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの(以下この章において「他の金融機関等」という。)との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意

図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（普通株式（みなし普通株式（普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも該当しない資本調達手段（規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において第二条第三号の算式における総自己資本の額に相当するものを構成するものに限る。）を含む。）をいう。以下この条において同じ。））、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段をいう。以下この条及び第十条第二項第一号において同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該銀行又は連結子法人等の普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有している」と認められる場合（銀行若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。）のうち普通株式に該当するものの額とする。

二 第六条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に該当するものの額とする。

三 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。

7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号及び前条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（銀行及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）の対象資本調達手段を銀行又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段の額の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に少数出資に係る普通株式保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額を少数出資に係

る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

二 第六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier 1資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier 1資本調達手段に該当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

三 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier 2資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に該当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

8 第六条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第六条第二項第四号に掲げるその他Tier 1資本調達手段の額は、その他金融機関等(次に掲げる者又はこれに準ずる外国の者をいう。)の対象資本調達手段を銀行又は連結子法人等が保有している場合(連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。)における

当該対象資本調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。）のうちその他Tier1資本調達手段に該当するものの額とする。

イ 当該銀行及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等

ロ 連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない金融子会社（イに掲げる者を除く。）

ハ 当該銀行が法第十六条の二第一項第一号から第十一号まで又は第十三号に掲げる会社（同項第十一号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むものを除く。以下この号及び第三十一条第一項において「金融業務を営む会社」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（イ及びロに掲げる者を除く。）

ニ 当該銀行が金融業務を営む会社を関連法人等としている場合における当該関連法人等（次条、第三十一条第一項及び第三十二条において「金融業務を営む関連法人等」という。）（イに掲げる者を除く。）

ホ 他の金融機関等であつて、当該銀行を子法人等とする親法人等である者（イに掲げる者を除く。）

ヘ 他の金融機関等であつて、当該銀行を子法人等とする親法人

等の子法人等（当該銀行を除く。）又は関連法人等である者（イからホまでに掲げる者を除く。）

9) 二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。

第五条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

二 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

10) 第五条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本調達手段の

- うち普通株式に該当するもの、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。次号において同じ。）及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第五条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。
- 。 から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額
- 二 特定項目に係る調整対象額に、無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額
- 三 特定項目に係る調整対象額に、繰延税金資産の額から前項第三号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額
- 11 第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、銀行又は連結子法人等が少数出資金融機関等の対象資本調達手段又はその他金融機関等

に係る対象資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

12| 第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び第十項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一| その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段

二| 引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。第二十条第九項第二号において同じ。）により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

13| 第九項第三号及び第十項第三号並びに第五条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第四項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一| 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額 繰延税金

負債の額のうち当該額に繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額を繰延税金資産の額で除して得た割合を乗じて得た額

二 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 繰延税金負債の額のうち前号に定める額を控除した額

14 第五条第二項第七号及び第六条第二項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第七号に掲げるその他Tier1資本不足額は、第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額からその他Tier1資本に係る基礎項目の額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）とする。

二 第六条第二項第五号に掲げるTier2資本不足額は、第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額からTier2資本に係る基礎項目の額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）とする。

（比例連結）

第九条 金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす場合には、第五条第二項、前条第六項から第十二項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二条各号の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している銀行及び連結子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を

（比例連結）

第九条 金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げる場合において当該各号に定める要件を満たす場合には、前条第一項の規定（同項第二号に係る部分に限る。）にかかわらず、第二条の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している銀行及び連結子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。次項及び第三十

いう。次項及び第三十二条において同じ。)により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、当該金融業務を営む関連法人等は連結子法人等とみなす。

一 当該金融業務を営む関連法人等が、当該金融業務を営む関連法人等を関連法人等とする銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社であつて、当該銀行持株会社又はその子会社(当該金融業務を営む関連法人等を除く。)が合算して当該金融業務を営む関連法人等の総株主等の議決権を保有している場合、当該銀行が当該銀行の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合(法人等の保有する他の法人等の議決権の数が当該他の法人等の総株主等の議決権に占める割合をいう。以下同じ。)を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約その他これに類するもの(以下「契約等」という。)がないこと。

二 前号に掲げる場合以外の場合、次に掲げる全ての要件
 イ 当該金融業務を営む関連法人等に投資を行う二以上の法人等(以下この号において「共同支配会社」という。)が共同でその事業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結していること。

ロ 共同支配会社がイに規定する投資及び事業に関する契約に基づき、当該共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対

二条において同じ。)により連結の範囲に含めて自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法(連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。第三十二条第一項において同じ。)を適用しないものとし、当該関連法人等は連結子法人等とみなす。

場 合	要 件
一 当該金融業務を営む関連法人等が、当該金融業務を営む関連法人等を関連法人等とする銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社であつて、当該銀行持株会社又はその子会社(当該金融業務を営む関連法人等を除く。)が合算して当該金融業務を営む関連法人等の総株主、総社員又は総出資者の議決権を保有している場合	当該銀行が当該銀行の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合(法人等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。以下この章から第六章までにおいて同じ。)の保有する他の法人等の議決権の数が当該他の法人等の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合をいう。以下同じ。)を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等がないこと。

する保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。

ハ 共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合がいずれも百分の二十以上であること。

ニ 当該金融業務を営む関連法人等を関連法人等とする銀行が当該銀行の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等がないこと。

2 前項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して用いなければならない。

二 前号に掲げる場合以外の場合

次に掲げるすべての要件

イ 当該金融業務を営む関連法人等に投資を行う二以上の法人等（以下この号において「共同支配会社」という。）が共同でその事業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結していること。

ロ 共同支配会社がイに規定する投資及び事業に関する契約に基づき、当該共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。

ハ 共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合がいずれも百分の二十以上であること。

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十条 第二条各号の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあつては第四十八条に定めるものを、内部格付手法採用行にあつては第百五十二条に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

イ 個別貸倒引当金（内部格付手法採用行にあつては、その他資産（第百七十八条第二項に規定する資産をいう。以下同じ。）

二 当該銀行が当該銀行の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等がないこと。

2 前項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて自己資本比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して用いなければならない。

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十条 第二条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあつては第四十八条に定めるものを、内部格付手法採用行にあつては第百五十二条に定めるものをいう。

2 銀行は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 のれんに相当する額、営業権に相当する額、企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金（内部格付手法採用行にあつては、その他

に対して計上されているものに限る。)

ロ 特定海外債権引当勘定

ハ 支払承諾見返勘定

ニ 派生商品取引に係る資産

ホ 有価証券、コモディティ又は外国通貨（以下「有価証券等」という。）及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金

ヘ 自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産（のれん相当額を含む。）、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト 第五条第四項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分

二 特定取引勘定設置銀行において第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号イからトまでに定めるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等（規則第十三条の六の三第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に係る資産（証券化取引を目的として保有している資産及び第二百七十条の三第一項又は第二百七十条の四第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。）

資産（第二百七十八条第二項に規定する資産をいう。以下同じ。）

に対して計上されているものに限る。）に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定に相当する額、派生商品取引に係る資産に相当する額、有価証券、コモディティ又は外国通貨（以下「有価証券等」という。）及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金に相当する額、金融庁長官が別に定める銀行について繰延税金資産の純額に相当する額が第五条第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は当該上回る額及び第八条第一項に定める控除項目の額

二 特定取引勘定設置銀行において第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等（規則第十三条の六の三第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に係る資産（証券化取引を目的として保有している資産を除く。以下同じ。）

三 特定取引勘定設置銀行以外の銀行において第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号からトまでに定めるもの並びに当該銀行及び連結子法人等における特定取引等に係る資産

3 第一項の規定にかかわらず、清算機関等（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第三十一条に規定する清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、次に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一・二 （略）

（マーケット・リスク相当額の合計額）

第十一条 第二条各号の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第九章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

一 特定取引勘定設置銀行 特定取引勘定の資産及び負債並びに特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモディティ・リス

三 特定取引勘定設置銀行以外の銀行において第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定めるもの並びに当該銀行及び連結子法人等における特定取引等に係る資産

3 銀行は、清算機関等（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第三十一条に規定する清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、次の各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一・二 （略）

（マーケット・リスク相当額の合計額）

第十一条 第二条の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第九章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

一 特定取引勘定設置銀行 特定取引勘定の資産及び負債並びに特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモディティ・リス

クを伴う取引又は財産並びに連結子法人等における特定取引等に
係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外
国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産（第
五条第二項第二号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四
号まで又は第七条第二項各号に掲げる額に該当する部分を除く。）

二 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 当該銀行及び連結子法人等
における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る
資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを
伴う取引又は財産（第五条第二項第二号から第六号まで、第六条

第二項第一号から第四号まで又は第七条第二項各号に掲げる額に
該当する部分を除く。）

（オペレーショナル・リスク相当額の合計額）

第十二条 第二条各号の算式においてオペレーショナル・リスク相当
額の合計額は、第十章に定めるところにより算出するものの合計額
とする。

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本
の下限）

第十三条 内部格付手法採用行は、次の各号に掲げる期間において、
信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じ
て得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た

クを伴う取引又は財産並びに連結子法人等における特定取引等に
係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外
国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産

二 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 当該銀行及び連結子法人等
における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る
資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを
伴う取引又は財産

（オペレーショナル・リスク相当額の合計額）

第十二条 第二条の算式においてオペレーショナル・リスク相当額の
合計額は、第十章に定めるところにより算出するものの合計額とす
る。

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本
の下限）

第十三条 内部格付手法採用行は、次の各号に定める期間において、
信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じ
て得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に

額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第二條各号の算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

2 先進的計測手法採用行は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第二條各号の算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

3 前二項の規定にかかわらず、銀行が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二條各号の算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二條各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五條第二項各号、第六條第二項各号及び第七條第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法採用行にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用行にあつては標準的手法を含む。第二十四條第四項

十二・五を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第二條に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

2 先進的計測手法採用行は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第二條に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

3 前二項の規定にかかわらず、銀行が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二條に定める算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二條に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第五條第一項各号に掲げる額並びに同條第七項及び第八條の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法採用行にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用行にあつては標準的手法を含む

、第三十六条第四項及び第四十七条第四項において同じ。)とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第七条第一項第六号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法(第三百四条に規定する基礎的手法を含む。第二十四条第五項、第三十六条第五項及び第四十七条第五項において同じ。)とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第七条第一項第六号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第六号に掲げる額を控除した額をいう。

。第二十四条第四項、第三十六条第四項及び第四十七条第四項において同じ。)とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第八条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法(第三百四条に規定する基礎的手法を含む。第二十四条第五項、第三十六条第五項及び第四十七条第五項において同じ。)とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第八条の定めるところにより控除される額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額を控除した額をいう。

(単体自己資本比率の計算方法)

第十四条 国際統一基準のうち法第十四条の二第一号に定める基準(以下この章において「単体自己資本比率」という。)は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 単体普通株式等Tier1比率 次の算式により得られる比率
「 $\frac{\text{Tier1資本の額}}{\text{自己資本の額}}$ 」

普通株式等Tier1資本の額 (普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額－普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額)

信用リスク・アセットの額の合計額＋ワーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

二 単体Tier2比率 次の算式により得られる比率
「 $\frac{\text{Tier2資本の額}}{\text{自己資本の額}}$ 」

Tier1資本の額 (普通株式等Tier1資本の額＋その他Tier1資本の額 (その他Tier1資本に係る基礎項目の額－その他Tier1資本に係る調整項目の額))

信用リスク・アセットの額の合計額＋ワーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

三 単体総自己資本比率 次の算式により得られる比率
「 $\frac{\text{自己資本の額}}{\text{自己資本の額} + \text{調整項目の額}}$ 」

(算式)

第十四条 国際統一基準のうち法第十四条の二第一号に定める基準(次条において「単体自己資本比率」という。)は、次の算式により得られる比率について、八パーセント以上とする。

自己資本の額 (基本的項目＋補完的項目＋準補完的項目－控除項目)

信用リスク・アセットの額の合計額＋ワーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

八パーセント以上とする。

総自己資本の額 (Tier 1 資本の額 + Tier 2 資本の額 (Tier 2 資本に係る基礎項目の額 - Tier 2 資本に係る調整項目の額))

信用リスク・アセットの額の合計額 + マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 + オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

(算出の方法等)

第十五条 単体自己資本比率は、銀行の財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、財務諸表については、財務諸表等規則に基づき作成することとする。ただし、特別目的会社等（銀行がその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。以下この章において同じ。）を有する銀行においては、当該特別目的会社等を含む連結財務諸表に基づき算出することとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表規則に基づき作成することとする。

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第十六条 次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に定める場合には、第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。

(算出の方法等)

第十五条 単体自己資本比率は、銀行の財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、財務諸表については、財務諸表等規則に基づき作成することとする。ただし、海外特別目的会社を有する銀行においては、当該会社を含む連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表規則に基づき作成することとし、連結に伴う自己資本比率算出上の扱いは第二章に準ずることとする。

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第十六条 次の各号に掲げる銀行について、当該各号に定める場合には、第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。ただし、当該算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、準補完的項目を算入してはならな

- 一 特定取引勘定設置銀行 次に掲げる条件の全てを満たす場合
イ・ロ (略)
- ハ 直近の算出基準日において第十四条各号の算式にマーケット
・リスク相当額に係る額を算入していないこと。
- 二 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 次に掲げる条件の全てを満
たす場合

- イ・ロ (略)
- ハ 直近の算出基準日において第十四条各号の算式にマーケット
・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

(普通株式等Tier1資本の額)

第十七条 第十四条第一号の算式において、普通株式等Tier1資
本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 普通株式に係る株主資本の額（社外流出予定額を除く。）
- 二 評価・換算差額等及びその他公表準備金の額
- 三 普通株式に係る新株予約権の額

2 第十四条第一号の算式において、普通株式等Tier1資本に係
る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 次に掲げる額の合計額
- イ 次に掲げる無形固定資産の額の合計額
 - (1) 無形固定資産（のれんに係るものに限る。）の額
 - (2) 無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ラ

い。

- 一 特定取引勘定設置銀行 次に掲げる条件のすべてを満たす場合
イ・ロ (略)
- ハ 直近の算出基準日において第十四条の算式にマーケット・リ
スク相当額に係る額を算入していないこと。
- 二 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 次に掲げる条件のすべてを
満たす場合

- イ・ロ (略)
- ハ 直近の算出基準日において第十四条の算式にマーケット・リ
スク相当額に係る額を算入していないこと。

(基本的項目)

第十七条 第十四条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非
累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第四号
及び第六号に掲げるものを除く。）、その他有価証券評価差損（財
務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評
価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をい
う。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、同号に規
定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負
の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。第四十条に
おいて同じ。）及び新株予約権の合計額から次の各号に掲げる額の
合計額を控除したものとす。

- 一 のれんに相当する額

イツに係るものを除く。)の額

ロ 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額

ハ 繰延ヘッジ損益(財務諸表等規則第六十七条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が前項第二号の評価・換算差額等の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。)の額

ニ 内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額

ホ 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

ヘ 負債の時価評価(銀行の信用リスクの変動に基づくものに限る。)により生じた時価評価差額であつて自己資本に算入される額

ト 前払年金費用の額

二 自己保有普通株式の額

三 意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額

四 少数出資金融機関等の普通株式の額

五 特定項目に係る十パーセント基準超過額

六 特定項目に係る十五パーセント基準超過額

七 その他Tier1資本不足額

3 第一項の「普通株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式

二 営業権に相当する額

三 企業結合により計上される無形固定資産(のれんを除く。第二十一条、第四十条及び第四十四条において同じ。)に相当する額(企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。第二十一条、第四十条及び第四十四条において同じ。)

四 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

五 内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

2 | ステップ・アップ金利等の上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)の発行について、発行予定株式等及び発行済株式等の合計額は発行時の基本的項目の額及び当該発行予定株式等の額の合計額の十五パーセントを限度とする。

3 | 海外特別目的会社の発行する優先出資証券の基本的項目への算入は、発行時の基本的項目の二十五パーセントを限度とする。

4 | 前項の優先出資証券については、次に掲げる条件のすべてを満たす場合に限り、当該優先出資証券に係る連結子法人等の少数株主持分について基本的項目に算入できる。

一 非累積的永久優先出資であること。

二 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

をいう。

- 一 残余財産の分配について、最も劣後するものであること。
- 二 残余財産の分配について、一定額又は上限額が定められておらず、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、株主の保有する株式の数に応じて公平に割当てを受けるものであること。
- 三 償還期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、償還されるものでないこと。
- 四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。
- 五 剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われ、その額が株式の払込金額を基礎として算定されるものでなく、かつ、分配可能額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の配当について上限額が定められていないこと。
- 六 剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと。
- 七 剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものでないこと。
- 八 他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。

。

- 三 発行代り金が当該銀行に即時かつ無制限に利用可能であり、業務を継続しながら当該銀行内の損失の補てんに充当されるものであること。
- 五 第三項の優先出資証券について、償還を行う場合に当該証券発行後五年を経過した日以降に海外特別目的会社の任意により実行されるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還を行うことができるものについて前項の適用があるものとする。
 - 一 当該償還を行った後において当該銀行が十分な自己資本比率を維持することができるの見込まれるとき。
 - 二 当該償還の額以上の額の資本調達を行うとき。
- 六 第三項の優先出資証券について、ステップ・アップ金利等の上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である海外特別目的会社が償還を行う蓋然性が高いと認められるときは、第四項の適用はないものとする。
- 七 第一項中「その他有価証券」とは、財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するものをいう（以下この章及び第五章において同じ）。
- 八 金融庁長官が別に定める銀行について、繰延税金資産に相当する額が第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は、当該上回る額を同項に規定する基本的項目の額から控除した額を当該銀行の基本的項目の額とする。

九 発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものではないこと。

十 払込金額が適用される企業会計の基準において株主資本として計上されるものであること。

十一 発行者により現に発行され、払込済みであり、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

十三 株主総会、取締役会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づき発行されたものであること。

十四 発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段と明確に区別して記載されるものであること。

4 第二項第一号イ又はトに掲げる額を算出する場合において、これらの規定に掲げる額に関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの規定に掲げる額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺することができる。

(その他Tier1資本の額)

第十八条 第十四条第二号の算式において、その他Tier1資本に

(補完的項目)

第十八条 第十四条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲

に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他Tier 1資本調達手段に係る株主資本の額（社外流出予定額を除く。）

二 その他Tier 1資本調達手段に係る負債の額

三 その他Tier 1資本調達手段に係る新株予約権の額

四 特別目的会社等の発行するその他Tier 1資本調達手段の額

2 第十四条第二号の算式において、その他Tier 1資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 自己保有その他Tier 1資本調達手段の額

二 意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額

三 少数出資金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額

四 その他金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額

五 Tier 2資本不足額

3 第一項第四号に掲げる特別目的会社等の発行するその他Tier

1 資本調達手段の額は、特別目的会社等の資本調達手段のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものの額とする。

一 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Tier 1資本調達手段に該当するものであること。

二 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該特別目的会社等の親法人等である銀行が即時かつ無制限に利用可能であること。

三 前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段が

げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この条及び次条において同じ。）から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額（第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第三号イに掲げる一般貸倒引当金については、第十四条の算式の分母（内部格付手法採用行にあつては、第百五十二条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額）の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第三号ロに掲げる額については、第百五十二条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株（残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、貸借対照表計上額に残存年数（一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数）から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。）については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券（第二十条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。）

（）について貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額（ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、貸借対照表計上額の合計額

その他Tier1資本調達手段に該当するものであること。

四 当該特別目的会社等の親法人等である銀行がその総株主等の議決権の全てを保有すること。

4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式（前条第三項に規定する普通株式をいう。以下この章において同じ。）に該当するものを除く。）をいう。

一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。

二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。

三 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

四 償還期限が定められておらず、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行う

から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。）の四十五パーセントに相当する額

二 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額

三 次に掲げるものの合計額

イ 一般貸倒引当金

ロ 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額

四 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するものと。無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

ロ 次項に規定する場合を除き、償還されないものであること。

ハ 業務を継続しながら当該銀行内の損失の補てんに充当されるものであること。

二 利払いの義務の延期が認められるものであること。

五 期限付劣後債務（契約時における償還期間が五年を超えるものに限る。）

六 期限付優先株

2 前項第四号から第六号までに掲げるものについて、同項第四号に掲げるものの償還又は同項第五号若しくは第六号に掲げるものの期限前償還（以下この条において「償還等」という。）の特約が付さ

ことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 償還又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しのための資本調達（当該償還又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還又は買戻しの時以前に行われること。

(2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の単体自己資本比率を維持することが見込まれること。

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

七 剰余金の配当又は利息の支払の停止について、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 剰余金の配当又は利息の支払の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること。

ロ 剰余金の配当又は利息の支払の停止を決定することが発行者の債務不履行とならないこと。

れている場合には、当該償還等が債務者である銀行の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるもの限り、同項第四号から第六号までに掲げるものに該当するものとする。

一 当該償還等を行った後において当該銀行が十分な自己資本比率を維持することができるの見込まれるとき。

二 当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。

3 第一項第四号から第六号までに掲げるものについて、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である銀行が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日をその償還期日とみなす。

- 八 剰余金の配当又は利息の支払の停止により流出しなかった資金を発行者が完全に利用可能であること。
- 九 剰余金の配当又は利息の支払の停止を行った場合における発行者に対する一切の制約（同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当及び利息の支払に関するものを除く。）がないこと。
- 十 剰余金の配当又は利息の支払が、法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われるものであること。
- 十一 剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。
- 十二 発行者の倒産手続に關し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。
- 十三 負債性資本調達手段である場合には、第十四条第一号の算式における単体普通株式等Tier 1比率が一定の水準を下回ったときに単体普通株式等Tier 1比率が当該水準を上回るために必要な額又はその全額の元本の削減等が行われる特約その他これに類する特約が定められていること。
- 十四 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。
- 十五 ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関して有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の

発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。

十四 特別目的会社等が発行する資本調達手段である場合には、発行代り金を利用するために発行される資本調達手段が前各号及び次号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該資本調達手段の発行者が発行代り金の全額を即時かつ無制限に利用可能であること⁹。

十五 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合は、この限りでない。

5 第十四条第二号の算式において、その他Tier1資本に係る調整項目の額がその他Tier1資本に係る基礎項目の額を上回る場合には、その他Tier1資本の額は、零とする。

(Tier2資本の額)

第十九条 第十四条第三号の算式において、Tier2資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、Tier2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、貸借対照表計上額に

(準補完的項目)

第十九条 第十四条の算式において準補完的項目の額は、基本的項目の額が同条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額の一パーセントに相当する額を上回る場合において

、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一 Tier 2資本調達手段に係る株主資本の額（社外流出予定額を除く。）

二 Tier 2資本調達手段に係る負債の額

三 Tier 2資本調達手段に係る新株予約権の額

四 特別目的会社等の発行するTier 2資本調達手段の額

五 次に掲げる額の合計額

イ 一般貸倒引当金の額（当該額が第十四条各号の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあつては、第百五十二条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

ロ 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第百五十二条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

2| 第十四条第三号の算式において、Tier 2資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 自己保有Tier 2資本調達手段の額

は、短期劣後債務の合計額のうち、当該上回る額の二百五十パーセントに相当する額、第二十二条に定めるマーケット・リスク相当額の合計額の七分の五に相当する額及び基本的項目の額のうち最も小さい額を超えない額に相当する額とし、基本的項目の額が第十四条の信用リスク・アセットの額の合計額の四パーセントに相当する額以下である場合においては、算入しないものとする。

-
- 二 意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額
 - 三 少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額
 - 四 その他金融機関等のTier2資本調達手段の額
- 3 第一項第四号に掲げる特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額は、特別目的会社等の資本調達手段のうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの（前条第三項各号に掲げる要件の全てを満たすものを除く。）の額とする。
- 一 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Tier1資本調達手段（前条第四項に規定するその他Tier1資本調達手段をいう。以下この章において同じ。）又はTier2資本調達手段に該当するものであること。
 - 二 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該特別目的会社等の親法人等である銀行が即時かつ無制限に利用可能であること。
 - 三 前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段がその他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段に該当するものであること。
 - 四 当該特別目的会社等の親法人等である銀行がその総株主等の議決権の全てを保有すること。
- 4 第一項及び前項の「Tier2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式又はその他Tier1資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。
-

-
- 一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。
 - 二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務（劣後債務を除く。）に対して劣後的内容を有するものであること。
 - 三 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。
 - 四 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。
 - 五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
 - イ 償還等又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。
 - ロ 償還等又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。
-

- ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
- (1) 償還等又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還等又は買戻しのための資本調達（当該償還等又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還等又は買戻しの時以前に行われること。
- (2) 償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の単体自己資本比率を維持することが見込まれること。
- 六 発行者が債務の履行を怠った場合における期限の利益の喪失についての特約が定められていないこと。
- 七 剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。
- 八 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。
- 九 特別目的会社等が発行する資本調達手段である場合には、発行代り金を利用するために発行される資本調達手段が前各号及び次号に掲げる要件の全て又は前条第四項各号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該資本調達手段の発行者が発行代り金の全額を即時かつ無制限に利用可能であること。
- 十 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められる

ときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合は、この限りでない。

5 第十四条第三号の算式において、Tier2資本に係る調整項目の額がTier2資本に係る基礎項目の額を上回る場合には、Tier2資本の額は、零とする。

(調整項目の額の算出方法)

第二十条 第十七条第二項第二号、第十八条第二項第一号及び前条第二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

- 一 第十七条第二項第二号に掲げる自己保有普通株式の額は、銀行が当該銀行の資本調達手段（自己株式（財務諸表等規則第八条第二十三項に規定する自己株式をいう。）に該当するものを除く。）を保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該資本調達手段（次号及び第三号、次項並びに次条第二項第一号へにおいて「自己保有資本調達手段」という。）のうち普通株式に該当するものの額とする。

二 第十八条第二項第一号に掲げる自己保有その他Tier1資本

(控除項目)

第二十条 第十四条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段の額
- 二 第七十九条の五第二項第二号、第二百二十五条及び第七十七条の二第二項第二号の規定により控除されることとなる額
- 三 内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額
- 四 第六十六条第一項第二号に定めるPDLGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額
- 五 第二百四十七条（第二百二十七条、第三百三十六条第一項及び第三百二条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する控

調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちその他Tier 1資本調達手段に該当するものの額とする。

三 前条第二項第一号に掲げる自己保有Tier 2資本調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に該当するものの額とする。

2 前項各号に定める額を算出する場合において、銀行が自己保有資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、当該自己保有資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

3 第十七条第二項第三号、第十八条第二項第二号及び前条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十七条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、銀行が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）

（以下この章において「他の金融機関等」といい、連結自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率をいう。）を算出する銀行にあつては、連結の範囲に含まれる者を除く。以下この章において同じ。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（普通株式）みなし普通株式（普通株式）、その他Tier 1資本調達手段又はTier 2資本調達手段のいずれにも該当しない資本調達手段（

除項目の額の合計額

2 前項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段が当該他の金融機関にとって次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している銀行の自己資本比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除項目の額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものを超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるものの額とする。

他の金融機関の資本調達手段	自己資本比率の算出の際の額
一 第十八条第一項第四号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	第十八条第一項第一号から第四号までに掲げるものうち、補完的項目に算入されないものの額
二 第十八条第一項第五号及び第六号に掲げるもの並びにこれらに準ずるもの	次に掲げるものの合計額 イ 第十八条第一項第五号及び第六号に掲げるものうち、補完的項目に算入されないものの額 ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額

規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適
用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基
準において第十四条第三号の算式における総自己資本の額に相当
するものを構成するものに限る。）を含む。以下この
条及び次条第二項第一号において同じ。）
資本調達手段又はTier 2資本調達手段をいう。以下この条に
おいて同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融
機関等が意図的に当該銀行の普通株式、その他Tier 1資本調
達手段又はTier 2資本調達手段を保有していると認められる
場合（銀行又は他の金融機関等が他の法人等に対する投資その他
これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当する
と認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当
該他の金融機関等の対象資本調達手段（次号及び第三号において
「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」と
いう。）のうち普通株式に該当するものの額とする。

二 第十八条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融
機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、意図的に保有し
ている他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier
1資本調達手段に該当するものの額とする。

三 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関
等のTier 2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の
金融機関等の対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に
該当するものの額とする。

<p>三 短期劣後債務及びこれに 準ずるもの</p>	<p>次に掲げるものの合計額</p> <p>イ 短期劣後債務のうち、準補完 的項目に算入されないものの額</p> <p>ロ 前号の下欄に掲げる額が同号 の上欄に掲げるものの額を上回 る場合における当該上回る額</p>
--------------------------------	--

第十七条第二項第四号、第十八条第二項第三号及び前条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十七条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（銀行がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の対象資本調達手段を銀行が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段の額の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に少数出資に係る普通株式保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

二 第十八条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier1資本保有割合（少数出資金融機関等の対象

資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に該当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

三 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

5 | 第十八条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十八条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、その他金融機関等(次に掲げる者又はこれに準ずる外国の者をいう。)の対象資本調達手段を銀行が保有している場合(他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第三項各号の場合を除く。)における当該対象資本調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。)のうちその他Tier1資本調達手段に該当するものの額とする。

イ 当該銀行がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等

ロ 他の金融機関等であつて、当該銀行を子法人等とする親法人

等である者（イに掲げる者を除く。）

ハ 他の金融機関等であつて、当該銀行を子法人等とする親法人等の子法人等（当該銀行を除く。）又は関連法人等である者（イ及びロに掲げる者を除く。）

二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。

6 第十七条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第十七条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

二 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

7 第十七条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するもの、無形固定資産（モーゲージ・サブシング・ライツに係るものに限る。次号において同じ。）及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第十七条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額
 - 二 特定項目に係る調整対象額に、無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額
 - 三 特定項目に係る調整対象額に、繰延税金資産の額から前項第三号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額
- 第四項各号及び第五項各号に定める額並びに第六項第一号及び前

項第一号に掲げる額を算出する場合において、銀行が少数出資金融機関等の対象資本調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

9 第四項各号及び第五項各号に定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段

二 引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

10 第六項第三号及び第七項第三号並びに第十七条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第四項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額 繰延税金負債の額のうち当該額に繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額を繰延税金資産の額で除して得た割合を乗じて得た額

二 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 繰延税金負債の額のうち前号に定める額を控除した額

11 第十七条第二項第七号及び第十八条第二項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十七条第二項第七号に掲げるその他Tier1資本不足額は、第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額からその他Tier1資本に係る基礎項目の額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）とする。

二 第十八条第二項第五号に掲げるTier2資本不足額は、第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額からTier2資本に係る基礎項目の額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）とする。

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第二十一条 第十四条各号の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあつては第四十八条に定めるものを、内部格付手法採用行にあつては第百五十二条に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第二十一条 第十四条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあつては第四十八条に定めるものを、内部格付手法採用行にあつては第百五十二条に定めるものをいう。

2 銀行は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるもの

当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

- 一 第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの
イ 個別貸倒引当金（内部格付手法採用行にあつては、その他資産に対して計上されているものに限る。）
ロ 特定海外債権引当勘定
ハ 支払承諾見返勘定
ニ 派生商品取引に係る資産
ホ 有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金
ヘ 自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第十七条第二項、第十八条第二項及び第十九条第二項の規定により普通株式等Tier 1資本に係る調整項目の額、その他Tier 1資本に係る調整項目の額又はTier 2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分
ト 第十七条第四項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分
- 二 特定取引勘定設置銀行において第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号イからトまでに定めるもの及び特定取引勘定の資産
- 三 特定取引勘定設置銀行以外の銀行において第十四条各号の算式

については信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

- 一 第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 のれんに相当する額、営業権に相当する額、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金（内部格付手法採用行にあつては、その他資産に対して計上されているものに限る。）に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定に相当する額、派生商品取引に係る資産に相当する額、有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金に相当する額、金融庁長官が別に定める銀行について繰延税金資産に相当する額が第十七条第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は当該上回る額及び前条第一項に定める控除項目の額
- 二 特定取引勘定設置銀行において第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの及び特定取引勘定の資産
- 三 特定取引勘定設置銀行以外の銀行において第十四条の算式にマ

にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号イからトまでに定めるもの及び当該銀行における特定取引等に係る資産

四 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、清算機関等に対するエクスポージャーのうち、次に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一・二 (略)

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第二十二條 第十四条各号の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第九章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

一・二 (略)

(オペレーショナル・リスク相当額の合計額)

マーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定めるもの及び当該銀行における特定取引等に係る資産

四 (略)

3 銀行は、清算機関等に対するエクスポージャーのうち、次の各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一・二 (略)

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第二十二條 第十四条の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第九章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

一・二 (略)

(オペレーショナル・リスク相当額の合計額)

第二十三条 第十四条各号の算式においてオペレーショナル・リスク相当額は、第十章に定めるところにより算出するものとする。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第二十四条 内部格付手法採用行は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。)を第十四条各号の算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法採用行は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額(次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。)を第十四条各号の算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、銀行が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十四条各号の算式の

第二十三条 第十四条の算式においてオペレーショナル・リスク相当額は、第十章に定めるところにより算出するものとする。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第二十四条 内部格付手法採用行は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。)を第十四条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法採用行は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額(次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。)を第十四条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、銀行が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十四条に定める算式の

分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第十四条第二項各号、第十八条第二項各号及び第十九条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第十七条第二項各号、第十八条第二項各号及び第十九条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十四条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第十七条第二項各号、第十八条第二項各号及び第十九条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額を控除した額をいう。

の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第十七条第一項各号に掲げる額並びに同条第八項及び第二十条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十八条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第十七条第一項各号に掲げる額並びに同条第八項及び第二十条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十八条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十四条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第十七条第一項各号に掲げる額並びに同条第八項及び第二十条の定めるところにより控除される額の合計額から第十八条第一項第三号に掲げる額を

第四章 国内基準 (連結自己資本比率)

(算式)

第二十五条 海外営業拠点を有しない銀行の自己資本比率基準(以下「国内基準」という。)のうち法第十四条の二第二号に定める基準(次条において「連結自己資本比率」という。)は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額 (基本的項目 + 補充的項目 + 準補充的項目
— 控除項目)

信用リスク・アセットの額の合計額 + マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 + オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

(基本的項目)

第二十八条 第二十五条の算式において基本的項目の額は、株主資本(非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。)、その他有価証券評価差損(連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計(時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識され

控除した額をいう。

第四章 国内基準 (連結自己資本比率)

(算式)

第二十五条 海外営業拠点を有しない銀行の自己資本比率基準のうち法第十四条の二第二号に定める基準(次条において「連結自己資本比率」という。)は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額 (基本的項目 + 補充的項目 + 準補充的項目
— 控除項目)

信用リスク・アセットの額の合計額 + マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 + オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

(基本的項目)

第二十八条 第二十五条の算式において基本的項目の額は、株主資本(非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。)、その他有価証券評価差損、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分(当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。)の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。

るまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。第四十条第一項において同じ。）を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券（連結財務諸表規則第二十条第十八号に規定するその他有価証券をいう。第三十三条第二項第一号において同じ。）をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。

- 一 のれんに相当する額（正の値である場合に限る。以下同じ。）
- 二 営業権（のれんを除く。以下同じ。）に相当する額
- 三 企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産（のれんを除く。第三十三条第二項第一号において同じ。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。同号において同じ。）

四・五（略）

2 ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等（専ら当該銀行の資本調達を目的として海外に

- 一 のれんに相当する額
- 二 営業権に相当する額
- 三 企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当する額

四・五（略）

2 ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を

設立された連結子法人等（以下「海外特別目的会社」という。）の発行する優先出資証券を含む。）の発行について、発行予定株式等の額及び発行済株式等の額の合計額は発行時の基本的項目の額及び当該発行予定株式等の額の合計額の十五パーセントを限度とする。

355 (略)

6 金融庁長官が別に定める銀行について、繰延税金資産の純額（繰延税金資産から繰延税金負債を控除したものをいう。第三十三条第二項第一号において同じ。）に相当する額が第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は、当該上回る額を同項に規定する基本的項目の額から控除した額を当該銀行の基本的項目の額とする。

(準補完的項目)

第三十条 第二十五条の算式において準補完的項目の額は、基本的項目の額が同条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額の二パーセントに相当する額を上回る場合においては、次の各号に掲げる性質の全てを有する劣後債務（以下この章及び次章において「短期劣後債務」という。）の合計額のうち、当該上回る額の二百五十パーセントに相当する額、第三十四条に定めるマーケット・リスク相当額の合計額の四分の五に相当する額及び基本的項目の額のうち最も小さい額を超えない額に相当する額とし、基本的項目の額が第二十五条の信用リスク・アセットの額の合

含む。）の発行について、発行予定株式等の額及び発行済株式等の額の合計額は発行時の基本的項目の額及び当該発行予定株式等の額の合計額の十五パーセントを限度とする。

355 (略)

6 金融庁長官が別に定める銀行について、繰延税金資産の純額に相当する額が第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は、当該上回る額を同項に規定する基本的項目の額から控除した額を当該銀行の基本的項目の額とする。

(準補完的項目)

第三十条 第二十五条の算式において準補完的項目の額は、基本的項目の額が同条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額の二パーセントに相当する額を上回る場合においては、次の各号に掲げる性質のすべてを有する劣後債務（以下この章及び第五章において「短期劣後債務」という。）の合計額のうち、当該上回る額の二百五十パーセントに相当する額、第三十四条に定めるマーケット・リスク相当額の合計額の四分の五に相当する額及び基本的項目の額のうち最も小さい額を超えない額に相当する額とし、基本的項目の額が第二十五条の信用リスク・アセットの額

計額の二パーセントに相当する額以下である場合においては、算入しないものとする。

一～四 (略)

(控除項目)

第三十一条 第二十五条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 他の金融機関の自己資本比率の向上のため、意図的に当該他の金融機関の株式その他の資本調達手段を保有していると認められる場合(第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含む。)における、当該保有している他の金融機関の資本調達手段(預金保険法第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等の際に保有することとなった同条第一項に規定する救済金融機関及び救済銀行持株会社等の資本調達手段を除く。以下この条及び第四十三条において同じ。) (以下「意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段」という。)の額

二 (略)

三 削除

四 (略)

(削る)

の合計額の二パーセントに相当する額以下である場合においては、算入しないものとする。

一～四 (略)

(控除項目)

第三十一条 第二十五条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段の額

二 (略)

三 第七十九条の五第二項第二号、第二百二十五条及び第七十七条の二第二項第二号の規定により控除されることとなる額

四 (略)

五 第六十六条第一項第二号に定める PDLGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額

(削る)

2 (略)

第五章 国内基準 (単体自己資本比率)

(算式)

第三十七条 国内基準のうち法第十四条の二第一号に定める基準(次条において「単体自己資本比率」という。)は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額 (基本的項目+補充的項目+準補充的項目
- 控除項目)

信用リスク・アセットの額の合計額+マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額+オプション・レシヨナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

(基本的項目)

第四十条 第三十七条の算式において基本的項目の額は、株主資本(非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。)、その他有価証券評価差損(財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券

六 第二百四十七条(第二百二十七条、第三百三十六条第一項及び第三百二条の五第二項において準用する場合を含む。)に規定する控除項目の額の合計額

2 (略)

第五章 国内基準 (単体自己資本比率)

(算式)

第三十七条 海外営業拠点を有しない銀行の自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に定める基準(次条において「単体自己資本比率」という。)は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額 (基本的項目+補充的項目+準補充的項目
- 控除項目)

信用リスク・アセットの額の合計額+マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額+オプション・レシヨナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

(基本的項目)

第四十条 第三十七条の算式において基本的項目の額は、株主資本(非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。)、その他有価証券評価差損及び新株予約権の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす

評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（財務諸表等規則第六十七条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。第四十四条第二項第一号において同じ。）をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）及び新株予約権の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。

一・二 (略)

三 企業結合により計上される無形固定資産（のれんを除く。第四十四条第二項第一号において同じ。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。同号において同じ。）

四・五 (略)

2～7 (略)

(控除項目)

第四十三条 第三十七条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

二 削除

る。

一・二 (略)

三 企業結合により計上される無形固定資産に相当する額

四・五 (略)

2～7 (略)

(控除項目)

第四十三条 第三十七条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

二 第七十九条の五第二項第二号、第二百二十五条及び第七十七条

三 (略)

(削る)

(削る)

2 (略)

(標準的手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額)

第四十八条 標準的手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額

とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第五節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。

一 第二節に定めるリスク・ウェイトを資産の額又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第七十九条の五及び第二百四十六条から第二百五十二条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額

二 第八章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額

(第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー)

第六十四条 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク

の二第二項第二号の規定により控除されることとなる額

三 (略)

四 第六十六条第一項第二号に定めるPDL/GD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額

五 第二百四十七条(第二百二十七条、第三百三十六条第一項及び第三百二条の五第二項において準用する場合を含む。)に規定する控除項目の額の合計額

2 (略)

(標準的手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額)

第四十八条 標準的手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額

とは、第二節に定めるリスク・ウェイトを資産の額又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第七十九条の五及び第二百四十六条から第二百五十二条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額をいう。ただし、第五節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合にはこれに従う。

(第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー)

第六十四条 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク

・ウェイトは、その第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委員会定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準（金融商品取引業等に関する内閣府令を含む。）の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社についても、同様とする。

（法人等向けエクスポージャー）

第六十五条（略）

2 法人等向けエクスポージャーが無格付の場合、そのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。ただし、その法人等が設立された国の中央政府の格付又はカントリー・リスク・スコアに対応するリスク・ウェイトが百五十パーセントである場合には、百五十パーセントとする。

（重要な出資のエクスポージャー）

第七十六条の二 標準的手法採用行が国際統一基準行である場合にあっては、第五十六条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等（営利を目的とする者に限り、その他金融機関等（連結自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）を算出する場合にあっては第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいい、単体自己資本比率（第十四条に規定する単体自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）を算出する場合にあ

・ウェイトは、当該第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委員会定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）を含む。）の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社についても、同様とする。

（法人等向けエクスポージャー）

第六十五条（略）

2 法人等向けエクスポージャーが無格付の場合、そのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。ただし、当該法人等が設立された国の中央政府の格付又はカントリー・リスク・スコアに対応するリスク・ウェイトが百五十パーセントである場合には、百五十パーセントとする。

（新設）

つては第二十条第五項第一号に規定するその他金融機関等をいう。
（を除く。）に係る出資（令第四条第四項第三号に規定する出資を
いう。）（次項及び第七十八条の二において「対象出資」という
。）のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額（連結自己資本
比率を算出する場合にあっては第二条第三号の算式における総自己
資本の額（この条及び第七十八条の二の規定の適用がないものと
して算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを
乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては
第十四条第三号の算式における総自己資本の額（この条及び第七
十八条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項
において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいう。第七
十八条の二第一項において同じ。）を上回る部分に係るエクスポ
ージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

2 | 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五
十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以
外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額（
連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二条第三号の算式に
おける総自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいい、単
体自己資本比率を算出する場合にあっては第十四条第三号の算式に
おける総自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいう。第
百七十八条の二第二項において同じ。）を上回るときは、その上回
る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十
パーセントとする。

（特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）

第七十六条の三 標準的手法採用行が国際統一基準行である場合にあっては、第五十六条から前条までの規定にかかわらず、特定項目（第八条第十項第一号又は第二十条第七項第一号に規定する特定項目をいう。第七十八条の三において同じ。）のうち第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

（与信相当額の算出）

第七十九条（略）

254（略）

5 標準的手法採用行は、この節における与信相当額の算出に当たっては、CVAの影響を勘案してはならない。

6 前項の規定にかかわらず、標準的手法採用行は、信用リスク・アセットの額の算出において、与信相当額についてCVAの影響を勘案することができる。

（期待エクスポージャー方式）

第七十九条の四（略）

2 標準的手法採用行が期待エクスポージャー方式を用いる場合には

（新設）

（与信相当額の算出）

第七十九条（略）

254（略）

（新設）

（新設）

（期待エクスポージャー方式）

第七十九条の四（略）

2 標準的手法採用行が期待エクスポージャー方式を用いる場合には

、ネットイング・セット(当該ネットイング・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下同じ。)ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する Δ は第三号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネットイング・セットを構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める Δ の算出に当たって、当該満期までの間に同号の Δ で加重平均した Δ を用いるものとする。

一〇三 (略)

3| 標準的手法採用行は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した Δ 又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した Δ のうち、所要自己資本が大きくなるものを用いなければならぬ。

4| 標準的手法採用行は、第二項第一号に規定する α について、次に掲げる要件を満たしている場合には、独自に推計することができる。ただし、推計した α が一・二を下回るときは、 α は一・二とする。

一 α が、全ての取引相手方に対するエクスポージャーに係る経済資本(リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用されている資本をいう。以下この項において同じ。)の額

、ネットイング・セット(当該ネットイング・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下この条、第七十九条の四の三第十一号及び第五十八条第七項において同じ。)ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する Δ は第三号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネットイング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める Δ の算出に当たって、当該満期までの間に同号の Δ で加重平均した Δ を用いるものとする。

一〇三 (略)
(新設)

3| 標準的手法採用行は、前項第一号に規定する α について、次に掲げる要件を満たしている場合には、独自に推計することができる。ただし、推計した α が一・二を下回るときは、 α は一・二とする。

一 α が、すべての取引相手方に対するエクスポージャーに係る経済資本(リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用されている資本をいう。以下この項において同じ。)の

を ΔP_{10} を融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計されていること。この場合において、 ΔP_{10} は次の算式により算出される値とする。ただし、ネットイング・セットを構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、 ΔP_{10} の算出に当たって、当該満期までの間にこの号の ΔP_{10} で加重平均した E_{10} を用いるものとする。

(算式略)

二 全ての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスポージャーの額の推計において主要な要因を把握していること。

三・四 (略)

5| 標準的手法採用行は、ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリメント(当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条において同じ。)に基づき、期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。)において規定する実効 ΔP_{10} に代えて、 ΔP_{10} を用いることにより同項第二号に規定する ΔP_{10} を計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリメントに基づく担保による効果は反映してはならない。

額を ΔP_{10} を融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計されていること。この場合において、 ΔP_{10} は次の算式により算出される値とする。ただし、ネットイング・セットを構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、 ΔP_{10} の算出に当たって、当該満期までの間にこの号の ΔP_{10} で加重平均した E_{10} を用いるものとする。

(算式略)

二 すべての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスポージャーの額の推計において主要な要因を把握していること。

三・四 (略)

4| 標準的手法採用行は、ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリメント(当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。次項において同じ。)に基づき、期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。)において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する ΔP_{10} に代えて、 ΔP_{10} を用いることにより同項第二号に規定する ΔP_{10} を計測する方法を使用することができる。

6]

標準的手法採用行は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に規定する ΔMIM と $\Delta P E$ とする方法を使用することができる。

一 ネットテイニング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリメントに基づく担保による効果を反映しない場合の $\Delta P E$ に当該取引相手方に提供される全ての担保（日々の値洗いによりその額が調整されるものを除く。）の額を加えた額

二 次のイの算式により算出されたアドオンにロ又はハに掲げる額のうちいずれか大きい額を加えた額

イ $\text{アドオン} = E[\max(\Delta MIM, 0)]$

E[]は、[]内の期待値

ΔMIM は、リスクのマージン期間（マージン・アグリメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。）内における取引相手方との取引の時価の変化額。ただし、マージン・アグリメントに基づく担保による効果を勘察してはならない。

ロ マージン・アグリメントに基づき提供をし、又は提供を受けた担保（コールされたもの及び係争中のものを除く。）による効果を反映した場合のネットテイニング・セットの現時点のエクスポージャーの額

ハ マージン・アグリメントに基づき提供をし、又は提供を受

5]

標準的手法採用行は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に掲げる $\Delta P E$ と $\Delta E_{t_{end}} - E_{t_0}$ とする方法を使用することができる。

一 閾値（マージン・アグリメントにおいて取引相手方に対して担保の提供の請求権が発生する当該取引相手方に対するエクスポージャーの額をいう。）に次の算式により算出されたアドオンを加えた額

$\text{アドオン} = E_{t_{end}} - E_{t_0}$

$E_{t_{end}}$ は、リスクのマージン期間（マージン・アグリメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該担保のマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。ただし、当該期間には、日々の値洗いにより担保の額が調整されているレポ形式の取引のみから構成されるネットテイニング・セットについては五営業日、それ以外のすべてのネットテイニング・セットについては十営業日を下回らないものとする。）内における最後の時点の期待エクスポージャー

E_{t_0} は、マージン・アグリメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点の期待エクスポージャー

二 マージン・アグリメントの影響がないと仮定した場合の実効 $\Delta P E$

ける担保による効果を反映した場合のネットテイグ・セットに
おいて生じ得る最大のエクスポージャーの額

7

前項第二号イのリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネットテイグ・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 日々の値洗いにより担保の額が調整されるネットテイグ・セット
二 次のイからニまでに掲げるネットテイグ・セットの区分に応じ、当該イからニまでに定める期間とする。

イ レポ形式の取引のみから構成されるネットテイグ・セット（ロ又はハに該当するものを除く。） 五営業日

ロ 流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットテイグ・セット 二十営業日

ハ 算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットテイグ・セット 二十営業日

ニ イからハまでに掲げるネットテイグ・セット以外のネットテイグ・セット 十営業日

ニ Z日ごとの値洗いにより担保の額が調整されるネットテイグ・セット 五営業日

Fは前項の註記により算出されるリスクのピーク値

8

前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げるいずれかのネットテイグ・セットについて、担保額調整（エクスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額

（新設）

（新設）

によって調整する仕組みをいう。以下同じ。)に係る係争により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合は三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネットイング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

9| 標準的手法採用行は、ネットイング・セットを構成する取引において、取引相手方及び参照企業の間^に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスク(特定の取引相手方に対する将来のエクスポージャーの額が、当該取引相手方の PD と高い相関を持つて増減するリスクをいう。以下同じ。)が特定された場合には、当該取引を当該ネットイング・セットから除外しなければならない。

10| 標準的手法採用行は、取引相手方及び参照企業の間^に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用リスク・アセットの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの特性を勘案しなければならない。

11| 標準的手法採用行は、マージン・アグリーメントにより提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映しなければならない。

(承認の基準)

第七十九条の四の三 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について第七十九条の四第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(承認の基準)

第七十九条の四の三 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について第七十九条の四第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なストレス・テスト（期待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額と期待エクスポージャーの差異に関する分析を行うことをいう。）を少なくとも1回以上実施し、その実施手続を記載した書類を作成していること。

二の二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なバック・テストイング（過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエクスポージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出される期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、期待エクスポージャー計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。）を定期的に実施し、その実施手続、検証手続及びリスク指標の算出手続を記載した書類を作成していること。

二の三 期待エクスポージャー管理部署は、一般誤方向リスク（取引相手方のPDと一般的な市場のリスク・ファクターが正の相関を持つことによりエクスポージャーの額が増加するリスクをいう。）及び個別誤方向リスクの特定、モニタリング及び管理を行う

一 (略)

二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なバック・テストイング（過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエクスポージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出される期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、期待エクスポージャー計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。）及びストレス・テスト（期待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額と期待エクスポージャーの差異に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

(新設)

(新設)

ための体制を整備していること。

三 (略)

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によつて期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ (略)

ロ 第二号の二に定めるバック・テストイングに加え、銀行のポートフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ (略)

五十二 (略)

十二の二 適切な担保管理(担保の再利用に係るものを含む。)に係る体制を整備するとともに、担保の計算及び徴求、担保に係る係争の管理並びに個別の担保額、当初証拠金及び追加証拠金の水準の正確な日次報告を行い、かつ、適切な担保管理に係る情報を取締役等に定期的に報告するための部門を設置していること。

十三 α を独自に推計している場合には、第七十九条の四第四項各号に掲げる要件を満たしていること。

三 (略)

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によつて期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ (略)

ロ 第二号に定めるバック・テストイングに加え、銀行のポートフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ (略)

五十二 (略)

(新設)

十三 α を独自に推計している場合には、第七十九条の四第三項各号に掲げる要件を満たしていること。

十四 銀行が債券等（第二百八十一条に規定する債券等をいう。）に係る個別リスクの算出に当たって、第二百七十二条の承認を受けており、第二百七十条の二第二項の規定により先進的リスク測定方式を用いて派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出する場合には、第二百七十条の四の規定により適切にCVAリスク相当額を算出する体制を整備していること。

（未決済取引）

第七十九条の五（略）

2 標準的手法採用行は、非同時決済取引について、当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であつて、反対取引の決済が行われていないときは、次に定めるところに従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該非同時決済取引の約定額に、取引の相手方の種類に応じ、第五十六条から第六十八条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

二 反対取引の約定決済日の五営業日以後は、当該非同時決済取引の約定額（当該非同時決済取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

（新設）

（未決済取引）

第七十九条の五（略）

2 標準的手法採用行は、非同時決済取引について、当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であつて、反対取引の決済が行われていないときは、次の各号に定めるところに従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該取引の約定額に、取引の相手方の種類に応じ、第五十六条から第六十八条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

二 反対取引の約定決済日の五営業日以降は、当該取引の約定額（当該取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）を自己資本から控除する。

3 標準的手法採用行は、前項第一号の場合において、非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でないと認められるときは、第五十六条から第六十八条までに規定するリスク・ウェイトに代えて、当該非同時決済取引の全てに百パーセントのリスク・ウェイトを用いることができる。

4 (略)

(標準的ボラティリティ調整率)

第九十四条 標準的手法採用行が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

2 一・二 (略)

(ボラティリティ調整率の調整)

第百条 (略)

2 前項に定める「最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整

3 標準的手法採用行は、前項第一号の場合において、非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でないと認められる場合には、第五十六条から第六十八条までに規定するリスク・ウェイトに代えて、当該すべての非同時決済取引に百パーセントのリスク・ウェイトを用いることができる。

4 (略)

(標準的ボラティリティ調整率)

第九十四条 標準的手法採用行が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整（エクスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）を行っており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

2 一・二 (略)

(ボラティリティ調整率の調整)

第百条 (略)

2 前項に定める「最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整

「は、当該適格金融資産担保付取引に用いようとするボラテリテイ調整率が前提としている保有期間及び第一号イからニまでに掲げる適格金融資産担保付取引の種類に応じてそれぞれにおいて定める期間（以下「最低保有期間」という。）に基づき、第二号の算式を用いて行うものとする。ただし、当該ボラテリテイ調整率が前提としている保有期間が最低保有期間を上回る場合には、最低保有期間によるボラテリテイ調整率の調整を省略することができる。

一 最低保有期間は、次のイからニまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからニまでに定める期間とする。

イ レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの（ニに該当するものを除く。） 五営業日

ロ その他資本市場取引（適格金融資産担保付派生商品取引及び信用取引その他これに類する海外の取引をいう。以下同じ。）のうち担保額調整に服しているもの（ニに該当するものを除く。） 十営業日

ハ イ及びロに該当しない適格金融資産担保付取引 二十営業日

ニ 流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットティング・セット 二十営業日

一の二 前号の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同号イからニまでに掲げるいずれかの取引について、担保額調整に係る係争により、同号の最

「は、当該適格金融資産担保付取引に用いようとするボラテリテイ調整率が前提としている保有期間が、第一号イからハまでに掲げる適格金融資産担保付取引の種類に応じてそれぞれにおいて定める期間（以下「最低保有期間」という。）に基づき、第二号の算式を用いて行うものとする。ただし、当該ボラテリテイ調整率が前提としている保有期間が最低保有期間を上回る場合、最低保有期間によるボラテリテイ調整率の調整を省略することができる。

一 最低保有期間は、次に掲げる取引の種類に応じ、それぞれにおいて定める期間とする。

イ レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの 五営業日

ロ その他資本市場取引（適格金融資産担保付派生商品取引及び信用取引その他これに類する海外の取引をいう。以下同じ。）のうち担保額調整に服しているもの 十営業日

ハ イ及びロに該当しない適格金融資産担保付取引 二十営業日

（新設）

低保有期間を超える清算期間を要する場合は三回以上生じたときは、次の連続する二の四半期の間は、当該取引については、最低保有期間の少なくとも二倍以上の期間を最低保有期間とみなす。

二 (略)

3 (略)

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第七十七条 (略)

2～4 (略)

5 標準的手法採用行は、前項の規定にかかわらず、第百条第二項第一号二及び第一号の二の規定により算出する最低保有期間を適用する取引については、第三項第二号に定める保有期間には当該最低保有期間を適用しなければならない。

(保証人及びプロテクション提供者の適格性)

第二百二十二条 標準的手法採用行が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものでなければならない。

一 (略)

二 前号に掲げる主体以外の主体であつて、適格格付機関が格付を付与しているもの(被保証債権又は原債権の債務者の親会社、子会社及び関連会社を含む。)

二 (略)

3 (略)

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第七十七条 (略)

2～4 (略)

(新設)

(保証人及びプロテクション提供者の適格性)

第二百二十二条 標準的手法採用行が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものでなければならない。

一 (略)

二 前号に掲げる主体以外の主体であつて、適格格付機関が4-2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの(被保証債権又は原債権の債務者の親会社、子会社及び関連会社を含む。)

(免責額の扱い)

第二百二十五条 標準的手法採用行が信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わないことができるものであるときは、当該標準的手法採用行は、当該水準に相当する額について第八章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない。

(階層化された保証又はクレジット・デリバティブ)

第二百二十七条 標準的手法採用行がエクスポージャーに係る信用リスクの一部を一又は複数の階層に分割して一又は複数の保証人又はプロテクション提供者に移転する場合において、当該標準的手法採用行が当該信用リスクの残部を留保し、かつ、移転されたリスクと留保されたリスクの優先度が異なるときは、当該標準的手法採用行は、当該留保した部分について第八章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない。

(適用除外)

第四百四十八条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に記載がある場合は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要で

(免責額の扱い)

第二百二十五条 標準的手法採用行が信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わないことができるものであるときは、当該標準的手法採用行は、当該水準に相当する額を自己資本から控除しなければならない。

(階層化された保証又はクレジット・デリバティブ)

第二百二十七条 標準的手法採用行がエクスポージャーに係る信用リスクの一部を一又は複数の階層に分割して一又は複数の保証人又はプロテクション提供者に移転する場合において、当該標準的手法採用行が当該信用リスクの残部を留保し、かつ、移転されたリスクと留保されたリスクの優先度が異なるときは、当該標準的手法採用行は、当該留保した部分について第八章の規定を準用して取り扱わなければならない。

(適用除外)

第四百四十八条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に記載がある場合は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要で

ない事業単位又は資産区分に対して、標準的手法を適用することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用行の第五百五十二条第一号及び第二号に掲げる額の合計額に占める割合が十パーセントを超える場合

二 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用行の第五百五十二条第一号及び第二号に掲げる額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合。ただし、当該内部格付手法採用行を子会社とする内部格付手法採用行又は銀行持株会社が存在する場合は、標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額がその内部格付手法採用行又は銀行持株会社（他の内部格付手法採用行又は銀行持株会社の子会社であるものを除く。）の同条第一号及び第二号に掲げる額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合をいうものとする。

2

前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、株式等エクスポージャーの直近一年間における平均残高が、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に定めるものに十パーセントを乗じて得た額を超えない場合に限り、標準的手法に基づいて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、株式等エクスポージャーのポートフォリオが十未満の発行体の株式等エクスポージャーにより構成されている場合は、次の各

ない事業単位又は資産区分に対して、標準的手法を適用することができる。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が十パーセントを超える場合

二 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合。ただし、当該内部格付手法採用行を子会社とする内部格付手法採用行又は銀行持株会社が存在する場合は、標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額がその内部格付手法採用行又は銀行持株会社（他の内部格付手法採用行又は銀行持株会社の子会社であるものを除く。）の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合をいうものとする。

2

前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、株式等エクスポージャーの直近一年間における平均残高が基本的項目の額と補完的項目の額の合計額の十パーセントを超えない場合に限り、標準的手法に基づいて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、株式等エクスポージャーのポートフォリオが十未満の発行体の株式等エクスポージャーにより構成されている場合は、基本的項目の額と補完的項目の額の合計額

号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に定めるものに五パーセントを乗じて得た額を超えない場合に限る。

- 一 国際統一基準行である内部格付手法採用行 総自己資本の額
- 二 国内基準行である内部格付手法採用行 基本的項目及び補完的項目の合計額

(スロッシング・クライテリアの利用)

第百四十九条 内部格付手法採用行は、第百五十三条第四項及び第六項の規定によりスロッシング・クライテリアを利用する場合は、プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス及び事業用不動産向け貸付けの区分ごとに利用しなければならない。

(期待損失額)

第百五十条 事業法人等向けエクスポージャー(第百五十三条第四項及び第六項の規定によりスロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権並びに第百五十四条の二に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。)、リテール向けエクスポージャー(第百五十四条の二に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。)及び第百六十六条第九項に定めるPDL/GD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額は、当該エクスポージャーのPD、LGD及びEADを乗じた額とする。ただし、デフォルトした場合は、第二百十六条第六項に定めるEL_{default}

の五パーセントを超えない場合に限る。

(スロッシング・クライテリアの利用)

第百四十九条 内部格付手法採用行は、第百五十三条第三項及び第五項に基づきスロッシング・クライテリアを利用する場合は、プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス及び事業用不動産向け貸付けの区分ごとに利用しなければならない。

(期待損失額)

第百五十条 事業法人等向けエクスポージャー(第百五十三条第三項及び第五項の規定によりスロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権並びに第百五十四条の二に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。)、リテール向けエクスポージャー(第百五十四条の二に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。)及び第百六十六条第九項に定めるPDL/GD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額は、当該エクスポージャーのPD、LGD及びEADを乗じた額とする。ただし、デフォルトした場合は、第二百十六条第六項に定めるEL_{default}にEA

にEADを乗じた額とする。

2 第百五十三条第四項において、スロツティング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権の期待損失額は、当該エクスポージャーのEADに次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。ただし、同項ただし書に従って、優に割り当てられ、かつ、五十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては零パーセント、良に割り当てられ、かつ、七十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては五パーセントのリスク・ウェイトを適用する。

(表略)

3 第百五十三条第六項において、スロツティング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けの期待損失額は、当該エクスポージャーのEADに次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。

(表略)

4 ～ 6 (略)

(内部格付手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額)

第百五十二条 内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一 内部格付手法採用行が内部格付手法により事業法人等向けエク

Dを乗じた額とする。

2 第百五十三条第三項において、スロツティング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権の期待損失額は、当該エクスポージャーのEADに次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。ただし、同項ただし書に従って、優に割り当てられ、かつ、五十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては零パーセント、良に割り当てられ、かつ、七十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては五パーセントのリスク・ウェイトを適用する。

(表略)

3 第百五十三条第五項において、スロツティング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けの期待損失額は、当該エクスポージャーのEADに次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。

(表略)

4 ～ 6 (略)

(内部格付手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額)

第百五十二条 内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一 内部格付手法採用行が内部格付手法により事業法人等向けエク

スポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第七十四条第一項に規定するリース料をいう。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第六十六条第一項第二号に掲げるPDI/GD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第七十八条の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに特定項目のうち第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

二 内部格付手法採用行が標準的手法を適用する部分につき、第四十八条（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同条中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

三 第八章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額

（事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額）

第五百五十三条 （略）

スポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第七十四条第一項に規定するリース料をいう。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

二 内部格付手法採用行が標準的手法を適用する部分につき、第四十八条の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

（新設）

（事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額）

第五百五十三条 （略）

2 内部格付手法採用行は、中堅中小企業向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前項の規定にかかわらず、同項第三号に定める相関係数に代えて、次に定める相関係数を用いることができる。

(算式略)

3 内部格付手法採用行は、大規模規制金融機関等向けエクスポージャー(中堅中小企業向けエクスポージャーに該当するものを含む。)の信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前二項の規定にかかわらず、第一項第三号又は前項に定める相関係数に代えて、これらの規定に定める相関係数に一・二五を乗じて得た値を、それぞれ相関係数として用いるものとする。

4 5 7 (略)

8 第三百三十八条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、同条中「第三百三十六条」とあるのは「第五百五十三条第七項において読み替えて準用する第三百三十六条」と、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならぬ」とあるのは「「控除することができる」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて

2 内部格付手法採用行は、中堅中小企業向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前項第三号に定める相関係数に代えて、次に定める相関係数を用いることができる。

(算式略)

(新設)

3 5 6 (略)

7 第三百三十八条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、「第三百三十六条」とあるのは「第五百五十三条第六項により読み替え後の第三百三十六条」と、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「「控除することができる」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信

て削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」とあるのは「控除し、かつ、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブのEADを限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

(事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い)

第五十五条 前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合は、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブに対応する信用リスク・アセットの額の算式、PD及びLGDを適用することができる。

2～4 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第五十五条の二 (略)

信用リスク・アセットの額を控除することができる」とあるのは「控除し、かつ、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブのEADを限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

(事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い)

第五十五条 前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合(基礎的内部格付手法採用行の場合は、第二十二條各号に掲げるもの又は4―2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものが提供するものに限る。)は、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブに対応する信用リスク・アセットの額の算式、PD及びLGDを適用することができる。

2～4 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第五十五条の二 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 保証人又はプロテクション提供者が、第六十三条若しくは第六十四条に掲げる主体又は保険会社若しくは外国保険業者(保険業法第二条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。)のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次のイからハまでに掲げる条件の全てを満たすこと。

イハ (略)

四九 (略)

3 ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、次条に定めるPD、第五十六条に定めるLGD、第五十七条に定めるEAD及び第五十八条に定めるマチュリティ(M) (ただし、保証又はクレジット・デリバティブのMを用いるものとし、一年を下回ることできない。)を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダブル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率(K_{req})は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率(K_{act})は第三号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数(C)及びマチュリティ調整(D)は、それぞれ第四号及び第五号により算出される額とする。

一三 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 保証人又はプロテクション提供者が、第六十三条若しくは第六十四条に掲げる主体又は保険会社(保険業法(平成七年法律第五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。)若しくは外国保険業者(同条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。)のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次のイからハまでに掲げる条件の全てを満たすこと。

イハ (略)

四九 (略)

3 ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、次条に定めるPD、第五十六条に定めるLGD、第五十七条に定めるEAD及び第五十八条に定めるマチュリティ(M) (ただし、保証又はクレジット・デリバティブのMを用いるものとし、一年を下回ることできない。)を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダブル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率(K_{req})は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率(K_{act})は第三号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数(C)及びマチュリティ調整(D)は、それぞれ第四号及び第五号により算出される額とする。

一三 (略)

四 相関係数 (R) は、第百五十三条に定めるところによる。

五 (略)

4 (略)

(マチュリテイ)

第百五十八条 (略)

2～7 (略)

8 前各項の規定にかかわらず、第八章の二第三節に定める先進的リスク測定方式によりCVAリスク相当額を算出する場合において、第二百七十二条の承認を受けて用いる内部モデルにより格付遷移リスクを計測しているときは、派生商品取引のマチュリテイについて一年を上限とすることができる。

(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第百六十六条 (略)

2～8 (略)

9 第一項第二号に掲げる「PD/LGD方式」とは、株式等エクスポージャーを事業法人等向けエクスポージャーとみなして信用リスク・アセットの額を算出する方式をいう。ただし、LGDは九十パーセント、マチュリテイは五年とする。

10・11 (略)

12 前三項の規定にかかわらず、個々の株式等エクスポージャーの信

四 相関係数 (R) は、第百五十三条第一項第三号、同条第二項又は第四項に規定するところによる。

五 (略)

4 (略)

(マチュリテイ)

第百五十八条 (略)

2～7 (略)

(新設)

(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第百六十六条 (略)

2～8 (略)

9 第一項第二号に定める「PD/LGD方式」とは、株式等エクスポージャーを事業法人等向けエクスポージャーとみなして信用リスク・アセットの額を算出する方式をいう。ただし、LGDは九十パーセント、マチュリテイは五年とする。

10・11 (略)

12 前三項の規定にかかわらず、個々の株式等エクスポージャーの信

用リスク・アセットの額及び当該株式等エクスポージャーの期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額は、当該株式等エクスポージャーの額に、上場株式については二百パーセント、非上場株式については三百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を下回らないものとし、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を上回らないものとする。

13
(略)

(購入債権における保証の取扱い)

第七十三条 保証人が購入債権に係る希薄化リスク及びデフォルト・リスクの双方を全部又は一部保証している場合は、保証人に対する信用リスク・アセットを被保証部分に係る信用リスク・アセットとすることができる。

2 保証人が購入債権に係る希薄化リスク又はデフォルト・リスクのいずれか一方を全部又は一部保証している場合は、保証人に対するリスク・ウェイトを被保証部分に係るリスク・ウェイトとする。

用リスク・アセットの額及び当該株式等エクスポージャーの期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額は、当該株式等エクスポージャーの額に、上場株式については二百パーセント、非上場株式については三百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を下回らないものとし、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を上回らないものとする。ただし、当該合計額が千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額となる場合は、信用リスク・アセットの額の計上及び期待損失額相当額の控除に代えて、株式等エクスポージャーの額を控除することができる。

13
(略)

(購入債権における保証の取扱い)

第七十三条 保証人が購入債権に係る希薄化リスク及びデフォルト・リスクの双方を全部又は一部保証している場合は、保証人(基礎的)内部格付手法採用行の場合、第二百二十二条各号に掲げるもの又は4―2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものに限る。)に対する信用リスク・アセットを被保証部分に係る信用リスク・アセットとすることができる。

2 保証人が購入債権に係る希薄化リスク又はデフォルト・リスクのいずれか一方を全部又は一部保証している場合は、保証人(基礎的)内部格付手法採用行の場合、デフォルト・リスクについては、第二百二十二条各号に掲げるもの又は4―2以上の信用リスク区分に対応

3～6 (略)

(未決済取引)

第一百七十七条の二 (略)

2 内部格付手法採用行は、非同時決済取引に係るエクスポージャーの取扱いについて、当該非同時決済取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であつて、反対取引の決済が行われていないときは、次に定めるところに従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該非同時決済取引の約定額をEADとし、取引の相手方の種類に応じ、第五百五十三条又は第六十一条の規定により算出された額を信用リスク・アセットの額とする。

二 反対取引の約定決済日の五営業日以後は、当該非同時決済取引の約定額(当該非同時決済取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額)に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

3 内部格付手法採用行は、前項第一号の場合において、同号の規定にかかわらず、非同時決済取引に係るエクスポージャーについて次

するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものに限る。)に対するリスク・ウェイトを被保証部分に係るリスク・ウェイトとする。

3～6 (略)

(未決済取引)

第一百七十七条の二 (略)

2 内部格付手法採用行は、非同時決済取引に係るエクスポージャーの取扱いについて、当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であつて、反対取引の決済が行われていないときは、次の各号に定めるところに従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該取引の約定額をADとし、取引の相手方の種類に応じ、第五百五十三条又は第六十一条の規定により算出された額を信用リスク・アセットの額とする。

二 反対取引の約定決済日の五営業日以降は、当該取引の約定額(当該取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額)を自己資本から控除する。

3 内部格付手法採用行は、前項第一号の場合において、同号の規定にかかわらず、非同時決済取引に係るエクスポージャーについて次

の各号に定める取扱いを行うことができる。

一 当該非同時決済取引の相手方に内部格付が付与されていない場合において、適格格付機関が付与する格付に対応するPDを用いること。

二 当該非同時決済取引の約定額に第五十六条から第六十八条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

三 非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でないと認められる場合において、当該非同時決済取引の全てについて、約定額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

4 先進的内部格付手法採用行は、前項第一号の場合において、第五十六条第一項又は第六十四条の規定にかかわらず、当該非同時決済取引に係るエクスポージャーのLGDを四十五パーセントとすることができる。

5 (略)

(その他資産等の取扱い)

第七百七十八条 (略)

2 第五十三条から前条まで及び前項のいずれにも該当しない資産の信用リスク・アセットの額は、各エクスポージャーの額(EAD)に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

の各号に定める取扱いを行うことができる。

一 当該取引の相手方に内部格付が付与されていない場合において、適格格付機関が付与する格付に対応するPDを用いること。

二 当該取引の約定額に第五十六条から第六十八条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

三 非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でないと認められる場合において、当該すべての非同時決済取引について、約定額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

4 先進的内部格付手法採用行は、前項第一号の場合において、第五十六条第一項又は第六十四条の規定にかかわらず、当該取引に係るエクスポージャーのLGDを四十五パーセントとすることができる。

5 (略)

(その他資産等の取扱い)

第七百七十八条 (略)

2 第五十三条、第五十九条から第六十一条まで、第六十六条、第六十七条及び前項のいずれにも該当しない資産の信用リスク・アセットの額は、各エクスポージャーの額(EAD)に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(重要な出資のエクスポージャー)

第百七十八条の二 内部格付手法採用行が国際統一基準行である場合にあっては、第百五十三条から前条までの規定にかかわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EAD) に千二百五十パーセントを乗じた額とする。

(新設)

2 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EAD) に千二百五十パーセントを乗じた額とする。

(特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)

第百七十八条の三 内部格付手法採用行が国際統一基準行である場合に

(新設)

にあつては、第百五十三条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EAD) に二百五十パーセントのリスク・ウェイト

トを乗じた額とする。

(特定貸付債権の取扱い)

第百八十六条 (略)

2 内部格付手法採用行は、前項に掲げる格付を第百五十三条第四項及び第六項に定める区分に紐付けしなければならない。

(格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間)

第百八十八条 (略)

2 内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーに対する債務者格付の付与及びリテール向けエクスポージャーのプールへの割当てに当たって、経済状況の悪化又は予期せぬ事態の発生にもかかわらず、債務者が契約に従って債務を履行する能力及び意思を次の各号に掲げる方法その他の適切な方法により評価しなければならない。

一・二 (略)

三 債務者の特性に応じ、ストレスがかかった状況における資産価値変動に対する債務者の耐性を適切に反映させること。

3～5 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーに対する格付の付与)

第百九十二条 (略)

2 内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーの債務

(特定貸付債権の取扱い)

第百八十六条 (略)

2 内部格付手法採用行は、前項に掲げる格付を第百五十三条第三項及び第五項に定める区分に紐付けしなければならない。

(格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間)

第百八十八条 (略)

2 内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーに対する債務者格付の付与及びリテール向けエクスポージャーのプールへの割当てに当たって、経済状況の悪化又は予期せぬ事態の発生にもかかわらず、債務者が契約に従って債務を履行する能力及び意思を次の各号に掲げる方法その他の適切な方法により評価しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

3～5 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーに対する格付の付与)

第百九十二条 (略)

2 内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーの債務

者に債務者格付を付与する場合は、事業体等单位で個別に付与しなければならぬ。ただし、内部格付手法採用行が当該事業体等の親法人等、子法人等及び関連法人等の一部又は全部に同一の債務者格付を付与する方針を定めている場合であつて、当該方針に従い一括して同一の債務者格付を付与しているときは、この限りでない。

(内部格付手法を用いるための自己資本比率)

第二百三十八条 内部格付手法を用いる銀行については、第二条第三号及び第十四条第三号の算式により得られる比率が八パーセント以上であることを当該手法の採用及び継続使用の条件とする。

(千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャー)

第二百四十七条 次に掲げるものは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用した額を信用リスク・アセットの額とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。

一 この章の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャー

二 (略)

2 前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられている場合は、当該項目について千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額から当該個別貸倒引当金の額を差し引くことがで

者に債務者格付を付与する場合は、事業体等单位で個別に付与しなければならぬ。ただし、内部格付手法採用行が当該事業体等の親法人等(令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。)、子法人等及び関連法人等の一部又は全部に同一の債務者格付を付与する方針を定めている場合であつて、当該方針に従い一括して同一の債務者格付を付与しているときは、この限りでない。

(内部格付手法を用いるための自己資本比率)

第二百三十八条 内部格付手法を用いる銀行については、第二条及び第十四条の算式により得られる比率が八パーセント以上であることを当該手法の採用及び継続使用の条件とする。

(証券化エクスポートジャーの控除項目)

第二百四十七条 次に掲げるものは控除項目とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。

一 自己資本控除とされる証券化エクスポートジャー

二 (略)

2 前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられている場合は、当該項目について自己資本控除とされる額から当該個別貸倒引当金の額を差し引くことができる。

きる。

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百四十八条 (略)

2 第六章第五節の規定は、前項第六号、第七号又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、第百十四条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、第百二十二条第二号中「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 原資産の信用リスクの移転に係る契約において次のイからホまでに掲げる条項又はこれに類する移転される信用リスクの量を制限するその他の条項を含まないこと。

イ〜ハ (略)

ニ 信用リスク削減手法に係る取引の実行日より後に銀行による最劣後部分や信用補完の追加的な引受けを定めた条項

ホ (略)

三 (略)

3 (略)

(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百四十八条 (略)

2 第六章第五節は、前項第六号、第七号又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、第百十四条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、第百二十二条第二号中「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 原資産の信用リスクの移転に係る契約において次のイからホまでに掲げる条項又はこれに類する移転される信用リスクの量を制限するその他の条項を含まないこと。

イ〜ハ (略)

ニ 信用リスク削減手法に係る取引の実行日より後に銀行による最劣後部分や信用補完の追加的な引き受けを定めた条項

ホ (略)

三 (略)

3 (略)

(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク

・アセット)

第二百四十九条 標準的手法採用行が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定めるところによる。

イ オリジネーターのとき。

(略)	(略)	(略)
6-5	6-4	千二百五十

ロ イ以外のとき。

(略)	(略)	(略)
6-5		千二百五十

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところ

・アセット)

第二百四十九条 標準的手法採用行が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定めるところによる。

イ オリジネーターのとき。

(略)	(略)	(略)
6-5	6-4	自己資本控除

ロ イ以外のとき。

(略)	(略)	(略)
6-5		自己資本控除

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところ

による。

(略)	(略)	(略)
7-4	千二百五十	

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化エクスポージャーが無格付の場合は、当該証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

一～三 (略)

3～7 (略)

8 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、ABCPプログラムに対して提供される無格付のコミットメント及び信用補完等の証券化エクスポージャーについて、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトの適用に代えて、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと百パーセントのうち、いずれか高い方を適用することができる。

一・二 (略)

9 (略)

(標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百五十一条 (略)

による。

(略)	(略)	(略)
7-4	自己資本控除	

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化エクスポージャーが無格付の場合は、当該証券化エクスポージャーは自己資本控除とする。

一～三 (略)

3～7 (略)

8 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、ABCPプログラムに対して提供される無格付のコミットメント及び信用補完等の証券化エクスポージャーについて、自己資本控除に代えて、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと百パーセントのうち、いずれか高い方を適用することができる。

一・二 (略)

9 (略)

(標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百五十一条 (略)

2 第六章第五節の規定は、証券化エクスポージャーに対して信用リスク削減手法を適用する場合について準用する。この場合において、第百十四条第一号中「超えていないこと。」とあるのは「超えていないこと。この場合において、一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合、エクスポージャーの残存期間は、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。」と、第百二十二条第二号中「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が4―3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、適格格付機関が4―2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。

(信用リスク・アセットの計算手法)

第百五十四条 (略)

2～4 (略)

5 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについて、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エクスポージャーは、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

2 第六章第五節は、証券化エクスポージャーに対して信用リスク削減手法を適用する場合について準用する。この場合において、第百十四条第一号中「超えていないこと。」とあるのは「超えていないこと。この場合において、一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合、エクスポージャーの残存期間は、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。」と、第百二十二条第二号中「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。

(信用リスク・アセットの計算手法)

第百五十四条 (略)

2～4 (略)

5 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについて、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エクスポージャーは、自己資本控除とする。

(外部格付準抛方式)

第二百五十六条 内部格付手法採用行が外部格付準抛方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

8 12	(略)	(略)	(略)
千二百五十			

(注) Zとは、第二百六十一条第一項又は第三項に定めるエクスポージャーの実効的な個数をいう。次号及び第三百二条の三において同じ。

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

7 4	(略)	(略)	(略)
千二百五十			

(外部格付準抛方式)

第二百五十六条 内部格付手法採用行が外部格付準抛方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

8 12	(略)	(略)	(略)
自己資本控除			

(注) Zとは、第二百六十一条第一項又は第三項に定めるエクスポージャーの実効的な個数をいう。次号及び第三百二条の三において同じ。

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

7 4	(略)	(略)	(略)
自己資本控除			

2・3 (略)

4 第二項に掲げるものを除き、無格付の証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(指定関数方式)

第二百五十七条 (略)

2 (略)

3 第一項により算出された値が千二百五十パーセント以上である場合、当該証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

4 前項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとされた証券化エクスポージャーについて個別貸倒引当金又は裏付資産に係る購入債権のデイスカウント部分(返金を要しないものに限る。)がある場合には、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額は、それらの額を減額した額とすることができる。

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)
第二百六十六条 (略)

2 第二百五十七条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行

2・3 (略)

4 第二項に掲げるものを除き、無格付の証券化エクスポージャーは自己資本控除とする。

(指定関数方式)

第二百五十七条 (略)

2 (略)

3 第一項により算出された値が千二百五十パーセント以上である場合、当該証券化エクスポージャーは自己資本控除とする。

4 前項で自己資本控除とされた証券化エクスポージャーについて個別貸倒引当金又は裏付資産に係る購入債権のデイスカウント部分(返金を要しないものに限る。)がある場合には、自己資本控除の額は、それらの額を減額した額とすることができる。

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)
第二百六十六条 (略)

2 第二百五十七条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行

部分の額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。ただし、適格流動性補充に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。

第八章の二 CVAリスク

第一節 算出方式

(CVAリスク相当額の算出)

第二百七十条の二 銀行は、次節に定める標準的リスク測定方式を用いて、清算機関等以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、銀行が債券等(第二百八十一条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。)に係る個別リスクの算出について第二百七十二条の承認を受けており、かつ、第七十九条の四第一項(第五百五十七条第五項又は第六百六十五条第五項において準用する場合を含む。)の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、清算機関等以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

部分の額を自己資本控除とする。ただし、適格流動性補充に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

第二節 標準的リスク測定方式

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百七十条の三 標準的リスク測定方式を用いて算出するCVAリスク相当額は、次に掲げる算式により算出した所要自己資本額 (K) に十二・五を乗じて得た額とする。

【算式①を挿入】

h は、保有期間 (ただし、 h の値は一とする。)

w_i は、取引相手方 i に係る掛目

M_i は、第五十八条第一項に規定する実効マチュリテイであつて取引相手方 i に係る派生商品取引に係るものとする。この場合において、同項中「一年に満たない場合は一年とし、五年を超える場合は五年とする。」とあるのは、「一年に満たない場合は一年とする。」と読み替えるものとする。

EAD_i^{total} は、取引相手方 i に係るネットインデグ・セットの与信相当額の割引現在価値

M_i^{adjust} は、CVAリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方 i に係る取引のマチュリテイ

B_i は、CVAリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方 i に係る取引の想定元本額の割引現在価値

w_{ind} は、CVAリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップに係る掛目

(新設)

(新設)

M_{ind} は、CVAリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップのマチュリティ

2 | B_{ind} は、CVAリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップの想定元本額の割引現在価値
前項の Ξ は、適格格付機関により付与された取引相手方 Γ に係る格付に対応する信用リスク区分（第五十六条第一項に掲げる主体以外の主体についても、同項第一号の表を準用するものとする。）に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

信用リスク区分	1 1	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6
ウェイト Ξ (パーセント)	0・七	0・八	一・〇	二・〇	三・〇	十・〇

3 | 第一項の W_{ind} は、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップを構成する単一の債務者に係るクレジット・デリバティブのクレジット・スプレッドの加重平均に対応する信用リスク区分に応じ、前項の表の左欄に定めるものとする。

4 | 第一項の EAD_{ind} は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方 Γ に係るネットテイング・セットごとに算出した額とする。

- 一 カレント・エクスポージャー方式を用いる場合 第六章第五節第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手

法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値

二 標準方式を用いる場合 第七十九条の三に規定する与信相当額の割引現在価値

三 期待エクスポージャー方式を用いる場合 第七十九条の四第二項に規定する与信相当額

5 第一項並びに前項第一号及び第二号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

$$\text{(割引現在価値)} = \frac{\text{(想定元本額又は与信相当額)} \times (1 - \text{EXP}(-0.05 \times M_i))}{5 \times M_i} / (0.05 \times M_i)$$

M_i は、対応する M_i 、 M_i^{refuse} 又は M_i^{ind}

6 第一項の規定によりCVAリスク相当額を算出する場合には、次に掲げる取引であつてCVAリスクのヘッジを目的とするもの限り、CVAリスクに対するヘッジ効果を反映させることができる。

一 単一の債務者を参照するクレジット・デフォルト・スワップ

二 単一の債務者を参照するコンティンジェント・クレジット・デフォルト・スワップ

三 前二号に掲げるものと同等であると認められるヘッジ手段に係る取引

四 インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ

第三節 先進的リスク測定方式

(先進的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

(新設)

第二百七十条の四 先進的リスク測定方式を用いて算出するCVAリ

(新設)

スク相当額は、第二百七十二条の承認を受けて用いる内部モデルに基づき算出した次に掲げる額の合計額に十二・五を乗じて得た額とする。

一 算出基準日のCVAバリュー・アット・リスク（クレジット・スプレッドをマーケット・リスク・ファクターとした場合におけるCVAのバリュー・アット・リスクをいう。以下この節において同じ。）に三を乗じて得た額

二 算出基準日のCVAストレス・バリュー・アット・リスク（クレジット・スプレッドをマーケット・リスク・ファクターとした場合におけるストレス期間の市場データに基づくCVAのバリュー・アット・リスクをいう。以下この節において同じ。）に三を乗じて得た額

2 | CVAバリュー・アット・リスクを算出する場合には、期待エクスポージャーの算出に用いた現在の市場データを使用しなければならない。

3 | CVAストレス・バリュー・アット・リスクを算出する場合には、期待エクスポージャーの算出に用いたストレス期間のうち適切な一年間をストレス期間として使用しなければならない。

4 | CVAバリュー・アット・リスク及びCVAストレス・バリュー・アット・リスクを算出する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法を用いなければならない。

一 ポジションの時価を再計算することによりマーケット・リスク

相当額を算出する内部モデルを使用している場合 次に掲げる算式により得られる値を用いてCVAバリュエーション・アット・リスク及びCVAストレート・バリュエーション・アット・リスクを算出する方法

【算式②を挿入】

LGD_{MKT} は、取引相手方に係る債券等の市場におけるスプレッドに基づく当該取引相手方の LGD (以下この節において同じ。)

t_i は、現時点から EE_i を i 回目に再評価するまでの期間 (以下この節において同じ。)

t_k は、取引相手方とのネットディング・セットにおける最長の契約満期 (以下この節において同じ。)

s_i は、期間 t_i に対応する取引相手方のクレジット・スプレッド (以下この節において同じ。)

D_i は、期間 t_i に対応するデインスカウント・ファクター (期間 t_i が経過する時点における価値を1とした場合の割引現在価値であってリスクフリー・レートを用いて算出したものをいう。ただし、 D_0 の値は1とする。以下この節において同じ。)

EE_i は、期間 t_i における取引相手方に対する期待エクスポージャー (以下この節において同じ。)

二 特定の期間帯におけるクレジット・スプレッドの変動に対する感応度を用いてマーケット・リスク相当額を算出する内部モデルを使用している場合 次に掲げる算式により得られるスプレッドの変動に対する感応度を用いてCVAバリュエーション・アット・リスク

及びCVAストレス・バリュウ・アット・リスクを算出する方法

【算式③を挿入】

三| パラレル・シフトを仮定したクレジット・スプレッドの変動に
対する感応度を用いてマーケット・リスク相当額を算出する内部
モデルを使用している場合| 次に掲げる算式により得られるスプ
レッドの変動に対する感応度を用いてCVAバリュウ・アット・
リスク及びCVAストレス・バリュウ・アット・リスクを算出す
る方法

【算式④を挿入】

5| 前項の規定にかかわらず、第七十九条の四第六項（第五十七條
第五項又は第六十五條第五項において準用する場合を含む。）に
規定する方法を使用する場合には、ネットイング・セットにおける
最も長いマチュリテイの二分の一に相当する期間又は当該ネットイ
ング・セットに含まれる全ての派生商品取引に係る想定元本額の名
目額により加重平均したマチュリテイのいずれか大きい期間をコ
とし、当該ネットイング・セットの調整EPEをE_Eとしなければ
ならない。

6| CVAバリュウ・アット・リスク及びCVAストレス・バリュウ
・アット・リスクを算出する場合には、前条第六項各号に掲げる取
引であつてCVAリスクのヘッジを目的とするもの限り、CVA
リスクに対するヘッジ効果を反映させることができる。

7| 前項の場合において、インデックス・クレジット・デフォルト・
スワップによるCVAリスクに対するヘッジ効果を反映させるとき

は、当該インデックス・クレジット・デフォルト・スワップと単一の債務者に係るクレジット・スプレッドの間のベータシス・リスクを反映させなければならない。ただし、CVAリスク相当額の算出に当たって、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップの想定元本額の五十パーセントを上限としている場合は、この限りでない。

(適用除外)

第二百七十条の五 前条の規定にかかわらず、取引相手方に係る債券等の個別リスクを内部モデル方式を用いて適切に計測できない場合には、当該取引相手方に係る派生商品取引に係るCVAリスク相当額を、前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

2 カレント・エクスポージャー方式又は標準方式を用いて与信相当額を算出する特定のポートフォリオに含まれる派生商品取引については、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、当該派生商品取引に係るCVAリスク相当額を前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

(一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第二百七十四条 (略)

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

(新設)

(一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第二百七十四条 (略)

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一〇九 (略)

十 内部モデル方式を採用しようとする銀行について、第二条第三号及び第十四条第二号の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

(外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の算出方法)

第二百九十二条 外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の算出方法は、次の各号に定めるところによる。

一 通貨ごとに、次のイからホまでに掲げる項目(リスク管理上必要がないと認められる場合にあつては、二に掲げる項目を除くこと)ができる。)を合計する。ただし、金のポジションについては、標準的な測定単位(オンス)で表示し、円に換算してネット・ポジションの額を算出するものとし、連結子法人等及び支店については、内部管理上保有することができる外国為替持高の限度額をネット・ポジションの額とみなすことができるものとする。

イ ホ (略)

二 (略)

三 次のイ及びロを合計し、全体のネット・ポジションの額を算出する。

イ 前号で得られた全ての通貨のロング・ポジションの額の合計額又はショート・ポジションの額の合計額のいずれか大きい額

一〇九 (略)

十 内部モデル方式を採用しようとする銀行について、第二条及び第十四条の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

(外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の算出方法)

第二百九十二条 外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の算出方法は、次の各号に定めるところによる。

一 通貨ごとに、次のイからホまでの項目を合計する。ただし、金のポジションについては、標準的な測定単位(オンス)で表示し、円に換算してネット・ポジションの額を算出するものとする。また、連結子会社及び支店については、内部管理上保有することができる外国為替持高の限度額をネット・ポジションの額とみなすことができる。ただし、二については、リスク管理上必要がないと認められる場合においては、合計の対象としないことができる。

イ ホ (略)

二 (略)

三 次のイ及びロを合計し、全体のネット・ポジションの額を算出する。

イ 前号で得られたすべての通貨のロング・ポジションの額の合計額又はショート・ポジションの額の合計額のいずれか大きい額

ロ (略)

(標準的手法採用行における証券化エクスポージャーの個別リスク)

第三百二条の二 前三節の規定にかかわらず、標準的手法採用行が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウエイトを第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

(略)	(略)
6-5	百
(略)	(略)

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

(略)	(略)
(略)	(略)

額

ロ (略)

(標準的手法採用行における証券化エクスポージャーの個別リスク)

第三百二条の二 前三節の規定にかかわらず、標準的手法採用行が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウエイトを第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

(略)	(略)
6-5	自己資本控除
(略)	(略)

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

(略)	(略)
(略)	(略)

7 | 4

百 |

(内部格付手法採用行における証券化エクスポージャーの個別リスク)

第三百二条の三 前三節の規定にかかわらず、内部格付手法採用行が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

8 12	(略)	(略)	(略)
百・〇〇	(略)	(略)	(略)

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

(略) (略) (略)

7 | 4

自己資本控除 |

(内部格付手法採用行における証券化エクスポージャーの個別リスク)

第三百二条の三 前三節の規定にかかわらず、内部格付手法採用行が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

8 12	(略)	(略)	(略)
自己資本控除	(略)	(略)	(略)

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

(略) (略) (略)

7 — 4	百・〇〇
<p>(無格付の証券化エクスポージャーの個別リスク等)</p> <p>第三百二条の四 第二百四十九条第二項から第六項まで及び第二百八十一条第二項の規定は、証券化エクスポージャーの個別リスクの額の計算について準用する。この場合において、第二百四十九条第二項中「前項」とあるのは「第三百二条の二及び第三百二条の三」と、「千二百五十パーセント」とあるのは「百パーセント」と、同条第三項中「前項第一号」とあるのは「第三百二条の四第一項の規定により読み替えて準用する前項第一号」と、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは「第三百二条の四第一項の規定により読み替えて準用する第二項第二号」と、同条第六項中「信用リスク・アセットの額」とあるのは「個別リスクの額」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定により読み替えて準用する第二百四十九条第二項及び前項の規定にかかわらず、銀行は、第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付の証券化エクスポージャーについて、当該無格付の証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用される信用リスクに係る標準的手法のリスク・ウェイトの加重平均値に八パーセント及び集中レシオ(当該無格付の証券化エクスポージャーに係る</p>	

7 — 4	自己資本控除
<p>(無格付の証券化エクスポージャーの個別リスク等)</p> <p>第三百二条の四 第二百四十九条第二項から第六項まで及び第二百八十一条第二項の規定は、証券化エクスポージャーの個別リスクの額の計算について準用する。この場合において、第二百四十九条第二項中「前項」とあるのは「第三百二条の二及び第三百二条の三」と、同条第三項中「前項第一号」とあるのは「第三百二条の四第一項の規定により読み替えて準用する前項第一号」と、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは「第三百二条の四第一項の規定により読み替えて準用する第二項第二号」と、同条第六項中「信用リスク・アセットの額」とあるのは「個別リスクの額」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定により読み替えて準用する第二百四十九条第二項及び前項の規定にかかわらず、銀行は、第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付の証券化エクスポージャーについて、当該無格付の証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用される信用リスクに係る標準的手法のリスク・ウェイトの加重平均値に八パーセント及び集中レシオ(当該無格付の証券化エクスポージャーに係る</p>	

証券化取引に関する全ての証券化エクスポージャーの額の合計額を、当該無格付の証券化エクスポージャーが含まれる階層及び当該階層より劣後する階層に含まれる全ての証券化エクスポージャーの額の合計額で除した値をいう。以下この項において同じ。)を乗じた値をマーケット・リスクに係るリスク・ウェイトとして適用することができる。ただし、当該集中レシオが十二・五以上である場合は、当該無格付の証券化エクスポージャーは、百パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

4 (略)

(百パーセントのリスク・ウェイトの適用とされた証券化エクスポージャーの取扱い)

第三百二条の五 この節の規定により証券化エクスポージャーに百パーセントのリスク・ウェイトが適用される場合については、当該証券化エクスポージャーの一般市場リスクは算出することを要しない。

2 この節の規定により証券化エクスポージャーに百パーセントのリスク・ウェイトが適用される場合については、第二百四十七条(第一項第二号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。

3 信用補完機能を持つIOストリップスについては、第二百四十七条(第一項第一号を除く。)の規定を準用する。この場合において

証券化取引に関する全ての証券化エクスポージャーの額の合計額を、当該無格付の証券化エクスポージャーが含まれる階層及び当該階層より劣後する階層に含まれる全ての証券化エクスポージャーの額の合計額で除した値をいう。以下この項において同じ。)を乗じた値をマーケット・リスクに係るリスク・ウェイトとして適用することができる。ただし、当該集中レシオが十二・五以上である場合は、当該無格付の証券化エクスポージャーは、自己資本控除とする。

4 (略)

(自己資本控除とされた証券化エクスポージャーの取扱い)

第三百二条の五 この節の規定により証券化エクスポージャーが自己資本控除とされる場合については、当該証券化エクスポージャーの一般市場リスクは算出することを要しない。

2 この節の規定により証券化エクスポージャーが自己資本控除とされる場合については、第二百四十七条(第一項第二号を除く。)の規定を準用する。

(新設)

、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。

(承認申請書の提出)

第三百十三条 (略)

2 (略)

3 前項第四号に掲げる先進的計測手法実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 先進的計測手法を用いない業務区分又は法人単位(オペレーショナル・リスク相当額を算出する範囲に含まれる銀行及び連結の範囲に含まれる法人等をいう。以下この章において同じ。)

(承認の基準)

第三百十五条 金融庁長官は、第三百十二条第一項の承認をしようとするときは、定性的基準及び定量的基準(第三項第十号を除く。)に適合し、かつ、同号及び第五項に掲げる内容に適合する見込みがあるかどうかを審査しなければならない。

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一〜四 (略)

五 内部損失データの収集について、次に掲げる基準が満たされて

(承認申請書の提出)

第三百十三条 (略)

2 (略)

3 前項第四号に掲げる先進的計測手法実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 先進的計測手法を用いない業務区分又は法人単位(オペレーショナル・リスク相当額を算出する範囲に含まれる銀行及び連結の範囲に含まれる法人等(第九条第一項第一号に規定する「法人等」をいう。)をいう。以下この章において同じ。)

(承認の基準)

第三百十五条 金融庁長官は、第三百十二条第一項の承認をしようとするときは、定性的基準及び定量的基準(第三項第十号を除く。)に適合し、かつ、第三項第十号及び第五項に掲げる内容に適合する見込みがあるかどうかを審査しなければならない。

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一〜四 (略)

五 内部損失データの収集について、次に掲げる基準が満たされて

いること。

イ (略)

ロ 内部損失データには、銀行の全ての業務における一定の閾値以上のオペレーショナル・リスク損失のデータが全て含まれていること。

ハ ホ (略)

ヘ 信用リスクに該当するとともにオペレーショナル・リスクにも該当する損失は、信用リスク・アセットの額の算出において反映されていること。また、当該損失のうち重要なものは、オペレーショナル・リスク・データベース(オペレーショナル・リスク損失に関する情報の集合物であって、特定のオペレーショナル・リスク損失に関する情報を検索できるように体系的に構成したものをいう。)において全て特定されていること。

ト (略)

六 九 (略)

十 第二条第三号及び第十四条第三号の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

4・5 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第三百二十一条 金融庁長官は、第六条第四項第五号イ、第七条第四項第五号イ、第十八条第四項第五号イ及び第十九条第四項第五号イの確認の権限のうち、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項

いること。

イ (略)

ロ 内部損失データには、銀行のすべての業務における一定の閾値以上のオペレーショナル・リスク損失のデータがすべて含まれていること。

ハ ホ (略)

ヘ 信用リスクに該当するとともにオペレーショナル・リスクにも該当する損失は、信用リスク・アセットの額の算出において反映されていること。また、当該損失のうち重要なものは、オペレーショナル・リスク・データベース(オペレーショナル・リスク損失に関する情報の集合物であって、特定のオペレーショナル・リスク損失に関する情報を検索できるように体系的に構成したものをいう。)においてすべて特定されていること。

ト (略)

六 九 (略)

十 第二条及び第十四条の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

4・5 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第三百二十一条

までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）第一条の表の一の項の銀行の欄に掲げる銀行以外の銀行に対するものを、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長。次項及び次条において同じ。）に委任する。

2 | 金融庁長官は、第六十七条第二項の規定による届出の受理の権限を、当該届出をする銀行の本店の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

（經由官庁）

第三百二十二条 銀行（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件第一条の表の一の項の銀行の欄に掲げる銀行を除く。以下この条において同じ。）は、第六条第四項第五号イ、第七条第四項第五号イ、第十八条第四項第五号イ又は第十九条第四項第五号イの確認の申請を行う場合において、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務事務所、小樽出張所又は北見出張所があるときは、財務事務所長、小樽出張所所長又は北見出張所所長を経由してしなければならない。

2 | 銀行は、第三百七条第一項の規定により金融庁長官に承認申請書を提出するときは、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長を

金融庁長官は、第六十七条第二項の規定による届出の受理の権限を、当該届出をする銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長。次条において同じ。）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

（經由官庁）

第三百二十二条

銀行（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示

經由して提出しなければならない。

3 | 4 | (略)

附 則

(株式等エクスポージャーに関する経過措置)

第十三条 内部格付手法採用行は、新告示第百六十六条及び第百六十七条の規定にかかわらず、当該銀行が平成十六年六月二十八日以後九月三十日までの期間から当該内部格付手法採用行が選択する日(以下「基準日」という。)において保有するエクスポージャー(基準日に取得する約定を行ったエクスポージャーを含む。)のうち、基準日において次の各号のいずれかに該当するものについては、当該エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成二十六年六月三十日まで、当該エクスポージャーの額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。

一 新告示第一条第九号に掲げる性質を満たすエクスポージャーである場合(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に

第三十五号)第一条の表の一の項の銀行の欄に掲げる銀行を除く。以下この条において同じ。)は、第三百七条第一項の規定により金融庁長官に承認申請書を提出するときは、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長を經由して提出しなければならない。

2 | 3 | (略)

附 則

(株式等エクスポージャーに関する経過措置)

第十三条 内部格付手法採用行は、新告示第百六十六条及び第百六十七条の規定にかかわらず、当該銀行が平成十六年六月二十八日以後九月三十日までの期間から当該内部格付手法採用行が選択する日(以下「基準日」という。)において保有するエクスポージャー(基準日に取得する約定を行ったエクスポージャーを含む。)のうち、基準日において次の各号のいずれかに該当するものについては、当該エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成二十六年六月三十日まで、当該エクスポージャーの額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。

一 新告示第一条第九号に掲げる性質を満たすエクスポージャーである場合(新告示第八条第一項、第二十条第一項、第三十一条第一項又は第四十三条第一項に該当する場合を除く。)

に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十八号）第一条の規定による改正前の新告示第八条第一項、第二十条第一項、第三十一条第一項又は第四十三条第一項に該当する場合を除く。）

二 信託受益権又は投資のために設立された法人その他これに類するものに対する持分であつて、当該信託に属する全ての財産又は当該法人の保有する全ての資産が前号の条件を満たすものであり、かつ、当該銀行が当該資産のうち継続して保有されるものの銘柄及び額を特定することができる場合。ただし、当該保有資産が定款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指数（市場において一般的に用いられている上場株式の株価に関する指数をいう。）に沿って運用される場合には、特定することができるものとして扱うことができる。

2
5
(略)

二 信託受益権又は投資のために設立された法人その他これに類するものに対する持分であつて、当該信託に属するすべての財産又は当該法人の保有するすべての資産が前号の条件を満たすものであり、かつ、当該銀行が当該資産のうち継続して保有されるものの銘柄及び額を特定することができる場合。ただし、当該保有資産が定款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指数（市場において一般的に用いられている上場株式の株価に関する指数をいう。）に沿って運用される場合には、特定することができるものとして扱うことができる。

2
5
(略)

二 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充
 実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 国際統一基準（第二条―第十三条）</p> <p>第三章 国内基準（第十四条―第二十五条）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第五章 信用リスクの内部格付手法</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 信用リスク・アセットの額の算出</p> <p>第一款〜第七款の二（略）</p> <p>第八款 その他資産等（第一百五十六条―第一百五十六条の三）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第六章（略）</p> <p>第六章の二 CVAリスク</p> <p>第一節 算出方式（第二百四十八条の二）</p> <p>第二節 標準的リスク測定方式（第二百四十八条の三）</p> <p>第三節 先進的リスク測定方式（第二百四十八条の四・第二百四十八條の五）</p> <p>第七章 マーケット・リスク</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 第一基準（第二条―第十三条）</p> <p>第三章 第二基準（第十四条―第二十五条）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第五章 信用リスクの内部格付手法</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 信用リスク・アセットの額の算出</p> <p>第一款〜第七款の二（略）</p> <p>第八款 その他資産等（第一百五十六条）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第六章（略）</p> <p>第六章（新設）</p> <p>第七章 マーケット・リスク</p>

第一節 第六節 (略)

第八章・第九章 (略)

附則

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 子会社 銀行法(以下「法」という。)第二条第八項に規定する子会社をいう。

二 八 (略)

九 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。

イ 株式又は次に掲げる全ての性質を有するもの

(1) 3 (略)

ロ 金融機関のTier1資本の額又は基本的項目に算入される資本調達手段と同様の仕組みの金融商品

ハ・ニ (略)

十 (略)

十の二 国際統一基準行 第二条に規定する自己資本比率基準により自己資本比率を算出する銀行持株会社をいう。

十の三 国内基準行 第十四条に規定する自己資本比率基準により自己資本比率を算出する銀行持株会社をいう。

十一 22 (略)

二十三 上場株式 取引所金融商品市場(金融商品取引法第二条第

第一節 第六節 (略)

第八章・第九章 (略)

附則

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 子会社 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。)第二条第八項に規定する子会社をいう。

二 八 (略)

九 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。

イ 株式又は次に掲げるすべての性質を有するもの

(1) 3 (略)

ロ 金融機関の基本的項目に算入される資本調達手段と同様の仕組みの金融商品

ハ・ニ (略)

十 (略)

(新設)

(新設)

十一 22 (略)

二十三 上場株式 取引所金融商品市場(金融商品取引法第二条第

十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。)、店頭売買有価証券市場(同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。))又は外国金融商品市場(同法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。))において売買されている株式をいう。

二十四～三十四 (略)

三十五 事業法人向けエクスポージャー 法人、信託、事業者たる個人その他これらに準ずるもの(以下「事業法人」という。))に対するエクスポージャー(ソブリン向けエクスポージャー又は金融機関等向けエクスポージャーに該当するものを除く。)をいう。

三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ～ニ (略)

ホ 土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けエクスポージャー

へ～チ (略)

十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。)、店頭売買有価証券市場(金融商品取引法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。))又は外国金融商品市場(金融商品取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。))において売買されている株式をいう。

二十四～三十四 (略)

三十五 事業法人向けエクスポージャー 法人、信託、事業者たる個人その他これらに準ずるもの(以下「事業法人」という。))に対するエクスポージャーをいう。

三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ～ニ (略)

ホ 土地開発公社(公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)に規定する土地開発公社をいう。以下同じ。)、地方住宅供給公社(地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)に規定する地方住宅供給公社をいう。以下同じ。))及び地方道路公社(地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。))向けエクスポージャー

へ～チ (略)

リ 信用保証協会等（信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー

三十七 金融機関等向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ 金融機関（第七号ロに掲げる者を除く。次号イ(1)において同じ。）に対するエクスポージャー

ロ (略)

ハ 国際開発銀行に対するエクスポージャー（前号トに掲げるものを除く。）

ニ〜ヘ (略)

三十七の二 大規模規制金融機関等向けエクスポージャー 事業法人等向けエクスポージャーのうち、次に掲げる者に対するエクスポージャーをいう。

イ 大規模規制金融機関（次に掲げる者をいう。ロ(2)において同じ。）

(1) 規制金融機関（金融機関、保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）若しくは少額短期保険業者（同条第十八項に規定

リ 信用保証協会等（信用保証協会（信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）に規定する信用保証協会をいう。）、

農業信用基金協会（農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）に規定する農業信用基金協会をいう。）及び漁業信用基金協会（中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）に規定する漁業信用基金協会をいう。）をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー

三十七 金融機関等向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ 第七号に規定する金融機関（同号ロに掲げる者を除く。）に対するエクスポージャー

ロ (略)

ハ 国際開発銀行（前号トに掲げるものを除く。）に対するエクスポージャー

ニ〜ヘ (略)

(新設)

する少額短期保険業者をいう。)若しくは第一種金融商品取引業者若しくはこれらに準ずる外国の者又は銀行持株会社、同条第十六項に規定する保険持株会社若しくは金融商品取引法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社若しくはこれらに準ずる外国の者をいう。以下この号及び第八条第六項第一号において同じ。)であつてその連結貸借対照表の資産の部に計上した額が千億合衆国ドルに相当する額以上である者

(2) (1)に掲げる者の子法人等(銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。)第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。)

ロ 非規制金融機関(金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者(これに準ずる外国の者を含む。))であつて、次に掲げる者以外のもの(金融機関その他の金融システムに影響を及ぼすと認められる者と高い相関関係を有しないと認められる者を除く。)をいう。

(1) 規制金融機関

(2) 大規模規制金融機関(規制金融機関を除く。)

三十八〜五十二 (略)

五十三 適格債権担保 次の要件の全てを満たす債権であつて、内部格付手法採用行に担保として供されたものをいう。

イ・ロ (略)

ハ 債務者の子法人等又は関連法人等(令第四条の二第三項に規

三十八〜五十二 (略)

五十三 適格債権担保 次の要件のすべてを満たす債権であつて、内部格付手法採用行に担保として供されたものをいう。

イ・ロ (略)

ハ 債務者の子法人等(銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十

定する関連法人等をいう。以下同じ。）その他債務者とデフォルトの相関関係の高いものに対する債権ではないこと。

五十四～五十七 (略)

五十八 購入事業法人等向けエクスポージャー 内部格付手法採用行又は当該内部格付手法採用行の連結子法人等（銀行持株会社の子法人等であつて、連結自己資本比率（次条又は第十四条に規定する連結自己資本比率をいう。）の算出に当たり連結の範囲に含まれるものをいう。以下同じ。）が第三者から譲り受けた事業法人等向けエクスポージャーをいう。

五十九～七十二 (略)

七十三 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスポージャーの元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスポージャーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与（コミットメント（スタンドバイ契約、クレジットライン等をいう。以下同じ。）及び債権買取契約を含む。）であつて、かつ、次に掲げる性質を全て満たすものをいう。

イ・ロ (略)

ハ 信用供与を実行する以前に生じた損失の補填に利用されるものではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続

号。以下「令」という。）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）又は関連法人等（令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）その他債務者とデフォルトの相関関係の高いものに対する債権ではないこと。

五十四～五十七 (略)

五十八 購入事業法人等向けエクスポージャー 内部格付手法採用行又は当該内部格付手法採用行の連結子法人等（銀行持株会社の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。以下同じ。）が第三者から譲り受けた事業法人等向けエクスポージャーをいう。

五十九～七十二 (略)

七十三 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスポージャーの元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスポージャーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与（コミットメント（スタンドバイ契約、クレジットライン等をいう。以下同じ。）及び債権買取契約を含む。）であつて、かつ、次に掲げる性質をすべて満たすものをいう。

イ・ロ (略)

ハ 信用供与を実行する以前に生じた損失の補填に利用されるものではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続

的に無条件に実行されるように仕組みられたものでないこと。

二〇ト (略)

七十四〇七十七 (略)

七十七の二 CVAリスク クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動によりCVA(派生商品取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評価額との差額をいう。以下同じ。)が変動するリスクをいう¹⁾

七十八・七十九 (略)

八十 追加的リスク デフォルト・リスク及び格付遷移リスク(格付が変動した場合に資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。第八十二号、第三百三十六条第八項及び第七章において同じ。)をいう。

八十一 コリレーション・トレーディング 裏付資産又は参照資産等(第三十二号において指定している複数の法人又は資産をいう。以下同じ。)について売買双方の流動性のある市場を有する証券化取引(再証券化取引を除く。)又は特定順位参照型クレジット・デリバティブ(証券化エクスポージャーを参照するデリバティブを除く。)であって、全ての裏付資産又は参照資産等が単一の債務者に係る債権であるポジション(単一の債務者に係るクレジット・デリバティブを含む。)及び当該ポジションに対してヘッジ効果を発揮するポジションをいう。

的に無条件に実行されるように仕組みられたものでないこと。

二〇ト (略)

七十四〇七十七 (略)

(新設)

七十八・七十九 (略)

八十 追加的リスク デフォルト・リスク及び格付遷移リスク(格付が変動した場合に資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。第八十二号及び第七章において同じ。)をいう。

八十一 コリレーション・トレーディング 裏付資産又は参照資産等(第三十二号において指定している複数の法人又は資産をいう。以下この号、第二百八十条の六及び第二百八十条の七において同じ。)について売買双方の流動性のある市場を有する証券化取引(再証券化取引を除く。)又は特定順位参照型クレジット・デリバティブ(証券化エクスポージャーを参照するデリバティブを除く。)であって、全ての裏付資産又は参照資産等が単一の債務者に係る債権であるポジション(単一の債務者に係るクレジット・デリバティブを含む。)及び当該ポジションに対してヘッジ効

八十二 (略)

第二章 国際統一基準

(連結自己資本比率の計算方法)

第二条 海外営業拠点(外国に所在する支店又は法第十六条の二第一項第七号に掲げる会社(銀行又は長期信用銀行が総株主、総社員又は総出資者の議決権(以下「総株主等の議決権」という。))の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。)であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。以下同じ。)を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社及びその子会社の自己資本比率基準(以下この章において「連結自己資本比率」という。)は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 連結普通株式等Tier1比率 次の算式により得られる比率

$$\frac{\text{普通株式等Tier1資本の額(普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額)} - \text{普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額} + \text{ワーケット・リスク相当額の合計額} - \text{リース相当額の合計額}}$$

・リース相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

果を發揮するポジションをいう。

八十二 (略)

第二章 第一基準

(算式)

第二条 海外営業拠点(外国に所在する支店又は法第十六条の二第一項第七号に掲げる会社(銀行又は長期信用銀行が総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。)であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。以下同じ。)を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社及びその子会社の連結自己資本比率基準(次条において「第一基準」という。)は、次の算式により得られる比率について、八パーセント以上とする。

$$\frac{\text{自己資本の額(基本的項目} + \text{補充的項目} + \text{準備補充的項目} - \text{控除項目)}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額} + \text{ワーケット・リスク相当額の合計額} - \text{リース相当額の合計額}}$$

・リース相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

二 連結Tier1比率 次の算式により得られる比率について、
八パーセント以上とする。

Tier1資本の額（普通株式等Tier1資本の額＋
その他Tier1資本の額（その他Tier1資本に係る
基礎項目の額－その他Tier1資本に係る調整項目
の額））

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当
額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル
・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

三 連結総自己資本比率 次の算式により得られる比率について、
八パーセント以上とする。

総自己資本の額（Tier1資本の額＋Tier2資本
の額（Tier2資本に係る基礎項目の額－Tier2
資本に係る調整項目の額））

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当
額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル
・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

（連結の範囲）

第三条 連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものと
する。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表
の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第
二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成する

（連結の範囲）

第三条 第一基準は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。こ
の場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、
様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号
。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする

こととする。ただし、銀行持株会社が銀行及び法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで又は第十二号に掲げる会社を子会社としてしている場合における当該子会社（第八条第八項第一号ロ、第十五条第一項及び第二十条第一項において「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、銀行持株会社が法第五十二条の二十三第一項第四号、第四号の二又は第八号に掲げる会社（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等（第五条第二項第一号イ(1)、第十五条第二項及び第二十条第一項第二号ハにおいて「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

（マーケット・リスク相当額不算入の特例）

第四条 銀行持株会社は、次の各号に掲げる条件の全てを満たす場合には、第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額（以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。）を算入しないことができる。

一 当該銀行持株会社に係る直近の期末（中間期末を含む。以下同じ。）から連結自己資本比率の算出を行う日（以下「算出基準日」という。）までの間における銀行持株会社及びその子会社の特

る。ただし、銀行持株会社が銀行及び法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで又は第十二号に掲げる会社を子会社としてしている場合における当該子会社（第八条第一項、第十五条第一項及び第二十条第一項において「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、銀行持株会社が法第五十二条の二十三第一項第四号、第四号の二又は第八号に掲げる会社（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等（第八条第一項、第十五条第二項及び第二十条第一項において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

（マーケット・リスク相当額不算入の特例）

第四条 銀行持株会社は、次の各号に掲げる条件の全てを満たす場合には、第二条の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額（以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。）を算入しないことができる。ただし、当該算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、準補完的項目を算入してはならない。

一 当該銀行持株会社に係る直近の期末（中間期末を含む。以下同じ。）から連結自己資本比率（第二条又は第十四条の算式により得られる比率をいう。以下同じ。）の算出を行う日（以下「算出

定取引等（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十三条の六の三第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に係る資産（証券化取引を目的として保有している資産及び第二百四十八条の三第一項又は第二百四十八条の四第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。）及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末における連結貸借対照表に計上されている総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

二 (略)

三 直近の算出基準日において第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

(普通株式等Tier1資本の額)

第五条 第二条第一号の算式において、普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 普通株式に係る株主資本の額（社外流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）を除く。）

二 その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額

三 普通株式に係る新株予約権の額

四 普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額

2 第二条第一号の算式において、普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

基準日」という。）までの間における銀行持株会社及びその子会社の特定取引等（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十三条の六の三第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に係る資産（証券化取引を目的として保有している資産を除く。以下同じ。）及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末における連結貸借対照表に計上されている総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

二 (略)

三 直近の算出基準日において第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

(基本的項目)

第五条 第二条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）、その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第二項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合にあつては、同号に規

一 次に掲げる額の合計額

イ 次に掲げる無形固定資産の額の合計額

- (1) 無形固定資産（のれんに係るものに限り、のれん相当差額（他の金融機関等（第八条第六項第一号に規定する他の金融機関等をいう。）であつて、連結子会社（連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいう。以下この(1)において同じ。）である保険子法人等又は持分法（同条第八号に規定する持分法をいう。以下この(1)、第九条第一項及び第二十一条第一項において同じ。）が適用される者に係る差額（連結子会社である保険子法人等にあつては連結財務諸表規則第二十八条第五項の規定によりのれんに含めて表示される差額をいい、持分法が適用される者にあつてはこれに相当するものをいう。）をいう。第十条第二項第一号へにおいて同じ。）を含む。）の額

- (2) 無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額

ロ 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額

- ハ 繰延ヘッジ損益（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が前項第二号のその他の包括利益累計額の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。）の額

ニ 内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージ

定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。第十七条において同じ。）
為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第四号及び第六号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除したものとす。

一 のれんに相当する額（正の値である場合に限る。以下同じ。）

二 営業権（のれんを除く。以下同じ。）に相当する額

三 企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産（のれんを除く。第十条、第十七条及び第二十二条において同じ。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。第十条、第十七条及び第二十二条において同じ。）

四 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

五 内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額（第二百二十八条に定める期待損失額をいう。以下この章及び次章において同じ。）の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上

ヤー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額（第二百二十八条に規定する期待損失額をいう。以下この章及び次章において同じ。）の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額

ホ 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

ヘ 負債の時価評価（銀行持株会社又は連結子法人等の信用リスクの変動に基づくものに限る。）により生じた時価評価差額であつて自己資本に算入される額

ト 前払年金費用の額

二 自己保有普通株式の額

三 意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額

四 少数出資金金融機関等の普通株式の額

五 特定項目に係る十パーセント基準超過額

六 特定項目に係る十五パーセント基準超過額

七 その他Tier1資本不足額

3 第一項の「普通株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

一 残余財産の分配について、最も劣後するものであること。

二 残余財産の分配について、一定額又は上限額が定められておらず、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、株主の保有する株式の数に応じて公平に割当てを受けるものであること。

回る額の五十パーセントに相当する額

2 あらかじめ定められた期間が経過した後には一定の金利又は配当率（以下「ステップ・アップ金利等」という。）を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等（専ら当該銀行持株会社及びその子会社の資本調達を目的として海外に設立された連結子法人等（以下「海外特別目的会社」という。）の発行する優先出資証券を含む。）の発行について、発行予定株式等の額及び発行済株式等の額の合計額は発行時の基本的項目の額及び当該発行予定株式等の額の合計額の十五パーセントを限度とする。

3 海外特別目的会社の発行する優先出資証券については、次に掲げる条件の全てを満たす場合に限り、当該優先出資証券に係る連結子法人等の少数株主持分について基本的項目に算入できる。

一 非累積的永久優先出資であること。

二 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

三 発行代り金が当該銀行に即時かつ無制限に利用可能であり、業務を継続しながら当該銀行持株会社及びその子会社の損失の補填に充当されるものであること。

4 前項の優先出資証券について、償還を行う場合に当該証券発行後五年を経過した日以降に海外特別目的会社の任意により実行されるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還を行うことができるものについて同項の適用があるものとする。

一 当該償還を行った後において当該銀行持株会社及びその子会社

- 三| 償還期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、償還されるものでないこと。
- 四| 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。
- 五| 剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われ、その額が株式の払込金額を基礎として算定されるものでなく、かつ、分配可能額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の配当について上限額が定められていないこと。
- 六| 剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと。
- 七| 剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものでないこと。
- 八| 他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。
- 九| 発行者の倒産手続（破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続をいう。以下同じ。）に関し当該発行者が債務超過（債権者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。以下同じ。）にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。
- 十| 払込金額が適用される企業会計の基準において株主資本として

- が十分な連結自己資本比率を維持することができると見込まれるとき。
- 二| 当該償還の額以上の額の資本調達を行うとき。
 - 五| 第三項の優先出資証券について、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である海外特別目的会社が償還を行う蓋然性が高いと認められるときは、同項の適用はないものとする。
 - 六| 第一項中「その他有価証券」とは、連結財務諸表規則第二条第十号に規定するものをいう（以下この章及び次章において同じ。）。
 - 七| 金融庁長官が別に定める銀行持株会社について、繰延税金資産の純額（繰延税金資産から繰延税金負債を控除したものをいう。第十条、第十七条及び第二十二条において同じ。）に相当する額が第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は、当該上回る額を同項に規定する基本的項目の額から控除した額を当該銀行持株会社の基本的項目の額とする。

計上されるものであること。

十一 発行者により現に発行され、払込済みであり、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

十三 株主総会、取締役会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づき発行されたものであること。

十四 発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段と明確に区別して記載されるものであること。

4 第二項第一号イ又はトに掲げる額を算出する場合において、これらの規定に掲げる額に関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの規定に掲げる額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺することができる。

(その他Tier1資本の額)

第六条 第二条第二号の算式において、その他Tier1資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額(社外流出予定額を除く。)

二 その他Tier1資本調達手段に係る負債の額

(補完的項目)

第六条 第二条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額(前条に定める基本的項目の額をいう。以下この条及び次条において同じ。)から次条に定める補完的項目の額を控除した額を超えない額(第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目

- 三 其他Tier 1資本調達手段に係る新株予約権の額
 - 四 特別目的会社等の発行する其他Tier 1資本調達手段の額
 - 五 その他Tier 1資本に係る調整後少数株主持分等の額
- 2 第二条第二号の算式において、其他Tier 1資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。
- 一 自己保有其他Tier 1資本調達手段の額
 - 二 意図的に保有している他の金融機関等の其他Tier 1資本調達手段の額
 - 三 少数出資金融機関等の其他Tier 1資本調達手段の額
 - 四 その他金融機関等の其他Tier 1資本調達手段の額
 - 五 Tier 2資本不足額
- 3 第一項第四号に掲げる特別目的会社等の発行する其他Tier 1資本調達手段の額は、特別目的会社等（専ら銀行持株会社の資本調達を行うことを目的として設立された連結子法人等をいう。以下同じ。）の資本調達手段のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものの額とする。
- 一 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段が其他Tier 1資本調達手段に該当するものであること。
 - 二 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該特別目的会社等の親法人等（令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）である銀行持株会社が即時かつ無制限に利用可能であること。
 - 三 前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段が

- の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第三号イに掲げる一般貸倒引当金については、第二条の算式の分母（内部格付手法採用行にあつては、第三百三十条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額）の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第三号ロに掲げる額については、第三百三十条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株（残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、連結貸借対照表計上額に残存年数（一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数）から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。）については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。
- 一 その他有価証券（第八条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。）について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額（ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。）の四十五パーセントに相当する額
 - 二 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パー

その他Tier1資本調達手段に該当するものであること。

四 当該特別目的会社等の親法人等である銀行持株会社がその総株主等の議決権の全てを保有すること。

4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式（前条第三項に規定する普通株式をいう。以下この章において同じ。）に該当するものを除く。）をいう。

一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。

二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。

三 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

四 償還期限が定められておらず、あらかじめ定めた期間が経過した後に乗せされる一定の金利又は配当率（以下「ステップ・アップ金利等」という。）に係る特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五

セントに相当する額

三 次に掲げるものの合計額

イ 一般貸倒引当金（内部格付手法採用行においては第百二十九条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十八条において同じ。）

ロ 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額

四 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するものと。無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済みのものであること。

ロ 次項に規定する場合を除き、償還されないものであること。

ハ 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。

二 利払いの義務の延期が認められるものであること。

五 期限付劣後債務（契約時における償還期間が五年を超えるものに限る。）

六 期限付優先株

2 前項第四号から第六号までに掲げるものについて、同項第四号に掲げるものの償還又は同項第五号若しくは第六号に掲げるものの期限前償還（以下この条において「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である銀行持株会社又はそ

年を経過する日前)に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 償還又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しのための資本調達(当該償還又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。)が当該償還又は買戻しの時以前に行われること。

(2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結自己資本比率を維持することが見込まれること。

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

七 剰余金の配当又は利息の支払の停止について、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 剰余金の配当又は利息の支払の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること。

ロ 剰余金の配当又は利息の支払の停止を決定することが発行者

の子会社の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるもの限り、同項第四号から第六号までに掲げるものに該当するものとする。

一 当該償還等を行った後において当該銀行持株会社及びその子会社が十分な連結自己資本比率を維持することができると見込まれるとき。

二 当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。

3 第一項第四号から第六号までに掲げるものについて、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である銀行持株会社又はその子会社が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日とその償還期日とみなす。

-
- の債務不履行とならないこと。
- 八 剰余金の配当又は利息の支払の停止により流出しなかった資金を発行者が完全に利用可能であること。
- 九 剰余金の配当又は利息の支払の停止を行った場合における発行者に対する一切の制約（同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当及び利息の支払に関するものを除く。）がないこと。
- 十 剰余金の配当又は利息の支払が、法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われるものであること。
- 十一 剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。
- 十二 発行者の倒産手続に關し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。
- 十三 負債性資本調達手段である場合には、第二条第一号の算式における連結普通株式等Tier1比率が一定の水準を下回ったときに連結普通株式等Tier1比率が当該水準を上回るために必要な額又はその全額の元本の削減又は普通株式への転換（以下「元本の削減等」という。）が行われる特約その他これに類する特約が定められていること。
- 十四 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。
-

十三 ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関して有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。

十四 特別目的会社等が発行する資本調達手段である場合には、発行代り金を利用するために発行される資本調達手段が前各号及び次号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該資本調達手段の発行者が発行代り金の全額を即時かつ無制限に利用可能であること¹⁾。

十五 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合は、この限りでない。

5 第二条第二号の算式において、その他Tier 1資本に係る調整項目の額がその他Tier 1資本に係る基礎項目の額を上回る場合には、その他Tier 1資本の額は、零とする。

(Tier 2資本の額)

第七条 第二条第三号の算式において、Tier 2資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、Tier 2資本

(準補完的項目)

第七条 第二条の算式において準補完的項目の額は、基本的項目の額が同条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額及びオペ

調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額に算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一 Tier 2資本調達手段に係る株主資本の額（社外流出予定額を除く。）

二 Tier 2資本調達手段に係る負債の額

三 Tier 2資本調達手段に係る新株予約権の額

四 特別目的会社等の発行するTier 2資本調達手段の額

五 Tier 2資本に係る調整後少数株主持分等の額

六 次に掲げる額の合計額

イ 一般貸倒引当金（内部格付手法採用行においては第二百二十九条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十九条において同じ。）の額（当該額が第二条各号の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあつては、第三百三十条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

ロ 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の

レシヨナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額の四パーセントに相当する額を上回る場合においては、次の各号に掲げる性質のすべてを有する劣後債務（以下この章において「短期劣後債務」という。）の合計額のうち、当該上回る額の二百五十パーセントに相当する額、第十一条に定めるマーケット・リスク相当額の合計額の七分の五に相当する額及び基本的項目の額のうち最も小さい額を超えない額に相当する額とし、基本的項目の額が第二条の信用リスク・アセットの額の合計額の四パーセントに相当する額以下である場合においては、算入しないものとする。

一 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

二 契約時における償還期間が二年以上のものであること。

三 約定された償還期日以前に償還されないものであること。

四 銀行持株会社又はその子会社が当該劣後債務の元利払いを行った後においても連結自己資本比率が八パーセント以上となる場合を除き、元利払いを行わないとの特約が付されていること。

合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第百三十条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

2 | 第二条第三号の算式において、Tier2資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 | 自己保有Tier2資本調達手段の額

二 | 意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額

三 | 少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額

四 | その他金融機関等のTier2資本調達手段の額

3 | 第一項第四号に掲げる特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額は、特別目的会社等の資本調達手段のうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの（前条第三項各号に掲げる要件の全てを満たすものを除く。）の額とする。

一 | 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Tier

1資本調達手段（前条第四項に規定するその他Tier1資本調達手段をいう。以下この章において同じ。）又はTier2資本調達手段に該当するものであること。

二 | 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該特別目的会社等の親法人等である銀行持株会社が即時かつ無制限に利用可能であること。

三 | 前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段がその他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段に該

当するものであること。

四 当該特別目的会社等の親法人等である銀行持株会社がその総株主等の議決権の全てを保有すること。

4 第一項及び前項の「Tier2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式又はその他Tier1資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。

二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務（劣後債務を除く。）に対して劣後の内容を有するものであること。

三 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

四 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。次号において同じ。）を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行

後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 償還等又は買戻しに際し、自己資本の充実に付いて、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

ロ 償還等又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 償還等又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還等又は買戻しのための資本調達（当該償還等又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還等又は買戻しの時以前に行われること。

(2) 償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結自己資本比率を維持することが見込まれること。

六 発行者が債務の履行を怠った場合における期限の利益の喪失に ついての特約が定められていないこと。

七 剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。

八 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

九 特別目的会社等が発行する資本調達手段である場合には、発行

代り金を利用するために発行される資本調達手段が前各号及び次号に掲げる要件の全て又は前条第四項各号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該資本調達手段の発行者が発行代り金の全額を即時かつ無制限に利用可能であること。

十 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合は、この限りでない。

5 第二条第三号の算式において、Tier 2資本に係る調整項目の額がTier 2資本に係る基礎項目の額を上回る場合には、Tier 2資本の額は、零とする。

(調整後少数株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第八条 第五条第一項第四号、第六条第一項第五号及び前条第一項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Tier 1資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等(連結子法人等(特別目的会社等を除く。以下この条において同じ。))のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若

第八条 第二条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(控除項目)

一 他の銀行持株会社若しくはその子会社又は長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくはその子会社又は他の金融機関(以下この条及び第二十条において「銀行持株会社等」という。)

しくはこれと類似の基準（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）を含む。）の適用を受ける者をいう。以下この号において同じ。）の少数株主持分相当普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）。以下「銀行告示」という。）第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額をいい、当該特定連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とする。以下この号において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等である銀行持株会社の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に普通株式等Tier1資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の少数株主持分相当普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額を単体普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

イ 当該特定連結子法人等の銀行告示第二条各号の算式の分母の額（当該特定連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とする。ロにおいて同じ。）に七パーセントを乗

の連結自己資本比率又は自己資本比率の向上のため、意図的に当該他の銀行持株会社等の株式その他の資本調達手段を保有していると認められる場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させると認められる場合を含む。）における、当該保有している他の銀行持株会社等の資本調達手段（預金保険法第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等の際に保有することとなった同条第一項に規定する救済金融機関及び救済銀行持株会社等の資本調達手段を除く。以下この条及び第二十条において同じ。）（以下「意図的に保有している他の銀行持株会社等の資本調達手段」という。）の額

二 銀行持株会社又は連結子法人等が保有している次に掲げるものの資本調達手段（前号に該当するものを除く。）の額を合算した額

イ 金融子会社（保険会社等を除く。）であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結の範囲に含まれないもの

ロ 当該銀行持株会社が銀行又は法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで又は第十二号に掲げる会社（同項第十号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むものを除く。以下この号及び第二十条第一項において「金融業務を営む会社」という。）（保険会社等を除く。）を子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第

じて得た額

ロ 第二条各号の算式の分母の額のうち当該特定連結子法人等に
関連するものの額（当該特定連結子法人等の銀行告示第二条各
号の算式の分母の額に関連するものの額をいう。）に七パーセ
ントを乗じて得た額

二 第六条第一項第五号に掲げるその他Tier1資本に係る調整
後少数株主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分等相当T
ier1資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体Tier
1資本に係る基礎項目の額（銀行告示第十四条第一号の算式にお
ける普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額及び同条第二
号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額（銀
行告示第十八条第一項第四号に掲げる額を除く。）の合計額をい
い、当該連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当
する額とする。以下この項において同じ。）のうち当該連結子法
人等の親法人等である銀行持株会社の連結貸借対照表の純資産の
部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債とし
て計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあつては、零
とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げ
る額のいずれか少ない額にTier1資本に係る第三者持分割合
（連結子法人等の少数株主持分等相当Tier1資本に係る基礎
項目の額を単体Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た
割合をいう。）を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四
号に掲げる額を控除した額とする。

一項各号又は第二項に該当するため、連結の範囲に含まれない
もの（イに掲げるものを除く。）

ハ 保険子法人等

二 当該銀行持株会社が金融業務を営む会社を関連法人等として
いる場合における当該関連法人等（次条、第二十条第一項及び
第二十一条において「金融業務を営む関連法人等」という。）

三 第五十七条の五第二項第二号、第三三条及び第五十五条の二
第二項第二号の規定により控除されることとなる額

四 内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポー
ジ及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適
格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パー
セントに相当する額

五 第四百四十四条第一項第二号に定めるPDLGD方式の適用対象
となる株式等エクスポージャーの期待損失額

六 第二百二十五条（百五条、第十四条第一項及び第二百八十
条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する控除項
目の額の合計額

2 前項第一号に規定する意図的に保有している他の銀行持株会社等
の資本調達手段が当該他の銀行持株会社等にとって次の表の各号の
上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有し
ている銀行持株会社及びその子会社の連結自己資本比率の算出の際
に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各号の下欄
に掲げる額を控除項目の額から除くことができる。この場合におい

イ 当該連結子法人等の銀行告示第二条各号の算式の分母の額（当該連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とする。ロにおいて同じ。）に八・五パーセントを乗じて得た額

ロ 第二条各号の算式の分母の額のうち当該連結子法人等に関連するものの額（当該連結子法人等の銀行告示第二条各号の算式の分母の額に関連するものの額をいう。）に八・五パーセントを乗じて得た額

三 前条第一項第五号に掲げるTier2資本に係る調整後少数株主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎項目の額及び銀行告示第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額（銀行告示第十九条第一項第四号に掲げる額を除く。）の合計額をいい、当該連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とする。以下この号において同じ。）のうち当該連結子法人等の親法人等である銀行持株会社の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三者持分割合（連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除

て、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるものの額とする。

<p>他の銀行持株会社等の資本調達手段</p>	<p>連結自己資本比率の算出の際の額</p>
<p>一 第六条第一項第四号に掲げるもの及びこれに準ずるもの</p>	<p>第六条第一項第一号から第四号までに掲げるものうち、補完的項目に算入されないものの額</p>
<p>二 第六条第一項第五号及び第六号に掲げるもの並びにこれらに準ずるもの</p>	<p>次に掲げるものの合計額 イ 第六条第一項第五号及び第六号に掲げるものうち、補完的項目に算入されないものの額 ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額</p>
<p>三 短期劣後債務及びこれに準ずるもの</p>	<p>次に掲げるものの合計額 イ 短期劣後債務のうち、補完的項目に算入されないものの額 ロ 前号の下欄に掲げる額が同号</p>

して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四号及び第六条第一項第五号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

イ 当該連結子法人等の銀行告示第二条各号の算式の分母の額(当該連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とする。ロにおいて同じ。)に十・五パーセントを乗じて得た額

ロ 第二条各号の算式の分母の額のうち当該連結子法人等に関するものの額(当該連結子法人等の銀行告示第二条各号の算式の分母の額に関連するものの額をいう。)に十・五パーセントを乗じて得た額

2

前項第二号に定める額を算出する場合において、連結子法人等に当該連結子法人等の子法人等である特別目的会社等があるときは、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の額を、同号のその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

一 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Tier1資本調達手段に該当するものであること。

二 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該連結子法人等が即時かつ無制限に利用可能であること。

三 前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段がその他Tier1資本調達手段に該当するものであること。

四 当該連結子法人等が当該特別目的会社等の総株主等の議決権の

の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額

全てを保有すること。

3| 第一項第三号に定める額を算出する場合において、連結子法人等に当該連結子法人等の子法人等である特別目的会社等があるときは、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該特別目的会社等の発行する資本調達手段（前項各号に掲げる要件の全てを満たすものを除く。）の額を、第一項第三号のTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

一 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段に該当するものであること。

二 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該連結子法人等が即時かつ無制限に利用可能であること。

三 前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段がその他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段に該当するものであること。

四 当該連結子法人等が当該特別目的会社等の総株主等の議決権の全てを保有すること。

4| 第五条第二項第二号、第六条第二項第一号及び前条第二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第二号に掲げる自己保有普通株式の額は、銀行持株会社又は連結子法人等が当該銀行持株会社又は連結子法人等の資本調達手段（自己株式（連結財務諸表規則第二条第十九号に規定する自己株式をいう。）に該当するものを除く。）を保有して

いる場合（法人等（令第四条の二第二項に規定する法人等をいう。以下同じ。）であつて、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない者（以下この条において「連結範囲外の法人等」という。）に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該資本調達手段（次号及び第三号、次項並びに第十条第二項第一号へにおいて「自己保有資本調達手段」という。）のうち普通株式に該当するものの額とする⁹¹。

二 第六条第二項第一号に掲げる自己保有その他Tier1資本調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に該当するものの額とする。

三 前条第二項第一号に掲げる自己保有Tier2資本調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。

5 | 前項各号に定める額を算出する場合において、銀行持株会社又は連結子法人等が自己保有資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、当該自己保有資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

6 | 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号及び前条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、銀行持株会社又は連結子法人等が金融機

関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であつて連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（以下この章において「他の金融機関等」という。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（普通株式（みなし普通株式（普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも該当しない資本調達手段（規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において第二条第三号の算式における総自己資本の額に相当するものを構成するものに限る。）を含む。以下この条において同じ。）、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段をいう。以下この条及び第十条第二項第一号へにおいて同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該銀行持株会社又は連結子法人等の普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場合（銀行持株会社若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（次号及び第三号に

において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。）のうち普通株式に該当するものの額とする。

二 第六条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に該当するものの額とする。

三 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。

7 | 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号及び前条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額（少数出資金金融機関等（銀行持株会社及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）の対象資本調達手段を銀行持株会社又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行持株会社又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段の額の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。）から少数

出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に少数出資に係る普通株式保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

二 第六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier 1資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier 1資本調達手段に該当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

三 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier 2資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に該当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

8 第六条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第六条第二項第四号に掲げるその他Tier

r1資本調達手段の額は、その他金融機関等（次に掲げる者又はこれに準ずる外国の者をいう。）の対象資本調達手段を銀行持株会社又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行持株会社又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。）のうちその他Tier1資本調達手段に該当するものの額とする。

イ 当該銀行持株会社及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等の

ロ 連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない金融子会社（イに掲げる者を除く。）

ハ 当該銀行持株会社が銀行又は法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社（同項第十号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むものを除く。以下この号及び第二十條第一項において「金融業務を営む会社」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（イ及びロに掲げる者を除く。）

ニ 当該銀行持株会社が金融業務を営む会社を関連法人等として

いる場合における当該関連法人等（次条、第二十条第一項及び第二十一条において「金融業務を営む関連法人等」という。）

（イに掲げる者を除く。）

ホ 他の金融機関等であつて、当該銀行持株会社を子法人等とする親法人等である者（イに掲げる者を除く。）

ヘ 他の金融機関等であつて、当該銀行持株会社を子法人等とする親法人等の子法人等（当該銀行持株会社を除く。）又は関連法人等である者（イからホまでに掲げる者を除く。）

9 | 二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。

第五条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

二 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額から特定項

目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

第五条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するもの、無形固定資産（モーゲージ・サブシング・ライツに係るものに限る。次号において同じ。）及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第五条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額
- 二 特定項目に係る調整対象額に、無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

三 特定項目に係る調整対象額に、繰延税金資産の額から前項第三号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

11| 第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、銀行持株会社又は連結子法人等が少数出資金融機関等の対象資本調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

12| 第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び第十項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段

二 引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

13| 第九項第三号及び第十項第三号並びに第五条第二項第一号ロに掲

ける額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第四項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

- 一 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額 繰延税金負債の額のうち当該額に繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額を繰延税金資産の額で除して得た割合を乗じて得た額
- 二 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 繰延税金負債の額のうち前号に定める額を控除した額

14 第五条第二項第七号及び第六条第二項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

- 一 第五条第二項第七号に掲げるその他Tier1資本不足額は、第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額からその他Tier1資本に係る基礎項目の額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）とする。
- 二 第六条第二項第五号に掲げるTier2資本不足額は、第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額からTier2資本に係る基礎項目の額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）とする。

（比例連結）

第九条 金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条

（比例連結）

第九条 金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条

において同じ。)について、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、第五条第二項、前条第六項から第十二項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二条各号の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法(会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している銀行持株会社及び連結子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。次項及び第二十一条において同じ。)により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、当該金融業務を営む関連法人等は連結子法人等とみなす。

一 当該金融業務を営む関連法人等に投資を行う二以上の法人等(以下この項において「共同支配会社」という。)が共同でその事業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結していること。

二・三 (略)

四 当該金融業務を営む関連法人等とする銀行持株会社が当該銀行持株会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約その他これに類するもの(第二十一条第一項第四号に

において同じ。)について、次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合には、前条第一項の規定(同項第二号二に係る部分に限る。)

(一)にかかわらず、第二条の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法(会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している銀行持株会社及び連結子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。次項及び第二十一条において同じ。)により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法(連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。第二十一条第一項において同じ。)を適用しないものとし、当該関連法人等は連結子法人等とみなす。

一 当該金融業務を営む関連法人等に投資を行う二以上の法人等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。以下この章から第四章までにおいて同じ。)(以下この項において「共同支配会社」という。)が共同でその事業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結していること。

二・三 (略)

四 当該銀行持株会社が当該銀行持株会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等がないこと。

において「契約等」という。）がないこと。

2
(略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十条 第二条各号の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあっては第二十六条に定めるものを、内部格付手法採用行にあっては第三十条に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

- 一 第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの
- イ 個別貸倒引当金（内部格付手法採用行にあっては、その他資産（第五十六条第二項に規定する資産をいう。第二十二条第二項第一号及び第三十条第一号において同じ。）に対して計上されているものに限る。）
- ロ 特定海外債権引当勘定
- ハ 支払承諾見返勘定
- ニ 派生商品取引に係る資産
- ホ 有価証券、コモディティ又は外国通貨（以下「有価証券等」という。）及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金
- ヘ 自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産（

2
(略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十条 第二条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあっては第二十六条に定めるものを、内部格付手法採用行にあっては第三十条に定めるものをいう。

2 銀行持株会社及びその子会社は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

- 一 第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 のれんに相当する額、営業権に相当する額、企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金（内部格付手法採用行にあっては、その他資産（第五十六条第二項に規定する資産をいう。以下同じ。）に対して計上されているものに限る。）に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定に相当する額、派生商品取引に係る資産に相当する額、有価証券、コモディティ又は外国通貨（以下「有価証券等」という。）及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金に相当する額、金融庁長官が別に定める銀行持株会社について繰延税金資産の純額に相当する額が第五条第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は当該上回る額及び第八条第一項に定め

のれん相当差額を含む。) 、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト 第五条第四項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分

二 第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号イからトまでに定めるもの並びに銀行持株会社及び連結子法人等における特定取引等に係る資産

3 第一項の規定にかかわらず、清算機関等(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第三十一条に規定する清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。)に対するエクスポージャーのうち、次に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一・二 (略)

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第十一条 第二条各号の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、銀行持株会社及び連結子法人等における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産(第五条第二項第二号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで又は

る控除項目の額

二 第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの並びに銀行持株会社及び連結子法人等における特定取引等に係る資産

3 銀行持株会社及びその子会社は、清算機関等(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第三十一条に規定する清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。)に対するエクスポージャーのうち、次の各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一・二 (略)

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第十一条 第二条の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、銀行持株会社及び連結子法人等における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産を対象とし、第七章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現

第七条第二項各号に掲げる額に該当する部分を除く。)を対象とし、第七章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金(銀行持株会社の子会社における本支店間の取引を含む。)並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

(オペレーショナル・リスク相当額の合計額)

第十二条 第二条各号の算式においてオペレーショナル・リスク相当額の合計額は、第八章に定めるところにより算出するものの合計額とする。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十三条 内部格付手法採用行は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。)を第二条各号の算式の分母に加えなければならない。

金預け金、預金及びコール資金(銀行持株会社の子会社における本支店間の取引を含む。)並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

(オペレーショナル・リスク相当額の合計額)

第十二条 第二条の算式においてオペレーショナル・リスク相当額の合計額は、第八章に定めるところにより算出するものの合計額とする。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十三条 内部格付手法採用行は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。)を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法採用行は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第二条各号の算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、銀行持株会社が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条各号の算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法採用行にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用行にあつては標準的手法を含む。第二十五条第四項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第七条第一項第六号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除し

一・二 (略)

2 先進的計測手法採用行は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、銀行持株会社が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第八条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法採用行にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用行にあつては標準的手法を含む。第二十五条第四項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により

た額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第二百八十二条に規定する基礎的手法を含む。第二十五条第四項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第七条第一項第六号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第六号に掲げる額を控除した額をいう。

第三章 国内基準

(算式)

第十四条 海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社としていない銀行持株会社及びその子会社の自己資本比率基準（以下この章において「連結自己資本比率」という。）は、次の算式により

算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第八条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第二百八十二条に規定する基礎的手法を含む。第二十五条第四項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第八条の定めるところにより控除される額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額を控除した額をいう。

第三章 第二基準

(算式)

第十四条 海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社としていない銀行持株会社及びその子会社の連結自己資本比率基準（次条において「第二基準」という。）は、次の算式により得られる比

得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額（基本的項目＋補完的項目＋準補完的項目
－控除項目）

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

（連結の範囲）

第十五条 連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表規則に基づき作成することとする。ただし、金融子会社については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

2 （略）

（基本的項目）

第十七条 第十四条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）、その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるま

率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額（基本的項目＋補完的項目＋準補完的項目
－控除項目）

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

（連結の範囲）

第十五条 第二基準は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表規則に基づき作成することとする。ただし、金融子会社については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

2 （略）

（基本的項目）

第十七条 第十四条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）、その他有価証券評価差損、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。

で純資産の部に繰り延べる方法をいう。)を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益(同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券(連結財務諸表規則第二条第十八号に規定するその他有価証券をいう。第二十二条第二項第一号において同じ。))をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。)の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。)、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分(当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。))の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。

- 一 のれんに相当する額(正の値である場合に限る。以下同じ。)
- 二 営業権(のれんを除く。以下同じ。)に相当する額
- 三 企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産(のれんを除く。第二十二条第二項第一号において同じ。))に相当する額(企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。同号において同じ。)

四・五 (略)

2 ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等(専ら当該銀行持株会社及びその子会社の資本調達を目的として海外に設立された連結子法人等(以下「海外特別

- 一 のれんに相当する額
- 二 営業権に相当する額
- 三 企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当する額

四・五 (略)

2 ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。))の発行について、発行予定株式等の額及び発行済株式等の

「目的会社」という。)の発行する優先出資証券を含む。)の発行について、発行予定株式等の額及び発行済株式等の額の合計額は発行時の基本的項目の額及び当該発行予定株式等の額の合計額の十五パーセントを限度とする。

355 (略)

6 金融庁長官が別に定める銀行持株会社について、繰延税金資産の純額(繰延税金資産から繰延税金負債を控除したものをいう。第十二条第二項第一号において同じ。)に相当する額が第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は、当該上回る額を同項に規定する基本的項目の額から控除した額を当該銀行持株会社の基本的項目の額とする。

(控除項目)

第二十条 第十四条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 他の銀行持株会社若しくはその子会社又は長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくはその子会社又はその他の金融機関(以下この条及び第二十条において「銀行持株会社等」という。)の連結自己資本比率又は自己資本比率の向上のため、意図的に当該他の銀行持株会社等の株式その他の資本調達手段を保有していること認められる場合(第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させると認められる場合を含む。)における

額の合計額は発行時の基本的項目の額及び当該発行予定株式等の額の合計額の十五パーセントを限度とする。

355 (略)

6 金融庁長官が別に定める銀行持株会社について、繰延税金資産の純額に相当する額が第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は、当該上回る額を同項に規定する基本的項目の額から控除した額を当該銀行持株会社の基本的項目の額とする。

(控除項目)

第二十条 第十四条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段の額

る、当該保有している他の銀行持株会社等の資本調達手段（預金
保険法第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九
条第二項に規定する合併等の際に保有することとなった同条第一
項に規定する救済金融機関及び救済銀行持株会社等の資本調達手
段を除く。以下この条において同じ。）（以下「意図的に保有し
ている他の銀行持株会社等の資本調達手段」という。）の額

二 (略)
三 削除

四 (略)

(削る)

(削る)

2 (略)

(標準的手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十六条 標準的手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額

とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第五節においてリス
ク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には
、同節の規定により算出した額とする。

二 (略)
三 第五十七条の五第二項第二号、第二百三条及び第二百五十五条の二
第二項第二号の規定により控除されることとなる額

四 (略)

五 第四百四十四条第一項第二号に定める PDL/GD 方式の適用対象
となる株式等エクスポージャーの期待損失額

六 第二百二十五条（第二百五条、第二百四十四条第一項及び第二百八十
条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する控除項
目の額の合計額

2 (略)

(標準的手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十六条 標準的手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額

とは、第二節に定めるリスク・ウェイトを資産の額又は第三節に定
めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び
長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第五十七条の

一 第二節に定めるリスク・ウェイトを資産の額又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第五十七条の五及び第二百二十四条から第二百三十条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額

二 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額

(第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー)

第四十二条 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、その第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準（金融商品取引業等に関する内閣府令を含む。）の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社についても、同様とする。

(法人等向けエクスポージャー)

第四十三条 (略)

2 法人等向けエクスポージャーが無格付の場合、そのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。ただし、その法人等が設立された国の中央政府の格付又はカントリー・リスク・スコアに対応するリスク・ウェイトが百五十パーセントである場合には、百五十パーセントとする。

五及び第二百二十四条から第二百三十条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額をいう。ただし、第五節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合にはこれに従う。

(第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー)

第四十二条 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）を含む。）の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社についても、同様とする。

(法人等向けエクスポージャー)

第四十三条 (略)

2 法人等向けエクスポージャーが無格付の場合、そのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。ただし、当該法人等が設立された国の中央政府の格付又はカントリー・リスク・スコアに対応するリスク・ウェイトが百五十パーセントである場合には、百五十パーセントとする。

(重要な出資のエクスポージャー)

第五十四条の二 標準的手法採用行が国際統一基準行である場合にあっては、第二十四条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等(営利を目的とする者に限り、その他金融機関等(第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。))を除く。)に係る出資(令第四条第四項第三号に規定する出資をいう。)(次項及び第百五十六条の二において「対象出資」という。))のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額(第二条第三号の算式における総自己資本の額(この条及び第百五十六条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。))に十五パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十六条の二第一項において同じ。))を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

2 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額(第二条第三号の算式における総自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十六条の二第二項において同じ。))を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

(特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージ

(新設)

ヤー)

第五十四条の三 標準的手法採用行が国際統一基準行である場合にあっては、第三十四条から前条までの規定にかかわらず、特定項目（第八条第十項第一号に規定する特定項目をいう。第五十六条の三において同じ。）のうち第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

（与信相当額の算出）

第五十七条 （略）

2～4 （略）

5 標準的手法採用行は、この節における与信相当額の算出に当たっては、CVAの影響を勘案してはならない。

6 前項の規定にかかわらず、標準的手法採用行は、信用リスク・アセットの額の算出において、与信相当額についてCVAの影響を勘案することができる。

（期待エクスポージャー方式）

第五十七条の四 （略）

2 標準的手法採用行が期待エクスポージャー方式を用いる場合には、ネットイング・セット（当該ネットイング・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下同じ。）ごとに、与信

（新設）

（与信相当額の算出）

第五十七条 （略）

2～4 （略）

（新設）

（新設）

（期待エクスポージャー方式）

第五十七条の四 （略）

2 標準的手法採用行が期待エクスポージャー方式を用いる場合には、ネットイング・セット（当該ネットイング・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下この条、第五十七条の

相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する α は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる α は第三号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネットイング・セットを構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める α の算出に当たって、当該満期までの間に同号の α で加重平均した α を用いるものとする。

一〇三 (略)

3 標準的手法採用行は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した α 又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した α のうち、所要自己資本が大きくなるものを用いなければならぬ。

4 標準的手法採用行は、第二項第一号に規定する α について、次に掲げる要件を満たしている場合には、独自に推計することができる。ただし、推計した α が一・二を下回るときは、 α は一・二とする。

一 α が、全ての取引相手方に対するエクスポージャーに係る経済資本（リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用されている資本をいう。以下この項において同じ。）の額を α を融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計されていること。この場合において、 α は次の算式

四の三第十一号及び第三百三十六条第七項において同じ。）ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する α は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる α は第三号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネットイング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める α の算出に当たって、当該満期までの間に同号の α で加重平均した α を用いるものとする。

(新設)

一〇三 (略)

3 標準的手法採用行は、前項第一号に規定する α について、次に掲げる要件を満たしている場合には、独自に推計することができる。ただし、推計した α が一・二を下回るときは、 α は一・二とする。

一 α が、すべての取引相手方に対するエクスポージャーに係る経済資本（リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用されている資本をいう。以下この項において同じ。）の額を α を融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計されていること。この場合において、 α は次の算式

により算出される値とする。ただし、ネットイング・セットを構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、 $\Delta P_{i,t}$ の算出に当たって、当該満期までの間にこの号の $\Delta P_{i,t}$ で加重平均した $\Delta P_{i,t}$ を用いるものとする。

(算式略)

二 全ての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスポージャーの額の推計において主要な要因を把握していること。

三・四 (略)

5| 標準的手法採用行は、ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント(当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条において同じ。)に基づき、期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。)において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する $\Delta P_{i,t}$ に代えて、 $\Delta P_{i,t}$ を用いることにより同項第二号に規定する $\Delta P_{i,t}$ を計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映してはならない。

6| 標準的手法採用行は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に規定する $\Delta P_{i,t}$ と

式により算出される値とする。ただし、ネットイング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、 $\Delta P_{i,t}$ の算出に当たって、当該満期までの間にこの号の $\Delta P_{i,t}$ で加重平均した $\Delta P_{i,t}$ を用いるものとする。

(算式略)

二 すべての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスポージャーの額の推計において主要な要因を把握していること。

三・四 (略)

4| 標準的手法採用行は、ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント(当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。次項において同じ。)に基づき、期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。)において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する $\Delta P_{i,t}$ に代えて、 $\Delta P_{i,t}$ を用いることにより同項第二号に規定する $\Delta P_{i,t}$ を計測する方法を使用することができる。

5| 標準的手法採用行は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に掲げる $\Delta P_{i,t}$ と

とする方法を使用することができる。

一 ネットテイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリメントに基づく担保による効果を反映しない場合の冊簿ロPに当該取引相手方に提供される全ての担保（日々の値洗いによりその額が調整されるものを除く。）の額を加えた額

二 次のイの算式により算出されたアドオンにロ又はハに掲げる額のうちいずれか大きい額を加えた額

イ $\text{アドオン} = E[\max(\Delta \text{MM}, 0)]$

E[]は、[]内の期待値

ΔMMは、リスクのマージン期間（マージン・アグリメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。）内における取引相手方との取引の時価の変化額。ただし、マージン・アグリメントに基づく担保による効果を勘察してはならない。

ロ マージン・アグリメントに基づき提供をし、又は提供を受けた担保（コールされたもの及び係争中のものを除く。）による効果を反映した場合のネットテイング・セットの現時点のエクスポージャーの額

ハ マージン・アグリメントに基づき提供をし、又は提供を受ける担保による効果を反映した場合のネットテイング・セットにおいて生じ得る最大のエクスポージャーの額

する方法を使用することができる。

一 閾値（マージン・アグリメントにおいて取引相手方に対して担保の提供の請求権が発生する当該取引相手方に対するエクスポージャーの額をいう。）に次の算式により算出されたアドオンを加えた額

$\text{アドオン} = E[E_{\text{tub}}] - E[E_{\text{lo}}]$

E_{tub}は、リスクのマージン期間（マージン・アグリメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該担保のマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。ただし、当該期間は、日々の値洗いにより担保の額が調整されているレポ形式の取引のみから構成されるネットテイング・セットについては五営業日、それ以外のすべてのネットテイング・セットについては十営業日を下回らないものとする。）内における最後の時点の期待エクスポージャー

E_{lo}は、マージン・アグリメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点の期待エクスポージャー

二 マージン・アグリメントの影響がないと仮定した場合のEPE

7 |

前項第二号イのリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネット
テイング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 日々の値洗いにより担保の額が調整されるネットテイング・セ
ト 次のイからニまでに掲げるネットテイング・セットの区分に応
じ、当該イからニまでに定める期間とする。

イ レポ形式の取引のみから構成されるネットテイング・セット（

ロ又はハに該当するものを除く。） 五営業日

ロ 流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネ
ットテイング・セット 二十営業日

ハ 算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時
点で取引件数が五千件を超えたネットテイング・セット 二十營
業日

ニ イからハまでに掲げるネットテイング・セット以外のネットテ
イング・セット 十営業日

二 Z日ごとの値洗いにより担保の額が調整されるネットテイング・
セット F+N-1

Fは前号の範囲に於て算出されるZ日のマージン期間

8 |

前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の
連続する二の四半期の間、同項第一号イからニまで又は第二号に
掲げるいずれかのネットテイング・セットについて、担保額調整（エ
クスポートジャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額
によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）に係る係争により、
同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が三回

（新設）

（新設）

以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネット
イング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なく
とも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

9 標準的手法採用行は、ネットイング・セットを構成する取引にお
いて、取引相手方及び参照企業間に法的な関係が存在し、かつ、
個別誤方向リスク（特定の取引相手方に対する将来のエクスポジ
ヤーの額が、当該取引相手方の PD と高い相関を持つて増減するリ
スクをいう。以下同じ。）が特定された場合には、当該取引を当該
ネットイング・セットから除外しなければならない。

10 標準的手法採用行は、取引相手方及び参照企業間に法的な関係
が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用リ
スク・アセットの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの特
性を勘案しなければならない。

11 標準的手法採用行は、マージン・アグリーメントにより提供をし
、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該担
保の価格変動を適切に反映しなければならない。

（承認の基準）

第五十七条の四の三 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使
用について第五十七条の四第一項の承認をしようとするときは、次
に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 （略）

二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なストレス・テスト（

（新設）

（新設）

（新設）

（承認の基準）

第五十七条の四の三 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使
用について第五十七条の四第一項の承認をしようとするときは、次
に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 （略）

二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なバック・テストイン

期待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額と期待エクスポージャーの差異に関する分析を行うことをいう。)を少なくとも月に一回以上実施し、その実施手続を記載した書類を作成していること。

二の二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なバック・テストイング(過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエクスポージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出される期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、期待エクスポージャー計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。)を定期的に実施し、その実施手続、検証手続及びリスク指標の算出手続を記載した書類を作成していること。

二の三 期待エクスポージャー管理部署は、一般誤方向リスク(取引相手方のPDと一般的な市場のリスク・ファクターが正の相関を持つことによりエクスポージャーの額が増加するリスクをいう。及び個別誤方向リスクの特定、モニタリング及び管理を行うための体制を整備していること。

三 (略)

グ(過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエクスポージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出される期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、期待エクスポージャー計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。)及びストレ・テスト(期待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額と期待エクスポージャーの差異に関する分析を行うことをいう。)を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

(新設)

(新設)

三 (略)

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によつて期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ (略)

ロ 第二号の二に定めるバック・テスティングに加え、銀行持株会社のポートフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ (略)

五十二 (略)

十二の二 適切な担保管理（担保の再利用に係るものを含む。）に係る体制を整備するとともに、担保の計算及び徴求、担保に係る係争の管理並びに個別の担保額、当初証拠金及び追加証拠金の水準の正確な日次報告を行い、かつ、適切な担保管理に係る情報を取締役等に定期的に報告するための部門を設置していること。

十三 α を独自に推計している場合には、第五十七条の四第四項各号に掲げる要件を満たしていること。

十四 銀行持株会社が債券等（第二百五十九条に規定する債券等を含む。）に係る個別リスクの算出に当たって、第二百五十条の承

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によつて期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ (略)

ロ 第二号に定めるバック・テスティングに加え、銀行持株会社のポートフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ (略)

五十二 (略)

(新設)

十三 α を独自に推計している場合には、第五十七条の四第三項各号に掲げる要件を満たしていること。

(新設)

認を受けており、第二百四十八条の二第二項の規定により先進的
リスク測定方式を用いて派生商品取引に係るCVAリスク相当額
を算出する場合には、第二百四十八条の四の規定により適切にC
VAリスク相当額を算出する体制を整備していること。

(未決済取引)

第五十七条の五 (略)

2 標準的手法採用行は、非同時決済取引について、当該取引の相手
方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であつ
て、反対取引の決済が行われていないときは、次に定めるところに
従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引
の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該非同時決済取引の
約定額に、取引の相手方の種類に応じ、第三十四条から第四十六
条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク
・アセットの額とする。

二 反対取引の約定決済日の五営業日以後は、当該非同時決済取引
の約定額(当該非同時決済取引の再構築コストが零を上回る場合
には当該約定額及び再構築コストの合計額)に千二百五十パーセ
ントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセット
の額とする。

3 標準的手法採用行は、前項第一号の場合において、非同時決済取
引に係るエクスポージャーの合計額が重要でないと認められるとき

(未決済取引)

第五十七条の五 (略)

2 標準的手法採用行は、非同時決済取引について、当該取引の相手
方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であつ
て、反対取引の決済が行われていないときは、次の各号に定めると
ころに従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引
の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該取引の約定額に、
取引の相手方の種類に応じ、第三十四条から第四十六条までに規
定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセット
の額とする。

二 反対取引の約定決済日の五営業日以降は、当該取引の約定額(当
該取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再
構築コストの合計額)を自己資本から控除する。

3 標準的手法採用行は、前項第一号の場合において、非同時決済取
引に係るエクスポージャーの合計額が重要でないと認められる場合

は、第三十四条から第四十六条までに規定するリスク・ウェイトに代えて、当該非同時決済取引の全てに百パーセントのリスク・ウェイトを用いることができる。

4 (略)

(標準的ボラテイルティ調整率)

第七十二条 標準的手法採用行が標準的ボラテイルティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間（ボラテイルティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラテイルティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一・二 (略)

2 (略)

(ボラテイルティ調整率の調整)

第七十八条 (略)

2 前項に定める「最低保有期間によるボラテイルティ調整率の調整」は、当該適格金融資産担保付取引に用いようとするボラテイルティ調整率が前提としている保有期間及び第一号イからニまでに掲げ

には、第三十四条から第四十六条までに規定するリスク・ウェイトに代えて、当該すべての非同時決済取引に百パーセントのリスク・ウェイトを用いることができる。

4 (略)

(標準的ボラテイルティ調整率)

第七十二条 標準的手法採用行が標準的ボラテイルティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整（エクスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）を行っており、かつ、保有期間（ボラテイルティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラテイルティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一・二 (略)

2 (略)

(ボラテイルティ調整率の調整)

第七十八条 (略)

2 前項に定める「最低保有期間によるボラテイルティ調整率の調整」は、当該適格金融資産担保付取引に用いようとするボラテイルティ調整率が前提としている保有期間が、第一号イからハまでに掲げ

る適格金融資産担保付取引の種類に依じてそれぞれにおいて定める期間（以下「最低保有期間」という。）に基づき、第二号の算式を用いて行うものとする。ただし、当該ボラティリティ調整率が前提としている保有期間が最低保有期間を上回る場合には、最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整を省略することができる。

一 最低保有期間は、次のイからニまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからニまでに定める期間とする。

イ レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの（二に該当するものを除く。） 五営業日

ロ その他資本市場取引（適格金融資産担保付派生商品取引及び信用取引その他これに類する海外の取引をいう。以下同じ。）のうち担保額調整に服しているもの（二に該当するものを除く。）

。 十営業日

ハ イ及びロに該当しない適格金融資産担保付取引 二十営業日

ニ 流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セット 二十営業日

一の二 前号の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同号イからニまでに掲げるいずれかの取引について、担保額調整に係る係争により、同号の最低保有期間を超える清算期間を要する場合は三回以上生じたときは、次の連続する二の四半期の間は、当該取引については、最低

る適格金融資産担保付取引の種類に依じてそれぞれにおいて定める期間（以下「最低保有期間」という。）に基づき、第二号の算式を用いて行うものとする。ただし、当該ボラティリティ調整率が前提としている保有期間が最低保有期間を上回る場合、最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整を省略することができる。

一 最低保有期間は、次に掲げる取引の種類に応じ、それぞれにおいて定める期間とする。

イ レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの 五営業日

ロ その他資本市場取引（適格金融資産担保付派生商品取引及び信用取引その他これに類する海外の取引をいう。以下同じ。）のうち担保額調整に服しているもの 十営業日

ハ イ及びロに該当しない適格金融資産担保付取引 二十営業日

（新設）

保有期間の少なくとも二倍以上の期間を最低保有期間とみなす。

二 (略)

3 (略)

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第八十五条 (略)

2 3 4 (略)

5 標準的手法採用行は、前項の規定にかかわらず、第七十八条第二項第一号二及び第一号の二の規定により算出する最低保有期間を適用する取引については、第三項第二号に定める保有期間には当該最低保有期間を適用しなければならない。

(保証人及びプロテクション提供者の適格性)

第百条 標準的手法採用行が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものでなければならない。

一 (略)

二 前号に掲げる主体以外の主体であつて、適格格付機関が格付を付与しているもの(被保証債権又は原債権の債務者の親会社、子会社及び関連会社を含む。)

(免責額の扱い)

二 (略)

3 (略)

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第八十五条 (略)

2 3 4 (略)

(新設)

(保証人及びプロテクション提供者の適格性)

第百条 標準的手法採用行が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものでなければならない。

一 (略)

二 前号に掲げる主体以外の主体であつて、適格格付機関が4-2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの(被保証債権又は原債権の債務者の親会社、子会社及び関連会社を含む。)

(免責額の扱い)

第百三条 標準的手法採用行が信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わないことができるものであるときは、当該標準的手法採用行は、当該水準に相当する額について第六章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない。

(階層化された保証又はクレジット・デリバティブ)

第百五条 標準的手法採用行がエクスポージャーに係る信用リスクの一部を一又は複数の階層に分割して一又は複数の保証人又はプロテクション提供者に移転する場合において、当該標準的手法採用行が当該信用リスクの残部を留保し、かつ、移転されたリスクと留保されたリスクの優先度が異なるときは、当該標準的手法採用行は、当該留保した部分について第六章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない。

(適用除外)

第百二十六条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に記載がある場合は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要な事業単位又は資産区分に対して、標準的手法を適用することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

第百三条 標準的手法採用行が信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わないことができるものであるときは、当該標準的手法採用行は、当該水準に相当する額を自己資本から控除しなければならない。

(階層化された保証又はクレジット・デリバティブ)

第百五条 標準的手法採用行がエクスポージャーに係る信用リスクの一部を一又は複数の階層に分割して一又は複数の保証人又はプロテクション提供者に移転する場合において、当該標準的手法採用行が当該信用リスクの残部を留保し、かつ、移転されたリスクと留保されたリスクの優先度が異なるときは、当該標準的手法採用行は、当該留保した部分について第六章の規定を準用して取り扱わなければならない。

(適用除外)

第百二十六条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に記載がある場合は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要な事業単位又は資産区分に対して、標準的手法を適用することができる。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用行の第三百十条第一号及び第二号に掲げる額の合計額に占める割合が十パーセントを超える場合

二 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用行の第三百十条第一号及び第二号に掲げる額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合

2 | 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、株式等エクスポージャーの直近一年間における平均残高が、次の各号に掲げる銀行持株会社の区分に応じ、当該各号に定めるものに十パーセントを乗じて得た額を超えない場合に限り、標準的手法に基づいて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、株式等エクスポージャーのポートフォリオが十未満の発行体の株式等エクスポージャーにより構成されている場合は、次の各号に掲げる銀行持株会社の区分に応じ、当該各号に定めるものに五パーセントを乗じて得た額を超えない場合に限る。

- 一 国際統一基準行である内部格付手法採用行 総自己資本の額
- 二 国内基準行である内部格付手法採用行 基本的項目及び補完的項目の合計額

(スロッピング・クライテリアの利用)

第二百二十七条 内部格付手法採用行は、第三百一条第四項及び第六

一 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が十パーセントを超える場合

二 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合

2 | 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、株式等エクスポージャーの直近一年間における平均残高が基本的項目の額と補完的項目の額の合計額の十パーセントを超えない場合に限り、標準的手法に基づいて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、株式等エクスポージャーのポートフォリオが十未満の発行体の株式等エクスポージャーにより構成されている場合は、基本的項目の額と補完的項目の額の合計額の五パーセントを超えない場合に限る。

(スロッピング・クライテリアの利用)

第二百二十七条 内部格付手法採用行は、第三百一条第三項及び第五

項の規定によりスロツティング・クライテリアを利用する場合は、プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモデイティ・ファイナンス及び事業用不動産向け貸付けの区分ごとに利用しなければならない。

(期待損失額)

第二百二十八条 事業法人等向けエクスポージャー(第三十一条第四項及び第六項の規定によりスロツティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権並びに第三十二条の二に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。)、リテール向けエクスポージャー(第三十二条の二に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。)、及び第四百四十四条第九項に定めるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額は、当該エクスポージャーのPD、LGD及びEADを乗じた額とする。ただし、デフォルトした場合は、第九十四条第六項に定める EL_{Default} にEADを乗じた額とする。

2 第三十一条第四項において、スロツティング・クライテリアに割り当てられたポラテイリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権の期待損失額は、当該エクスポージャーのEADに次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。ただし、同項ただし書に従って、優に割り当てられ、かつ、五十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては零パーセント、良に割り当てられ、かつ、七十パーセン

項に基づきスロツティング・クライテリアを利用する場合は、プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモデイティ・ファイナンス及び事業用不動産向け貸付けの区分ごとに利用しなければならない。

(期待損失額)

第二百二十八条 事業法人等向けエクスポージャー(第三十一条第三項及び第五項よりスロツティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及び第三十二条の二に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。)、リテール向けエクスポージャー(第三十二条の二に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。)、及び第四百四十四条第九項に定めるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額は、当該エクスポージャーのPD、LGD及びEADを乗じた額とする。ただし、デフォルトした場合は、第九十四条第六項に定める EL_{Default} にEADを乗じた額とする。

2 第三十一条第三項において、スロツティング・クライテリアに割り当てられたポラテイリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権の期待損失額は、当該エクスポージャーのEADに次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。ただし、同項ただし書に従って、優に割り当てられ、かつ、五十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては零パーセント、良に割り当てられ、かつ、七十パーセン

トのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては
五パーセントのリスク・ウェイトを適用する。

(表略)

3 第三百三十一条第六項において、スロツテイング・クライテリアに
割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けの期
待損失額は、当該エクスポージャーのEADに次の表に掲げるリス
ク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。

(表略)

4 5 6 (略)

(内部格付手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額
) 第三百三十条 内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計
額は、次に掲げる額の合計額をいう。

一 内部格付手法採用行が内部格付手法により事業法人等向けエク
スポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポ
ージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リス
ク・アセットの額(購入債権、リース料(第五十二条第一項に
規定するリース料をいう。)、同時決済取引及び非同時決済取引
に係る信用リスク・アセットの額を含む。)、第四百四十四条第一
項第二号に掲げるPDI/GD方式の適用対象となる株式等エク
スポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェ
イトを乗じて得た額、第五百五十六条の二の規定により算出される

トのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては
五パーセントのリスク・ウェイトを適用する。

(表略)

3 第三百三十一条第五項において、スロツテイング・クライテリアに
割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けの期
待損失額は、当該エクスポージャーのEADに次の表に掲げるリス
ク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。

(表略)

4 5 6 (略)

(内部格付手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額
) 第三百三十条 内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計
額は、次に掲げる額の合計額をいう。

一 内部格付手法採用行が内部格付手法により事業法人等向けエク
スポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポ
ージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リス
ク・アセットの額(購入債権、リース料(第五十二条第一項に
規定するリース料をいう。)、同時決済取引及び非同時決済取引
に係る信用リスク・アセットの額を含む。)(一・〇六を乗じて
得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の
信用リスク・アセットの額の合計額

信用リスク・アセットの額並びに特定項目のうち第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

二 内部格付手法採用行が標準的手法を適用する部分につき、第二十六条（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同条中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

三 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額

（事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額）
第三百三十一条（略）

2 内部格付手法採用行は、中堅中小企業向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前項の規定にかかわらず、同項第三号に定める相関係数に代えて、次に定める相関係数を用いることができる。

（算式略）

3 内部格付手法採用行は、大規模規制金融機関等向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャーに該当するものを含む。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前二項の規定に

二 内部格付手法採用行が標準的手法を適用する部分につき、第二十六条の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

（新設）

（事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額）
第三百三十一条（略）

2 内部格付手法採用行は、中堅中小企業向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前項第三号に定める相関係数に代えて、次に定める相関係数を用いることができる。

（算式略）

（新設）

かわらず、第一項第三号又は前項に定める相関係数に代えて、これらの規定に定める相関係数に一・二五を乗じて得た値を、それぞれ相関係数として用いるものとする。

4 | 5 | 7 | (略)

8 | 第百十六条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、同条中「第百十四条」とあるのは「第百三十一条第七項において読み替えて準用する第百十四条」と、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」とあるのは「控除し、かつ、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブのEADを限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

3 | 5 | 6 | (略)

7 | 第百十六条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、「第百十四条」とあるのは「第百三十一条第六項により読み替え後の第百十四条」と、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」とあるのは「控除し、かつ、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブのEADを限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

(事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い)

第三百三十二条 前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合は、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブに対応する信用リスク・アセットの額の算式、PD及びLGDを適用することができる。

2～4 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第三百三十二条の二 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 保証人又はプロテクション提供者が、第六十三条若しくは第六十四条に掲げる主体又は保険会社若しくは外国保険業者(保険業法第二条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。)のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次のイからハまでに掲げる条件の全てを満たすこと。

(事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い)

第三百三十二条 前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合(基礎的内部格付手法採用行の場合は、第百条各号に掲げるもの又は4―2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものが提供するものに限る。)は、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブに対応する信用リスク・アセットの額の算式、PD及びLGDを適用することができる。

2～4 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第三百三十二条の二 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 保証人又はプロテクション提供者が、第四十一条若しくは第四十二条に掲げる主体又は保険会社(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。)若しくは外国保険業者(同条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。)のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、

イ〜ハ (略)

四〇九 (略)

3 ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、次条に定めるPD、第三百二十四条に定めるLGD、第三百二十五条に定めるEAD及び第三百三十六条に定めるマチュリティ(M) (ただし、保証又はクレジット・デリバティブのMを用いるものとし、一年を下回ることはいできない。)を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダブル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率(K_{req})は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率(K_{req})は第三号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数(R)及びマチュリティ調整(α)は、それぞれ第四号及び第五号により算出される額とする。

一〜三 (略)

四 相関係数(R)は、第三百三十一条に定めるところによる。

五 (略)

4 (略)

(マチュリティ)

第三百三十六条 (略)

2〜7 (略)

次のイからハまでに掲げる条件のすべてを満たすこと。

イ〜ハ (略)

四〇九 (略)

3 ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、次条に定めるPD、第三百二十四条に定めるLGD、第三百二十五条に定めるEAD及び第三百三十六条に定めるマチュリティ(M) (ただし、保証又はクレジット・デリバティブのMを用いるものとし、一年を下回ることはいできない。)を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダブル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率(K_{req})は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率(K_{req})は第三号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数(R)及びマチュリティ調整(α)は、それぞれ第四号及び第五号により算出される額とする。

一〜三 (略)

四 相関係数(R)は、第三百三十一条第一項第三号、同条第二項又は第四項に規定するところによる。

五 (略)

4 (略)

(マチュリティ)

第三百三十六条 (略)

2〜7 (略)

8 | 前各項の規定にかかわらず、第六章の二第三節に定める先進的リスク測定方式によりCVAリスク相当額を算出する場合において、第二百五十条の承認を受けて用いる内部モデルにより格付遷移リスクを計測しているときは、派生商品取引のマチュリティについて一年を上限とすることができる。

(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第四百四十四条 (略)

2～8 (略)

9 第一項第二号に掲げる「PDLGD方式」とは、株式等エクスポージャーを事業法人等向けエクスポージャーとみなして信用リスク・アセットの額を算出する方式をいう。ただし、LGDは九十パーセント、マチュリティは五年とする。

10・11 (略)

12 前三項の規定にかかわらず、個々の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及び当該株式等エクスポージャーの期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額は、当該株式等エクスポージャーの額に、上場株式については二百パーセント、非上場株式については三百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を下回らないものとし、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を上回らないものとする。

(新設)

(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第四百四十四条 (略)

2～8 (略)

9 第一項第二号に定める「PDLGD方式」とは、株式等エクスポージャーを事業法人等向けエクスポージャーとみなして信用リスク・アセットの額を算出する方式をいう。ただし、LGDは九十パーセント、マチュリティは五年とする。

10・11 (略)

12 前三項の規定にかかわらず、個々の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及び当該株式等エクスポージャーの期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額は、当該株式等エクスポージャーの額に、上場株式については二百パーセント、非上場株式については三百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を下回らないものとし、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を上回らないものとする。ただし、当該合計額が千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額となる場合は、信用リスク・アセットの額の計上及び期待損失額相当額の控除に代えて、株式

13 (略)

(購入債権における保証の取扱い)

第百五十一条 保証人が購入債権に係る希薄化リスク及びデフォルト・リスクの双方を全部又は一部保証している場合は、保証人に対する信用リスク・アセットを被保証部分に係る信用リスク・アセットとすることができる。

2 保証人が購入債権に係る希薄化リスク又はデフォルト・リスクのいずれか一方を全部又は一部保証している場合は、保証人に対するリスク・ウェイトを被保証部分に係るリスク・ウェイトとする。

3～6 (略)

(未決済取引)

第百五十五条の二 (略)

2 内部格付手法採用行は、非同時決済取引に係るエクスポージャー

等エクスポージャーの額を控除することができる。
13 (略)

(購入債権における保証の取扱い)

第百五十一条 保証人が購入債権に係る希薄化リスク及びデフォルト・リスクの双方を全部又は一部保証している場合は、保証人(基礎的)内部格付手法採用行の場合、第百条各号に掲げるもの又は4―2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものに限る。)に対する信用リスク・アセットを被保証部分に係る信用リスク・アセットとすることができる。

2 保証人が購入債権に係る希薄化リスク又はデフォルト・リスクのいずれか一方を全部又は一部保証している場合は、保証人(基礎的)内部格付手法採用行の場合、デフォルト・リスクについては、第百条各号に掲げるもの又は4―2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものに限る。)に対するリスク・ウェイトを被保証部分に係るリスク・ウェイトとする。

3～6 (略)

(未決済取引)

第百五十五条の二 (略)

2 内部格付手法採用行は、非同時決済取引に係るエクスポージャー

の取扱いについて、当該非同時決済取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であつて、反対取引の決済が行われていないときは、次に定めるところに従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該非同時決済取引の約定額をEADとし、取引の相手方の種類に応じ、第三百三十一条又は第三百二十九条の規定により算出された額を信用リスク・アセットの額とする。

二 反対取引の約定決済日の五営業日以後は、当該非同時決済取引の約定額（当該非同時決済取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

3 内部格付手法採用行は、前項第一号の場合において、同号の規定にかかわらず、非同時決済取引に係るエクスポージャーについて次の各号に定める取扱いを行うことができる。

一 当該非同時決済取引の相手方に内部格付が付与されていない場合において、適格格付機関が付与する格付に対応するPDを用いること。

二 当該非同時決済取引の約定額に第三十四条から第四十六条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

三 非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でない

の取扱いについて、当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であつて、反対取引の決済が行われていないときは、次の各号に定めるところに従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該取引の約定額をCADとし、取引の相手方の種類に応じ、第三百三十一条又は第三百二十九条の規定により算出された額を信用リスク・アセットの額とする。

二 反対取引の約定決済日の五営業日以降は、当該取引の約定額（当該取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）を自己資本から控除する。

3 内部格付手法採用行は、前項第一号の場合において、同号の規定にかかわらず、非同時決済取引に係るエクスポージャーについて次の各号に定める取扱いを行うことができる。

一 当該取引の相手方に内部格付が付与されていない場合において、適格格付機関が付与する格付に対応するPDを用いること。

二 当該取引の約定額に第三十四条から第四十六条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

三 非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でない

と認められる場合において、当該非同時決済取引の全てについて、約定額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

4 先進的内部格付手法採用行は、前項第一号の場合において、第三十四条第一項又は第四百二十二条の規定にかかわらず、当該非同時決済取引に係るエクスポージャーのLGDを四十五パーセントとすることができる。

5 (略)

(その他資産等の取扱い)

第五十六条 (略)

2 第三十一条から前条まで及び前項のいずれにも該当しない資産の信用リスク・アセットの額は、各エクスポージャーの額(EAD)に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(重要な出資のエクスポージャー)

第五十六条の二 内部格付手法採用行が国際統一基準行である場合にあつては、第三十一条から前条までの規定にかかわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EAD)に千二百五十パーセントを乗じた額とする。

と認められる場合において、当該すべての非同時決済取引について、約定額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

4 先進的内部格付採用行は、前項第一号の場合において、第三十四条第一項又は第四百二十二条の規定にかかわらず、当該取引に係るエクスポージャーのLGDを四十五パーセントとすることができる。

5 (略)

(その他資産等の取扱い)

第五十六条 (略)

2 第三十一条、第三十七条から第三十九条まで、第四十四条、第四十五条及び前項のいずれにも該当しない資産の信用リスク・アセットの額は、各エクスポージャーの額(EAD)に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(新設)

2| 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EAD) に千二百五十パーセントを乗じた額とする。

(特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)

第百五十六条の三 内人格付手法採用行が国際統一基準行である場合にあっては、第百三十一条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第二条第一号の算式における普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (AD) に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(特定貸付債権の取扱い)

第百六十四条 (略)

2 内人格付手法採用行は、前項に掲げる格付を第百三十一条第四項及び第六項に定める区分に紐付けしなければならない。

(格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間)

(新設)

第百六十四条 (略)

(特定貸付債権の取扱い)

2 内人格付手法採用行は、前項に掲げる格付を第百三十一条第三項及び第五項に定める区分に紐付けしなければならない。

(格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間)

第六百六十六条 (略)

2 内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーに対する債務者格付の付与及びリテール向けエクスポージャーのプールへの割当てに当たって、経済状況の悪化又は予期せぬ事態の発生にもかかわらず、債務者が契約に従って債務を履行する能力及び意思を次の各号に掲げる方法その他の適切な方法により評価しなければならぬ。

一・二 (略)

三 債務者の特性に応じ、ストレスがかかった状況における資産価値変動に対する債務者の耐性を適切に反映させること。

3～5 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーに対する格付の付与)

第七十条 (略)

2 内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーの債務者に債務者格付を付与する場合は、事業体等单位で個別に付与しなければならぬ。ただし、内部格付手法採用行が当該事業体等の親法人等、子法人等及び関連法人等の一部又は全部に同一の債務者格付を付与する方針を定めている場合であつて、当該方針に従い一括して同一の債務者格付を付与しているときは、この限りでない。

(内部格付手法を用いるための自己資本比率)

第六百六十六条 (略)

2 内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーに対する債務者格付の付与及びリテール向けエクスポージャーのプールへの割当てに当たって、経済状況の悪化又は予期せぬ事態の発生にもかかわらず、債務者が契約に従って債務を履行する能力及び意思を次の各号に掲げる方法その他の適切な方法により評価しなければならぬ。

一・二 (略)

(新設)

3～5 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーに対する格付の付与)

第七十条 (略)

2 内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーの債務者に債務者格付を付与する場合は、事業体等单位で個別に付与しなければならぬ。ただし、内部格付手法採用行が当該事業体等の親法人等(令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。)、子法人等及び関連法人等の一部又は全部に同一の債務者格付を付与する方針を定めている場合であつて、当該方針に従い一括して同一の債務者格付を付与しているときは、この限りでない。

(内部格付手法を用いるための連結自己資本比率)

第二百十六條 内部格付手法を用いる銀行持株会社については、第二
条第三号の算式により得られる比率が八パーセント以上であること
を当該手法の採用及び継続使用の条件とする。

(千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エ
クスポートジャー)

第二百二十五條 次に掲げるものは千二百五十パーセントのリスク・
ウェイトを適用した額を信用リスク・アセットの額とする。ただし
、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。

一 この章の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイト
が適用される証券化エクスポージャー

二 (略)

2 前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられている
場合は、当該項目について千二百五十パーセントのリスク・ウェイ
トが適用される額から当該個別貸倒引当金の額を差し引くことがで
きる。

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百二十六條 (略)

2 第四章第五節の規定は、前項第六号、第七号又は次に掲げる条件
のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原
資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合におい
て、第百十四条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産

第二百十六條 内部格付手法を用いる銀行持株会社については、第二
条の算式により得られる比率が八パーセント以上であることを当該
手法の採用及び継続使用の条件とする。

(証券化エクスポージャーの控除項目)

第二百二十五條 次に掲げるものは控除項目とする。ただし、証券化
取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。

一 自己資本控除とされる証券化エクスポージャー

二 (略)

2 前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられている
場合は、当該項目について自己資本控除とされる額から当該個別貸
倒引当金の額を差し引くことができる。

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百二十六條 (略)

2 第四章第五節は、前項第六号、第七号又は次に掲げる条件のい
ずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に
対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、第
九十二条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産を構成

を構成するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、第二百二十二条第二号中「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的の導管体を除く。」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 原資産の信用リスクの移転に係る契約において次のイからホまでに掲げる条項又はこれに類する移転される信用リスクの量を制限するその他の条項を含まないこと。

イ〜ハ (略)

ニ 信用リスク削減手法に係る取引の実行日より後に銀行持株会社による最劣後部分や信用補完の追加的な引き受けを定めた条項

ホ (略)

三 (略)

3 (略)

(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット)

第二百二十七条 標準的手法採用行が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定

するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、第百条第二号中「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的の導管体を除く。」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 原資産の信用リスクの移転に係る契約において次のイからホまでに掲げる条項又はこれに類する移転される信用リスクの量を制限するその他の条項を含まないこと。

イ〜ハ (略)

ニ 信用リスク削減手法に係る取引の実行日より後に銀行持株会社による最劣後部分や信用補完の追加的な引き受けを定めた条項

ホ (略)

三 (略)

3 (略)

(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット)

第二百二十七条 標準的手法採用行が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定

めるところによる。
イ オリジネーターのとき。

6-5	6-4	(略)	(略)	(略)
千二百五十		(略)	(略)	(略)

ロ イ以外のとき。

6-5	(略)	(略)	(略)	(略)
千二百五十		(略)	(略)	(略)

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

7-4	(略)	(略)	(略)	(略)
千二百五十		(略)	(略)	(略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化エク

めるところによる。
イ オリジネーターのとき。

6-5	6-4	(略)	(略)	(略)
自己資本控除		(略)	(略)	(略)

ロ イ以外のとき。

6-5	(略)	(略)	(略)	(略)
自己資本控除		(略)	(略)	(略)

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

7-4	(略)	(略)	(略)	(略)
自己資本控除		(略)	(略)	(略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化エク

スポンジジャーが無格付の場合は、当該証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

一〇三 (略)

3〇7 (略)

8 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、ABCPプログラムに対して提供される無格付のコミットメント及び信用補完等の証券化エクスポージャーについて、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトの適用に代えて、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと百パーセントのうち、いずれか高い方を適用することができる。

一〇二 (略)

9 (略)

(標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百二十九条 (略)

2 第四章第五節の規定は、証券化エクスポージャーに対して信用リスク削減手法を適用する場合について準用する。この場合において、第九十二条第一号中「超えていないこと。」とあるのは「超えていないこと。この場合において、一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合、エクスポージャーの残存期間は、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。」と、第百条第二号中「適格格付

スポンジジャーが無格付の場合は、当該証券化エクスポージャーは自己資本控除とする。

一〇三 (略)

3〇7 (略)

8 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のすべてを満たす場合は、ABCPプログラムに対して提供される無格付のコミットメント及び信用補完等の証券化エクスポージャーについて、自己資本控除に代えて、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと百パーセントのうち、いずれか高い方を適用することができる。

一〇二 (略)

9 (略)

(標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百二十九条 (略)

2 第四章第五節は、証券化エクスポージャーに対して信用リスク削減手法を適用する場合について準用する。この場合において、第九十二条第一号中「超えていないこと。」とあるのは「超えていないこと。この場合において、一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合、エクスポージャーの残存期間は、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。」と、第百条第二号中「関連会社を含む

機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が4―3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、適格格付機関が4―2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的の導管体を除く。」と読み替えるものとする。

(信用リスク・アセットの計算手法)

第二百三十二条 (略)

2～4 (略)

5 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについて、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エクスポージャーは、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(外部格付準拠方式)

第二百三十四条 内部格付手法採用行が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところ

。「とあるのは「関連会社を含み、証券化目的の導管体を除く。」と読み替えるものとする。

(信用リスク・アセットの計算手法)

第二百三十二条 (略)

2～4 (略)

5 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについて、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エクスポージャーは、自己資本控除とする。

(外部格付準拠方式)

第二百三十四条 内部格付手法採用行が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところ

による。

8 12	(略)	(略)	(略)
千二百五十			

(注) Zとは、第二百三十九条第一項又は第三項に定めるエクスポージャーの実効的な個数をいう。次号及び第二百八十条の三において同じ。

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

7 4	(略)	(略)	(略)
千二百五十			

2・3 (略)

4 第二項に掲げるものを除き、無格付の証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(指定関数方式)
第二百三十五条 (略)
2 (略)

による。

8 12	(略)	(略)	(略)
自己資本控除			

(注) Zとは、第二百三十九条第一項又は第三項に定めるエクスポージャーの実効的な個数をいう。次号及び第二百八十条の三において同じ。

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

7 4	(略)	(略)	(略)
自己資本控除			

2・3 (略)

4 第二項に掲げるものを除き、無格付の証券化エクスポージャーは自己資本控除とする。

(指定関数方式)
第二百三十五条 (略)
2 (略)

3 第一項により算出された値が千二百五十パーセント以上である場合、当該証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

4 前項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとされた証券化エクスポージャーについて個別貸倒引当金又は裏付資産に係る購入債権のデイスカウント部分（返金を要しないものに限る。）がある場合には、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額は、それらの額を減額した額とすることができる。

（内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等）
第二百四十四条（略）

2 第二百三十五条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。

3 第一項により算出された値が千二百五十パーセント以上である場合、当該証券化エクスポージャーは自己資本控除とする。

4 前項で自己資本控除とされた証券化エクスポージャーについて個別貸倒引当金又は裏付資産に係る購入債権のデイスカウント部分（返金を要しないものに限る。）がある場合には、自己資本控除の額は、それらの額を減額した額とすることができる。

（内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等）
第二百四十四条（略）

2 第二百三十五条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除とする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。

第六章の二 CVAリスク

(新設)

第一節 算出方式

(新設)

(CVAリスク相当額の算出)

第二百四十八条の二 銀行持株会社は、次節に定める標準的リスク測定方式を用いて、清算機関等以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、銀行持株会社が債券等(第二百五十九条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。)に係る個別リスクの算出について第二百五十条の承認を受けており、かつ、第五十七条の四第一項(第三百二十五条第五項又は第四百四十三条第五項において準用する場合を含む。)の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、清算機関等以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

第二節 標準的リスク測定方式

(新設)

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百四十八条の三 標準的リスク測定方式を用いて算出するCVAリスク相当額は、次に掲げる算式により算出した所要自己資本額(☒)に十二・五を乗じて得た額とする。

(新設)

【算入①を挿入】

h は、保有期間（ただし、 h の値は一とする。）

w_i は、取引相手方 i に係る掛目

M_i は、第三十六条第一項に規定する実効マチュリテイであつて取引相手方 i に係る派生商品取引に係るものとする。この場合において、同項中「一年に満たない場合は一年とし、五年を超える場合は五年とする。」とあるのは、「一年に満たない場合は一年とする。」と読み替えるものとする。

EAD_{total} は、取引相手方 i に係るネットインゲ・セットの与信相当額の割引現在価値

M_i^{hedged} は、CVAリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方 i に係る取引のマチュリテイ

B_i は、CVAリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方 i に係る取引の想定元本額の割引現在価値

w_{ind} は、CVAリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップに係る掛目

M_{ind} は、CVAリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップのマチュリテイ

B_{ind} は、CVAリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップの想定元本額の割引現在価値

2 前項の w は、適格格付機関により付与された取引相手方 i に係る格付に対応する信用リスク区分（第二十四条第一項に掲げる主体以外の主体についても、同項第一号の表を準用するものとする。）

に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

信用リスク区分	ウエイト α (パーセント)
1-1	0・7
1-2	0・8
1-3	1・0
1-4	2・0
1-5	3・0
1-6	10・0

3 第一項の α は、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップを構成する単一の債務者に係るクレジット・デリバティブのクレジット・スプレッドの加重平均に対応する信用リスク区分に応じ、前項の表の左欄に定めるものとする。

4 第一項の EAD_{net} は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方 i に係るネットティング・セットごとに算出した額とする。

一 カレント・エクスポージャー方式を用いる場合 第四第五節第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値

二 標準方式を用いる場合 第五十七条の三に規定する与信相当額の割引現在価値

三 期待エクスポージャー方式を用いる場合 第五十七条の四第二項に規定する与信相当額

5 第一項並びに前項第一号及び第二号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

$$\text{(割引現在価値)} = \frac{\text{(想定元本額又は与信相当額)} \times (1 - \text{EXP}(-0.05 \times M_x))}{5 \times M_x} / (0.05 \times M_x)$$

M_x は、対応する M_t 、 M_t^{hedged} 又は M_{net}

6 第一項の規定によりCVAリスク相当額を算出する場合には、次に掲げる取引であつてCVAリスクのヘッジを目的とするものに限

り、CVAリスクに対するヘッジ効果を反映させることができる。

- 一 単一の債務者を参照するクレジット・デフォルト・スワップ
- 二 単一の債務者を参照するコンティンジェント・クレジット・デフォルト・スワップ

- 三 前二号に掲げるものと同等であると認められるヘッジ手段に係る取引

- 四 インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ

第三節 先進的リスク測定方式

(先進的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百四十八条の四 先進的リスク測定方式を用いて算出するCVAリスク相当額は、第二百五十条の承認を受けて用いる内部モデルに基づき算出した次に掲げる額の合計額に十二・五を乗じて得た額とする。

- 一 算出基準日のCVAバリュー・アット・リスク(クレジット・スプレッドをマーケット・リスク・ファクターとした場合におけるCVAのバリュー・アット・リスクをいう。以下この節におい

(新設)

(新設)

て同じ。)に三を乗じて得た額

二 算出基準日のCVAストレス・バリュウ・アット・リスク(クレジット・スプレッドをマーケット・リスク・ファクターとした場合におけるストレス期間の市場データに基づくCVAのバリュウ・アット・リスクをいう。以下この節において同じ。)に三を乗じて得た額

2 CVAバリュウ・アット・リスクを算出する場合には、期待エクスポージャーの算出に用いた現在の市場データを使用しなければならない。

3 CVAストレス・バリュウ・アット・リスクを算出する場合には、期待エクスポージャーの算出に用いたストレス期間のうち適切な一年間をストレス期間として使用しなければならない。

4 CVAバリュウ・アット・リスク及びCVAストレス・バリュウ・アット・リスクを算出する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法を用いなければならない。

一 ポジションの時価を再計算することによりマーケット・リスク相当額を算出する内部モデルを使用している場合 次に掲げる算式により得られる値を用いてCVAバリュウ・アット・リスク及びCVAストレス・バリュウ・アット・リスクを算出する方法

【算式②を挿入】

LGD_{wkt} は、取引相手方に係る債券等の市場におけるスプレッドに基づく当該取引相手方のLGD(以下この節において同じ。)

る方法

【算式④を挿入】

5 前項の規定にかかわらず、第五十七条の四第六項（第三百三十五条第五項又は第四百三十三条第五項において準用する場合を含む。）に規定する方法を使用する場合には、ネットイング・セットにおける最も長いマチュリテイの二分の一に相当する期間又は当該ネットイング・セットに含まれる全ての派生商品取引に係る想定元本額の名目額により加重平均したマチュリテイのいずれか大きい期間を Γ とし、当該ネットイング・セットの Δ を Γ としなければならぬ。

6 CVAバリュー・アット・リスク及びCVAストレス・バリュー・アット・リスクを算出する場合には、前条第六項各号に掲げる取引であつてCVAリスクのヘッジを目的とするものに限り、CVAリスクに対するヘッジ効果を反映させることができる。

7 前項の場合において、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップによるCVAリスクに対するヘッジ効果を反映させるときは、当該インデックス・クレジット・デフォルト・スワップと単一の債務者に係るクレジット・スプレッドの間のベース・リスクを反映させなければならない。ただし、CVAリスク相当額の算出に当たつて、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップの想定元本額の五十パーセントを上限としている場合は、この限りでない。

(適用除外)

第二百四十八条の五 前条の規定にかかわらず、取引相手方に係る債券等の個別リスクを内部モデル方式を用いて適切に計測できない場合には、当該取引相手方に係る派生商品取引に係るCVAリスク相当額を、前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

2 カレント・エクスポージャー方式又は標準方式を用いて与信相当額を算出する特定のポートフォリオに含まれる派生商品取引については、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合限り、当該派生商品取引に係るCVAリスク相当額を前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

(一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第二百五十二条 (略)

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 九 (略)

十 内部モデル方式を採用しようとする銀行持株会社について、第二十三条の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

(外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の算出方法)

(新設)

(一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第二百五十二条 (略)

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 九 (略)

十 内部モデル方式を採用しようとする銀行持株会社について、第二十三条の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

(外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の算出方法)

第二百七十条 外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジション

の額の算出方法は、次の各号に定めるところによる。

- 一 通貨ごとに、次のイからホまでに掲げる項目（リスク管理上必要がないと認められる場合にあつては、二に掲げる項目を除くことができる。）を合計する。ただし、金のポジションについては標準的な測定単位（オンス）で表示し、円に換算してネット・ポジションの額を算出するものとし、連結子法人等及び支店については、内部管理上保有することができる外国為替持高の限度額をネット・ポジションの額とみなすことができるものとする。

イ ホ (略)

二 (略)

三 次のイ及びロを合計し、全体のネット・ポジションの額を算出する。

イ 前号で得られた全ての通貨のロング・ポジションの額の合計額又はショート・ポジションの額の合計額のいずれか大きい額

ロ (略)

(標準的手法採用行における証券化エクスポージャーの個別リスク

第二百八十条の二 前三節の規定にかかわらず、標準的手法採用行が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適

第二百七十条 外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジション

の額の算出方法は、次の各号に定めるところによる。

- 一 通貨ごとに、次のイからホまでの項目を合計する。ただし、金のポジションについては、標準的な測定単位（オンス）で表示し、円に換算してネット・ポジションの額を算出するものとする。また、連結子会社及び支店については、内部管理上保有することができる外国為替持高の限度額をネット・ポジションの額とみなすことができる。ただし、二については、リスク管理上必要がないと認められる場合においては、合計の対象としないことができる。

イ ホ (略)

二 (略)

三 次のイ及びロを合計し、全体のネット・ポジションの額を算出する。

イ 前号で得られたすべての通貨のロング・ポジションの額の合計額又はショート・ポジションの額の合計額のいずれか大きい額

ロ (略)

(標準的手法採用行における証券化エクスポージャーの個別リスク

第二百八十条の二 前三節の規定にかかわらず、標準的手法採用行が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適

格付付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

(略)	(略)
6—5	(略)
百	(略)

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

(略)	(略)
7—4	(略)
百	(略)

(内部格付手法採用行における証券化エクスポージャーの個別リスク)

第二百八十条の三 前三節の規定にかかわらず、内部格付手法採用行が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、

格付付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

(略)	(略)
6—5	(略)
自己資本控除	(略)

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

(略)	(略)
7—4	(略)
自己資本控除	(略)

(内部格付手法採用行における証券化エクスポージャーの個別リスク)

第二百八十条の三 前三節の規定にかかわらず、内部格付手法採用行が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、

適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

8 12	(略)	(略)	(略)
百・〇〇			

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

7 4	(略)	(略)	(略)
百・〇〇			

(無格付の証券化エクスポージャーの個別リスク等)

第二百八十条の四 第二百二十七条第二項から第六項まで及び第二百五十九条第二項の規定は、証券化エクスポージャーの個別リスクの

適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

8 12	(略)	(略)	(略)
自己資本控除			

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

7 4	(略)	(略)	(略)
自己資本控除			

(無格付の証券化エクスポージャーの個別リスク等)

第二百八十条の四 第二百二十七条第二項から第六項まで及び第二百五十九条第二項の規定は、証券化エクスポージャーの個別リスクの

額の計算について準用する。この場合において、第二百二十七条第二項中「前項」とあるのは「第二百八十条の二及び第二百八十条の三」と、「千二百五十パーセント」とあるのは「百パーセント」と、同条第三項中「前項第一号」とあるのは「第二百八十条の四第一項の規定により読み替えて準用する前項第一号」と、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは「第二百八十条の四第一項の規定により読み替えて準用する第二項第二号」と、同条第六項中「信用リスク・アセットの額」とあるのは「個別リスクの額」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 第一項の規定により読み替えて準用する第二百二十七条第二項及び前項の規定にかかわらず、銀行持株会社は、第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付の証券化エクスポージャーについて、当該無格付の証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用される信用リスクに係る標準的手法のリスク・ウェイトの加重平均値に八パーセント及び集中レシオ（当該無格付の証券化エクスポージャーに係る証券化取引に関する全ての証券化エクスポージャーの額の合計額を、当該無格付の証券化エクスポージャーが含まれる階層及び当該階層より劣後する階層に含まれる全ての証券化エクスポージャーの額の合計額で除した値をいう。以下この項において同じ。）を乗じた値をマーケット・リスクに係るリスク・ウェイトとして適用することができる。ただし、当該集中レシオが十二・五以上である

額の計算について準用する。この場合において、第二百二十七条第二項中「前項」とあるのは「第二百八十条の二及び第二百八十条の三」と、同条第三項中「前項第一号」とあるのは「第二百八十条の四第一項の規定により読み替えて準用する前項第一号」と、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは「第二百八十条の四第一項の規定により読み替えて準用する第二項第二号」と、同条第六項中「信用リスク・アセットの額」とあるのは「個別リスクの額」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 第一項の規定により読み替えて準用する第二百二十七条第二項及び前項の規定にかかわらず、銀行持株会社は、第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付の証券化エクスポージャーについて、当該無格付の証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用される信用リスクに係る標準的手法のリスク・ウェイトの加重平均値に八パーセント及び集中レシオ（当該無格付の証券化エクスポージャーに係る証券化取引に関する全ての証券化エクスポージャーの額の合計額を、当該無格付の証券化エクスポージャーが含まれる階層及び当該階層より劣後する階層に含まれる全ての証券化エクスポージャーの額の合計額で除した値をいう。以下この項において同じ。）を乗じた値をマーケット・リスクに係るリスク・ウェイトとして適用することができる。ただし、当該集中レシオが十二・五以上である

場合は、当該無格付の証券化エクスポージャーは、百パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

4 (略)

(百パーセントのリスク・ウェイトの適用とされた証券化エクスポージャーの取扱い)

第二百八十条の五 この節の規定により証券化エクスポージャーに百パーセントのリスク・ウェイトが適用される場合については、当該証券化エクスポージャーの一般市場リスクは算出することを要しない。

2 この節の規定により証券化エクスポージャーに百パーセントのリスク・ウェイトが適用される場合については、第二百二十五条(第一項第二号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。

3 信用補完機能を持つニオストリップスについては、第二百二十五条(第一項第一号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。

(承認申請書の提出)

第二百九十一条 (略)

2 (略)

場合は、当該無格付の証券化エクスポージャーは、自己資本控除とする。

4 (略)

(自己資本控除とされた証券化エクスポージャーの取扱い)

第二百八十条の五 この節の規定により証券化エクスポージャーが自己資本控除とされる場合については、当該証券化エクスポージャーの一般市場リスクは算出することを要しない。

2 この節の規定により証券化エクスポージャーが自己資本控除とされる場合については、第二百二十五条(第一項第二号を除く。)の規定を準用する。

(新設)

(承認申請書の提出)

第二百九十一条 (略)

2 (略)

3 前項第四号に掲げる先進的計測手法実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 先進的計測手法を用いない業務区分又は法人単位（オペレーショナル・リスク相当額を算出する範囲に含まれる銀行持株会社及び連結の範囲に含まれる法人等をいう。以下この章において同じ。）。

（承認の基準）

第二百九十三条 金融庁長官は、第二百九十条第一項の承認をしようとするときは、定性的基準及び定量的基準（第三項第十号を除く。）に適合し、かつ、同号及び第五項に掲げる内容に適合する見込みがあるかどうかを審査しなければならない。

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一～四 (略)

五 内部損失データの収集について、次に掲げる基準が満たされていること。

イ (略)

ロ 内部損失データには、銀行持株会社の全ての業務における一定の閾値以上のオペレーショナル・リスク損失のデータが全て含まれていること。

ハ～ホ (略)

3 前項第四号に掲げる先進的計測手法実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 先進的計測手法を用いない業務区分又は法人単位（オペレーショナル・リスク相当額を算出する範囲に含まれる銀行持株会社及び連結の範囲に含まれる法人等（第九条第一項第一号に規定する「法人等」をいう。）をいう。以下この章において同じ。）。

（承認の基準）

第二百九十三条 金融庁長官は、第二百九十条第一項の承認をしようとするときは、定性的基準及び定量的基準（第三項第十号を除く。）に適合し、かつ、第三項第十号及び第五項に掲げる内容に適合する見込みがあるかどうかを審査しなければならない。

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一～四 (略)

五 内部損失データの収集について、次に掲げる基準が満たされていること。

イ (略)

ロ 内部損失データには、銀行持株会社のすべての業務における一定の閾値以上のオペレーショナル・リスク損失のデータがすべて含まれていること。

ハ～ホ (略)

へ 信用リスクに該当するとともにオペレーショナル・リスクにも該当する損失は、信用リスク・アセットの額の算出において反映されていること。また、当該損失のうち重要なものは、オペレーショナル・リスク・データベース（オペレーショナル・リスク損失に関する情報の集合物であって、特定のオペレーショナル・リスク損失に関する情報を検索できるように体系的に構成したものをいう。）において全て特定されていること。

ト (略)

六〇九 (略)

十 第二条第三号の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

4・5 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第二百九十九条 金融庁長官は、第六条第四項第五号イ及び第七条第四項第五号イの確認の権限のうち、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）第四条に掲げる銀行持株会社以外の銀行持株会社に対するものを、当該銀行持株会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。次項及び次条において同じ。）に委任する。

2| 金融庁長官は、第四十五条第二項の規定による届出の受理の権限

へ 信用リスクに該当するとともにオペレーショナル・リスクにも該当する損失は、信用リスク・アセットの額の算出において反映されていること。また、当該損失のうち重要なものは、オペレーショナル・リスク・データベース（オペレーショナル・リスク損失に関する情報の集合物であって、特定のオペレーショナル・リスク損失に関する情報を検索できるように体系的に構成したものをいう。）においてすべて特定されていること。

ト (略)

六〇九 (略)

十 第二条の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

4・5 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第二百九十九条

金融庁長官は、第四十五条第二項の規定による届出の受理の権限

を、当該届出をする銀行持株会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

(經由官庁)

第三百条 銀行持株会社（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件第四条に掲げる銀行持株会社を除く。以下この条において同じ。）は、第六条第四項第五号イ又は第七条第四項第五号イの確認の申請を行う場合において、当該銀行持株会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所、小樽出張所又は北見出張所があるときは、財務事務所长、小樽出張所長又は北見出張所長を經由してしなければならない。

2| 銀行持株会社は、第二百八十五条第一項の規定により金融庁長官に承認申請書を提出するときは、当該銀行持株会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長を經由して提出しなければならない。

3| 銀行持株会社は、第二百八十七条第一項の規定により金融庁長官に届出をするときは、当該銀行持株会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長を經由して届け出なければならない。

を、当該届出をする銀行持株会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長。次条において同じ。）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

(經由官庁)

第三百条

銀行持株会社（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）第四条に掲げる銀行持株会社を除く。以下この条において同じ。）は、第二百八十五条第一項の規定により金融庁長官に承認申請書を提出するときは、当該銀行持株会社の本店の所在地を管轄する財務局長を經由して提出しなければならない。

2| 銀行持株会社は、第二百八十七条第一項の規定により金融庁長官に届出をするときは、当該銀行持株会社の本店の所在地を管轄する財務局長を經由して届け出なければならない。

4| 銀行持株会社は、第二百八十七条第二項の規定により金融庁長官に書面を提出するときは、当該銀行持株会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長を経由して提出しなければならない。

附 則

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則)

第九条 (略)

2 (略)

3 前二項において、「旧所要自己資本の額」とは、次の表の上欄に掲げる連結自己資本比率について、それぞれ同表の下欄に定める所要自己資本の額をいい、「新所要自己資本の額」とは、新告示第十三条第六項及び第二十五条第六項に規定する新所要自己資本の額をいう。

連結自己資本比率	所要自己資本の額
国際統一基準の連結自己資本比率	旧告示第一条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、旧告示第四条第一項に掲げるのれんに相当する額(正の値である場合に限る。)、営業権に相当する額及び企業結

3| 銀行持株会社は、第二百八十七条第二項の規定により金融庁長官に書面を提出するときは、当該銀行持株会社の本店の所在地を管轄する財務局長を経由して提出しなければならない。

附 則

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則)

第九条 (略)

2 (略)

3 前二項において、「旧所要自己資本の額」とは、次の表の上欄に掲げる連結自己資本比率について、それぞれ同表の下欄に定める所要自己資本の額をいい、「新所要自己資本の額」とは、新告示第十三条第六項及び第二十五条第六項に規定する新所要自己資本の額をいう。

連結自己資本比率	所要自己資本の額
第一基準の連結自己資本比率	旧告示第一条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、旧告示第四条第一項に掲げるのれんに相当する額(正の値である場合に限る。)、営業権に相当する額及び企業結

4
(略)

<p>国内基準の連結自己資本比率</p>	
<p>旧告示第十一条の算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、旧告示第十三条第一項に掲げるのれんに相当する額（正の値である場合に限る。）、営業権に相当する額及び企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当する額並びに旧告示第十三条第三項及び第十五条に定めるところにより控除されることとなる額の合計額から旧告示第十四条第一項第二号に掲げる額を控除した額</p>	<p>合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当する額並びに旧告示第四条第七項及び第七条に定めるところにより控除されることとなる額の合計額から旧告示第五条第一項第三号に掲げる額を控除した額</p>

4
(略)

<p>第二基準の連結自己資本比率</p>	
<p>旧告示第十一条の算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、旧告示第十三条第一項に掲げるのれんに相当する額（正の値である場合に限る。）、営業権に相当する額及び企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当する額並びに旧告示第十三条第三項及び第十五条に定めるところにより控除されることとなる額の合計額から旧告示第十四条第一項第二号に掲げる額を控除した額</p>	<p>合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当する額並びに旧告示第四条第七項及び第七条に定めるところにより控除されることとなる額の合計額から旧告示第五条第一項第三号に掲げる額を控除した額</p>

(株式等エクスポージャーに関する経過措置)

第十三条 内部格付手法採用行は、新告示第四百四十四条及び第四百四十五条の規定にかかわらず、当該銀行持株会社が平成十六年六月二十八日以後九月三十日までの期間から当該内部格付手法採用行が選択する日(以下「基準日」という。)において保有するエクスポージャー(基準日に取得する約定を行ったエクスポージャーを含む。)のうち、基準日において次の各号のいずれかに該当するものについては、当該エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成二十六年六月三十日まで、当該エクスポージャーの額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。

一 新告示第一条第九号イに掲げる性質を満たすエクスポージャーである場合(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(平成二十四年金融庁告示第二十八号)第二条の規定による改正前の新告示第八条第一項又は第二十条第一項に該当する場合を除く。)

二 信託受益権又は投資のために設立された法人その他これに類するものに対する持分であつて、当該信託に属する全ての財産又は当該法人の保有する全ての資産が前号の条件を満たすものであり

(株式等エクスポージャーに関する経過措置)

第十三条 内部格付手法採用行は、新告示第四百四十四条及び第四百四十五条の規定にかかわらず、当該銀行持株会社が平成十六年六月二十八日以後九月三十日までの期間から当該内部格付手法採用行が選択する日(以下「基準日」という。)において保有するエクスポージャー(基準日に取得する約定を行ったエクスポージャーを含む。)のうち、基準日において次の各号のいずれかに該当するものについては、当該エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成二十六年六月三十日まで、当該エクスポージャーの額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。

一 新告示第一条第九号イに掲げる性質を満たすエクスポージャーである場合(新告示第八条第一項又は第二十条第一項に該当する場合を除く。)

二 信託受益権又は投資のために設立された法人その他これに類するものに対する持分であつて、当該信託に属するすべての財産又は当該法人の保有するすべての資産が前号の条件を満たすもので

、かつ、当該銀行持株会社が当該資産のうち継続して保有されるものの銘柄及び額を特定することができる場合。ただし、当該保有資産が定款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指数（市場において一般的に用いられている上場株式の株価に関する指数をいう。）に沿って運用される場合には、特定することができるものとして扱うことができる。

2
～
4
(略)

あり、かつ、当該銀行持株会社が当該資産のうち継続して保有されるものの銘柄及び額を特定することができる場合。ただし、当該保有資産が定款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指数（市場において一般的に用いられている上場株式の株価に関する指数をいう。）に沿って運用される場合には、特定することができるものとして扱うことができる。

2
～
4
(略)

○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十九年金融庁告示第十八号）（附則第十条関係）

改正案	現行
<p>銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二十八条第六項等の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行</p>	<p>銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第五条第七項等の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行</p>
<p>銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第二十八条第六項、第三十三条第二項第一号、第四十条第七項及び第四十四条第二項第一号の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行は、次の各号に掲げる銀行とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 削除</p> <p>七・八 （略）</p> <p>九 三井住友信託銀行株式会社</p>	<p>銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第五条第七項、第十条第二項第一号、第十七条第八項、第二十一条第二項第一号、第二十八条第六項、第三十三条第二項第一号、第四十条第七項及び第四十四条第二項第一号の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行は、次の各号に掲げる銀行とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 中央三井信託銀行株式会社</p> <p>七・八 （略）</p> <p>九 住友信託銀行株式会社</p>

○ 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第五条第七項等の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行持株会社（平成十九年金融庁告示第十九号）（附則第十一条関係）

改正案	現行
<p>銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第十七条第六項及び第二十二條第二項第一号の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行持株会社</p>	<p>銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第五条第七項等の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行持株会社</p>
<p>五 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社</p> <p>一〇四 (略)</p>	<p>五 中央三井トラスト・ホールディングス株式会社</p> <p>一〇四 (略)</p>

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十五年三月三十一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 附則第十一条中第五号の改正規定 公布の日

二 附則第十条中第六号及び第九号の改正規定 平成二十四年四月一日

(自己資本比率に係る経過措置)

第二条 この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して二年を経過する日までの間における第一条の規定による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新銀行告示」という。）第二条第一号及び第二号並びに第十四条第一号及び第二号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	四・五	三・五
	六	四・五
平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四・五	四
	六	五・五

2 適用日から起算して二年を経過する日までの間における第二条の規定による改正後の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新持株告示」という。）第二条第一号及び第二号の規定の適用については、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(資本調達手段に係る経過措置)

第三条 第一条の規定による改正前の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧銀行告示」という。）第五条第三項若しくは第十七条第三項の優先出資証券又は非累積的永久優先株であつて新銀行告示第六条第四項又は第十八条第四項に規定するその他Tier1資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日前に発行されたものに限る、ステップ・アップ金利等（旧銀行告示第五条第二項に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）を上乗せする特約が付されたものであつて適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。以下この項及び第三項において「適格旧Tier1資本調達手段」という。）の額については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier1資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧Tier1資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新銀行告示第二条第二号又は第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	九十パーセント
平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	八十パーセント
平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十パーセント
平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント

平成三十一年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	三十パーセント
平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	十パーセント

2 旧銀行告示第六条第一項第四号から第六号まで若しくは第十八条第一項第四号から第六号までに掲げるものであつて新銀行告示第七条第四項若しくは第十九条第四項に規定するTier2資本調達手段に該当しない資本調達手段（平成二十二年九月十二日前に発行されたもの限り、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されたものであつて適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。）又は新銀行告示第七条第四項各号（第十号を除く。）に掲げる要件若しくは新銀行告示第十九条第四項各号（第十号を除く。）に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段であつて新銀行告示第七条第四項若しくは第十九条第四項に規定するTier2資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日から適用日の前日までの間に発行されたものに限る。）（以下この項及び次項において「適格旧Tier2資本調達手段」と総称する。）の額（適格旧Tier2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日（新銀行告示第四条第一号イに規定する算出基準日をいう。次条第二項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。以下この項及び次項において同じ。）については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier2資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧Tier2資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新銀行告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、適格旧Tier1資本調達手段又は適格旧Tier2資本調達手段にステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧Tier1資本調達手段の額及び当該適格旧Tier2資本調達手段の額は、新銀行告示第二条第二号若しくは第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額又は新銀行告示第二条第三号若しくは第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算

入してはならない。

4 第二条の規定による改正前の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧持株告示」という。）第五条第三項の優先出資証券又は非累積的永久優先株であつて新持株告示第六条第四項に規定するその他Tier1資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日前に発行されたものに限る、ステップ・アップ金利等（旧持株告示第五条第二項に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。）を上乗せする特約が付されたものであつて適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。以下この項及び第六項において「適格旧Tier1資本調達手段」という。）の額については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier1資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧Tier1資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新持株告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

5 旧持株告示第六条第一項第四号から第六号までに掲げるものであつて新持株告示第七条第四項に規定するTier2資本調達手段に該当しない資本調達手段（平成二十二年九月十二日前に発行されたもの限り、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されたものであつて適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。）又は同項各号（第十号を除く。）に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段であつて同項に規定するTier2資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日から適用日の前日までの間に発行されたものに限る。）（以下この条において「適格旧Tier2資本調達手段」と総称する。）の額（適格旧Tier2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日（新持株告示第四条第一号に規定する算出基準日）をいう。次条第四項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。以下この条において同じ。）については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier2資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧Tier2資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新持株告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

6 前二項の規定にかかわらず、適格旧Tier1資本調達手段又は適格旧Tier2資本調達手段にステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧Tier

1 資本調達手段の額及び当該適格旧Tier2資本調達手段の額は、新持株告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額又は同条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

(公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置)

第四条 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段であつて旧銀行告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目に該当するものの額については、平成三十年三月三十一日までの間は、新銀行告示第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

2 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段であつて旧銀行告示第二条又は第十四条の算式における補完的項目に該当するものの額(償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。)については、平成三十年三月三十一日までの間は、新銀行告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

3 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段であつて旧持株告示第二条の算式における基本的項目に該当するものの額については、平成三十年三月三十一日までの間は、新持株告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

4 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段であつて旧持株告示第二条の算式における補完的項目に該当するものの額(償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。)については、平成三十年三月三十一日までの間は、新持株告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

(その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置)

第五条 新銀行告示第五条第一項第二号その他の包括利益累計額及び新銀行告示第十七条第一項第二号の評価・換算差額等に該当するものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新銀行告示第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入するものとす

る。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	零パーセント
平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント
平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	八十パーセント

2 新銀行告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額及び新銀行告示第十七条第一項第二号の評価・換算差額等に該当するものの額のうち、前項の規定により新銀行告示第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧銀行告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目に該当する部分の額については、新銀行告示第二条第二号又は第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入するものとし、旧銀行告示第二条又は第十四条の算式における補完的項目に該当する部分の額については、新銀行告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入するものとし、旧銀行告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目及び補完的項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

3 新持株告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額に該当するものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新持株告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

4 新持株告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額に該当するものの額のうち、前項の規定により新持株告示第二条第一号の算式にお

ける普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧持株告示第二条の算式における基本的項目に該当する部分の額については、新持株告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入するものとし、旧持株告示第二条の算式における補完的項目に該当する部分の額については、新持株告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入するものとし、旧持株告示第二条の算式における基本的項目及び補完的項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

(少数株主持分等に係る経過措置)

第六条 連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（新銀行告示第八条第一項第三号に規定する連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額をいう。）のうち、新銀行告示第八条第一項から第三項までの規定により新銀行告示第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額、新銀行告示第六条第一項第五号に掲げるその他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額及び新銀行告示第七条第一項第五号に掲げるTier2資本に係る調整後少数株主持分等の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額のうち、連結子法人等（新銀行告示第一条第五十八号に規定する連結子法人等をいう。以下この項において同じ。）の普通株式（新銀行告示第五条第三項に規定する普通株式をいう。）に対応する部分の額については、新銀行告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入ことができ、連結子法人等のその他Tier1資本調達手段（新銀行告示第六条第四項に規定するその他Tier1資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、新銀行告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入ことができ、連結子法人等のTier2資本調達手段（新銀行告示第七条第四項に規定するTier2資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、新銀行告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	百パーセント
平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	八十パーセント

平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント

2 連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（新持株告示第八条第一項第三号に規定する連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額をいう。）のうち、新持株告示第八条第一項から第三項までの規定により新持株告示第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額、新持株告示第六条第一項第五号に掲げるその他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額及び新持株告示第七条第一項第五号に掲げるTier2資本に係る調整後少数株主持分等の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額のうち、連結子法人等（新持株告示第一条第五十八号に規定する連結子法人等をいう。以下この項において同じ。）の普通株式（新持株告示第五条第三項に規定する普通株式をいう。）に対応する部分の額については、新持株告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入ことができ、連結子法人等のその他Tier1資本調達手段（新持株告示第六条第四項に規定するその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のTier2資本調達手段（新持株告示第七条第四項に規定するTier2資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、新持株告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

（調整項目に係る経過措置）

第七条 新銀行告示第五条第二項第一号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで及び第七条第二項各号に掲げる額並びに新銀行告示第十七条第二項第一号から第六号まで、第十八条第二項第一号から第四号まで及び第十九条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第五条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新銀行告示第二条第一号若しくは第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、新銀行告示第二条第二

号若しくは第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額又は新銀行告示第二条第三号若しくは第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額にそれぞれ算入することができる。

2 新銀行告示第五条第二項第一号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで及び第七条第二項各号に掲げる額並びに新銀行告示第七条第二項第一号から第六号まで、第十八条第二項第一号から第四号まで及び第十九条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により新銀行告示第二条第一号若しくは第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、新銀行告示第二条第二号若しくは第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額又は新銀行告示第二条第三号若しくは第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧銀行告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目に該当する部分の額については、新銀行告示第二条第二号又は第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧銀行告示第二条又は第十四条の算式における補完的項目又は控除項目に該当する部分の額については、新銀行告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧銀行告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目、補完的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

3 新持株告示第五条第二項第一号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで及び第七条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第五条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新持株告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、同条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額又は同条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額にそれぞれ算入することができる。

4 新持株告示第五条第二項第一号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで及び第七条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により新持株告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、同条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額又は同条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧持株告示第二条の算式における基本的項目に該当する部分の額については、新持株告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧持株告示第二条第二号の算式における補完的項目又は控除項目に該当する部分の額については、新持株告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧持株告示第二条の算式における基本的項目、補完的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

(特定項目に係る十五パーセント基準超過額に係る経過措置)

第八条 適用日から起算して五年を経過する日までの間における新銀行告示第八条第十項第一号及び第二十条第七項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

2 適用日から起算して五年を経過する日までの間における新持株告示第八条第十項第一号の規定の適用については、当該規定中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

(国内基準行に係る経過措置)

第九条 国内基準行(新銀行告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。)である銀行については、当分の間、新銀行告示の規定にかかわらず、旧銀行告示の規定を適用する。

2 国内基準行(新持株告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。)である銀行持株会社については、当分の間、新持株告示の規定にかかわらず、旧持株告示の規定を適用する。

(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準
第五条第七項等の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行の一部改正)

第十条 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第五条第七項等の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行(平成十九年金融庁告示第十八号)の一部を次のように改正する。

題名中「第五条第七項等」を「第二十八条第六項等」に改める。

「第五条第七項、第十条第二項第一号、第十七条第八項、第二十一条第二項第一号、」を削り、第六号を次のように改める。

六 削除

第九号を次のように改める。

九 三井住友信託銀行株式会社

(銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第五条第七項等の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行持株会社の一部改正)

第十一条 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第五条第七項等の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行持株会社（平成十九年金融庁告示第十九号）の一部を次のように改正する。

題名中「第五条第七項等」を「第十七条第六項及び第二十二条第二項第一号」に改める。

「第五条第七項、第十条第二項第一号、」を削り、第五号を次のように改める。

五 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

【算式①】

所要自己資本額 (K) = $2.33 \times h^{0.5} \times \left(\sum_i 0.5 \times w_i \times (M_i \times EAD_i^{total} - M_i^{hedge} \times B_i) - \sum_{ind} w_{ind} \times M_{ind} \times B_{ind} \right)^2 + \sum_i 0.75 \times w_i^2 \times (M_i \times EAD_i^{total} - M_i^{hedge} \times B_i)^2)^{0.5}$

【算式②】

$$CVA = (LGD_{MKT}) \times \sum_{i=1}^T \text{Max} \left(0, \text{EXP} \left(- \frac{S_{i-1} \times t_{i-1}}{LGD_{MKT}} \right) - \text{EXP} \left(- \frac{S_i \times t_i}{LGD_{MKT}} \right) \right) \times \left(\frac{EE_{i-1} \times D_{i-1} + EE_i \times D_i}{2} \right)$$

【算式③】

$$\text{Regulatory CS01}_i = 0.0001 \times t_i \times \text{EXP} \left(- \frac{S_i \times t_i}{LGD_{MKT}} \right) \times \left(\frac{EE_{i-1} \times D_{i-1} - EE_{i+1} \times D_{i+1}}{2} \right) \quad (i < T \text{ のとき})$$

$$\text{Regulatory CS01}_r = 0.0001 \times t_r \times \text{EXP} \left(-\frac{S_r \times t_r}{\text{LGD}_{\text{MKT}}} \right) \times \left(\frac{EE_{t_r} \times D_{t_r} + EE_r \times D_r}{2} \right) \quad (i = T \text{ のとき})$$

【算式④】

$$\text{Regulatory CS01} = 0.0001 \times \sum_{i=1}^T (t_i \times \text{EXP} \left(-\frac{S_i \times t_i}{\text{LGD}_{\text{MKT}}} \right) - t_{i-1} \times \text{EXP} \left(-\frac{S_{i-1} \times t_{i-1}}{\text{LGD}_{\text{MKT}}} \right)) \times \left(\frac{EE_{i-1} \times D_{i-1} + EE_i \times D_i}{2} \right)$$